

令和5年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第 1 号～議案第 8 号

提案～審議

第 6 議案第 5 号

討論～採決

○出席議員（１０名）

１番 西 森 一 博
 ２番 都 志 今朝一
 ３番 笹 沼 美 保
 ４番 三 澤 澄 子
 ５番 加 藤 泰 久

６番 山 崎 文 直
 ７番 百 瀬 輝 和
 ８番 太 田 篤 己
 ９番 唐 澤 由 江
 １０番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和5年11月30日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

日ごとに寒さが厳しくなりました。インフルエンザ等、健康には十分に気をつけてください。

ただいまから、令和5年第4回南箕輪村議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、都志今朝一議員、3番、笹沼美保議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和5年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本定例会に付議された事件は議案8件、報告2件です。このうち、議案第5号は議案審議の関係で即決といたします。

会期は、本日11月30日から12月15日までの16日間とし、この間で12月1日から12月12日までは本会議を休会といたします。

また、最終日15日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月15日までの16日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 皆さんおはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和5年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席を賜り開催できますことに、まずはお礼を申し上げます。

2023年も残すところあと1か月となりました。この1年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になり、村の3大イベントである大芝高原まつり、経

ヶ岳バーティカルリミット、イルミネーションフェスティバルをはじめ、様々な行事やイベントを開催することができ、地域に活気や笑顔が戻ってきた1年ではないかと考えております。

一方、インフルエンザの流行時期には変化が生じておりまして、県では10月30日から11月5日まで、インフルエンザの定点当たりの患者数が32.89人となり、警報の基準値であります30人を上回ったことから、インフルエンザ警報が発表されました。現在もまたインフルエンザの患者さんが増えておりますので、引き続き感染症の動向に注意をしております。

新型コロナウイルスワクチン接種については、現在、引き続き医療機関、医療従事者の方に御協力をいただきまして、令和5年秋開始接種を実施をしております。接種勧奨の対象は、65歳以上の方と基礎疾患を有する方ですが、希望すれば、生後6か月以上の初回接種を終えた全ての方が接種ができます。今のところ接種期間は令和6年3月31日までになっておりますが、今後、接種希望者の減少に伴いまして、接種日程が少なくなっております。接種を希望される方は、お早めに御予約をいただくようお願いを申し上げます。

なお、接種による中長期的な人体への影響、追加接種による人体への影響については、今現在も明らかになっておりません。よって、接種については御自身で情報を収集し、慎重に検討の上、判断していただければと思います。

景気の状態につきまして、国内、県内共に雇用所得環境が改善する向きが見られておりまして、緩やかな回復が続くことが期待をされております。

そのような中、村税の収入見込みであります。個人村民税は前年度決算に比べ約3,250万円増の8億5,800万円。法人村民税は昨年と同程度の1億9,800万円程度を見込んでおります。

固定資産税につきましては、土地の下落修正、償却資産、設備投資の減少があったものの、新築家屋の増によりまして、前年度決算に比べまして約250万円増の10億6,900万円を見込んでおります。

また、軽自動車税は登録台数の増、入湯税は入湯客の回復によりまして、それぞれ増収となる見込みでございます。このような状況から、村税全体といたしまして、前年度決算に比べ約4,200万円増の23億6,700万円を見込んでおります。

一方、歳出の電気料金、燃料価格などは、昨年から高止まりしているところに今年より各種事業が再開をされておりますので、電気料金、燃料代の補正をお願いするところであります。

ほかにも、物価高騰の影響は依然続いておりまして、資材や労務費が上がっていることから、今年度予定している一部の事業では、工事費、修繕費の不足が生じております。

また、村3か年実施計画を決定したところでありますが、計画策定の過程で、緊急の安全対策が必要と判断した事業につきましては、今回の補正予算に関連費用の計上をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、人口動態について申し上げます。

令和5年11月1日の人口は1万6,077人となり、昨年の11月1日と比べまして、51人の増加となりました。昨年に1万6,000人を超えてから、人口が11月1日、1万6,077人は最も多い数となっております。なお、自然増減につきましては、11月1日現在、プラスマイナスゼロとなっております。

高齢化率、年少人口の割合につきましては、県が発表した10月1日時点の年齢別人口推計によると、県内総人口は、前年と比べ1万5,596人減の200万5,274人となりました。本村は高齢化率が県下で最も低く23.6%、年少人口の割合は県内最高の15.3%であります。

次に自治会、地域づくり関係についてであります。

村では、本年度と来年度の2か年をかけまして自治会の負担を軽減し、10年先を見据えた持続可能な地域コミュニティをつくるために、持続可能な自治会検討委員会を10月30日に立ち上げました。検討委員会では、行政から区や組に依頼をしております行政協力業務の削減と効率化、さらに区・組の現状を把握し、自治会の合理化等について検討審議を行っております。今年度につきましては月1回のペースで5回開催を予定しております、委員の皆様によるワークショップを中心に議論を重ね、行政協力業務の負担軽減等についてまとめてまいります。

現在、会議の映像を御覧いただきまして、御意見をいただく検討補助員、こちらは継続して募集をしております。会議の映像は村ウェブサイトで毎回公開してまいりますので、ぜひ多くの皆様に御覧、興味を持っていただきまして、御意見等をお寄せいただければ幸いです。

次にVC長野トライデントについてです。

10月から2023-24リーグが始まりまして、現在、開幕から残念ながら12連敗中となっております。ただ、見応えのある試合が続いております、観客の応援も非常に盛り上がっているところです。これから比較的下位のチームとの対戦が続きますので、まずは初勝利を期待するところであります。

令和5年度の県の地域発元気づくり支援金を活用いたしましたスケートボードイベントRIDE ON TIME in 大芝高原は、6月から11月の間にスクールを3回、一般開放を5回実施し、延べ318人の参加がありました。また、9月にはアジア大会銀メダリストの永原悠路選手、私も当日現場で拝見いたしました、そのデモンストレーションがありまして、会場が大いに沸いたところであります。参加者からは、安心して子供にスケートボードをさせることができた。来年もスケートボードイベントを開催してほしいとの声を多くいただいているところです。

移住定住対策事業につきましては、10月7日に大阪市内で長野県主催の楽園信州移住セミナーに参加をいたしました。14組20名の参加があり、村での生活環境や魅力などをお伝えすることができました。参加者からは、それぞれの自治体の特色が聞け、移住の参考になった。実際に移住してからについて学ぶことができたなどの感想をいただいております。

また、11月22日には、伊北3町村で初めての合同移住セミナーを銀座NAGANOで開催をいたしました。こちらには8組13名の参加者がありまして、ふるさと納税の返礼品や特産品などの紹介を通じまして、3町村をPRしたところであります。

男女共同参画推進事業では、11月17日に人権講演会を兼ね、得意よりも好き、強みよりも弱さと題した講演会を開催をいたしました。世界一明るい視覚障がい者を自認する成澤俊輔氏を講師に迎え、受講者の皆様は講師の力のある言葉に終始驚いたり共感したりし、心を動かされたようであります。

DX推進については、10月からオンラインでの窓口予約システムを導入をいたしました。最初に子宮頸がん検診の予約を実施いたしましたところ、システムでの予約の割合は40.8%

となりました。特に20代から40代の若い世代に対しまして、オンライン予約が約72%と高く、導入効果が数字で表れております。場所や時間の制約なく予約ができますし、重複予約のリスクや電話対応の負担軽減にもつながっております。図書館や公民館のイベント、各種講座などでも既に導入しておりまして、昔から実施しておりますがの電子申請サービスとすみ分けを行いながら、オンラインで手続きできる事業を今後も増やしてまいりたいと思います。

次に、産業関係についてであります。

8月に農業委員と各地区営農組合役員が農地利用状況調査、農地パトロールを実施をいたしました。令和4年、昨年は82筆約6万2,300平米だった遊休農地が、令和5年は80筆、6万3,000平米ほどとなりまして、ほぼ横ばいの結果でございます。農業委員会の委員の皆様をはじめ、農業に従事をされる皆様の御活躍により、大幅に増加することなく推移をしてきております。

農作物につきましては、今年は大きな台風等の影響もなく、順調に秋の収穫時期を終えることができました。本年度の稲作作況指数は全国で101と予想されております。長野県では、8月の高温、雨不足によりまして生育状況への影響が心配されましたが、長野県、南信地域共に作況指数は100と予想されております。

品質につきましては、特にお米であります新潟県産等ほかの産地では、高温障害の影響を受けまして大きく等級を落としている地域もございますが、上伊那地域は1等米の比率が95.7%と前年並みの品質というところで、安心をしているところでございます。正式な確定値は12月に入ってから公表されるところでありますが、この比率については次年度の生産調整にも大きく影響してまいりますので、今後の動向に注視をまいります。

また、10月下旬から収穫を始めた大豆、こちらにつきましては、高温、水不足の影響を受けてしまいまして、実が入らない圃場もありました。昨年比、半分ほどの収量となる見込みでございます。

J A、東洋ライスとの包括連携によりますマタニティプロジェクト、泉大津市との農業連携協定による泉大津市学校給食等への活用が、令和5年産の風の村米だよりから始まってまいります。

マタニティプロジェクトにつきましては、対象が妊婦でありまして、急激に参加者が増える類いの事業ではありませんが、11月からプロジェクトを開始いたしまして、参加者が順調に増えておるところでございます。

泉大津市につきましては、令和5年産の金芽米風の村米だよりが、泉大津市の学校給食で提供されるべく、現在、J Aと泉大津市の間で準備が進められているところであります。来年度以降、作付面積の拡大と消費拡大に向けて、さらに風の村米だよりのブランド化、価値の向上に具体的な事業を進めてまいりたいと思っております。

農業者燃油燃料高騰対策補助金につきましては、10月末までが受付期間でありました。補助金の交付の実績は78名、約486万円となっております。

続きまして、商工業関係であります。

電気・ガス料金高騰対策応援商品券事業につきましては、現在実施中であり、期限は12月31日までとなっております。11月16日時点での利用状況は、32.6%となっております。様々な物が高騰する中、村民の皆様の生活を支える一助として、未使用になることがないようにしっかりと今後もPRを進めてまいります。

観光森林関係であります。

大芝村有林整備基本計画で示されております整備基本方針、整備目標の実現に向けて、適切な森林づくりを具体的に実行するための大芝高原森林づくり実施計画を策定するに当たり、大芝高原森林づくり協議会を立ち上げ、調査・検討など、計画策定に向けた取組が始まっております。

この計画では、行政主導でつくられたものではなく、村民や利用者が主体となり、村民の思い、利用者のニーズを反映した計画としていくために開かれた協議会を設置し、村民や利用者の声を聞き、意見を取り入れることができる環境をつくっております。計画につきましては、また私が各公民館にお邪魔をして、内容を説明する機会もつくってまいりたいと思っております。

また、冒頭申し上げましたが、本年度は4年ぶりに大芝高原まつり、経ヶ岳バーティカルリミットを開催することができました。次年度以降、将来に向けどのような形にしていくか、検討を進めてまいります。

次に、建設関係でございます。

村事業関係の建設工事進捗状況は、村3か年実施計画、地区計画事業をはじめ、それぞれ順調に推移をしております。県の事業関係でございますが、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差部の改良、国道153号塩ノ井の歩道設置、北殿駅南側県道の歩道設置、国道361号南原の歩道設置、それぞれの事業につきまして、現在順調に進んでおります。10月には現地調査も実施し、県議会議員も含め、県に早期完成の要望を行ったところです。

上下水道関係についてです。

上水道では、第1配水池の緊急遮断弁制御盤修繕工事が完了いたしました。令和4年度からの繰越事業であります沢尻・南原の村道2217号線配水管布設工事については、工事に着手したところであり、今後は大泉の配水管布設替工事、神子柴の水道橋布設替工事等、老朽管の更新工事等を計画的に進めてまいります。

また、下水道では住宅の新築等に伴う公共ます設置工事、ストックマネジメント計画に基づく北殿のマンホールポンプ更新工事、田畑・神子柴のマンホール継手耐震設計及び耐震改修工事を実施をしております。

いよいよ寒さも厳しくなり、降雪シーズンに入っております。例年のように、主要幹線道路の除雪につきましては、村内の建設業者や水道業者に御協力をお願いし、生活道路や歩道、また地区を結ぶ道路などは、まっくん除雪隊を中心に住民の皆様の御協力をいただきながら交通機能の確保に努めてまいりますので、地域の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、保育園の状況でございます。

先日、来年度の入園希望調査を行いました。現時点での全体の入園希望数であります。令和6年度当初668人、昨年度に比べて1人減となっておりますが、668人となっております。なお、また途中入所希望者を含めた令和6年度末の見込みであります。こちらは742人、昨年度と比較して2人減と、基本的には例年並みとなっております。

保育園児数の増加については落ち着いてきたものの、引き続き1歳児をはじめとした未満児の入園率が高くなっております。若い世代の多い本村といたしましては、この傾向はしばらく続いてまいりますので、保護者の皆様のニーズに応えるべく、様々な事業で対

応してまいりたいと思います。

次に、学校関係でございます。

小中学校では、2学期が残り1か月弱となりました。2学期中、インフルエンザの流行によりまして、小学校・中学校で学級閉鎖の対応をとりましたが、今年度は社会見学や臨海学習、若竹祭、音楽祭、修学旅行といった行事がおおむねコロナ禍前のように行われ、子供たちの明るい笑顔の下、学習が展開されたことは大変喜ばしいことでございます。

学校給食センター建設事業につきましては、建築工事及び機械・電気設備工事が11月末をもって完了いたしました。この間、村議会をはじめ地域住民の皆様や学校関係者の皆様、多くの関係者の皆様から御協力をいただいたことに感謝を申し上げます。これから、太陽光発電設備設置工事と現給食センターからの機械移設工事を3月までに完了し、4月からの本格稼働を進めてまいります。また、新給食センターから給食を受け入れる側になる現給食センターの配膳室、南箕輪中学校のプラットフォーム改修も来年の3月までに完了するよう進めてまいります。

いずれも短期間での工事となりますが、事故等ないよう安全管理を徹底し、進めてまいります。近隣住民の皆様におかれましては御迷惑をおかけいたしますが、御理解いただければ幸いです。

社会教育、公民館関係につきましては、まっくんスポーツフェスを初開催いたしました。開催日や周知の方法など改善の余地は多々あると感じておりますが、新しいスポーツイベントとして第一歩を踏み出せたと感じております。また、12月3日には上伊那郡縦断駅伝競走大会に村チームとして参加する予定であります。村民文化祭は4年ぶりに、おおむねコロナ禍前の状態で開催することができました。今年は、気象予報士の森田さんの文化講演会や村文化団体連絡協議会のステージ発表、村文化団体等の作品展示会を行ったところです。

また、二十歳の集いは、来年1月3日に開催する予定であります。

図書館事業では、市町村と県による電子図書館サービスの一環といたしまして、自動読み上げ機能を使う視覚障がい者専用電子図書サービスアクセシブルライブラリーが今年9月から利用できるようになりまして、11月末までに1名登録をいただいたところです。

村3か年事業計画の策定も完了いたしまして、いよいよ新年度予算の編成の時期になってまいりました。いつまでも幸せに暮らせる村の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

本定例会に提出いたしました案件は、議案8件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年8月分から令和5年10月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり2件の専決処分を行いましたので、

同条第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（原 源次） これで行政報告を終わります。

日程第5、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

今回の改正内容は、子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割額及び所得割額を減免するものです。

それでは、議案書1ページを御覧ください。

第21条国民健康保険税の減額の第2項の次に第3項を追加します。産前産後期間に係る出産被保険者の所得割及び均等割の減額について規定しております。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を、それぞれ出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分、双子以上の多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月の期間分が対象となります。

現在の納付方法は1年を10期に分けて納付する方法ですが、産前産後期間の4か月分、または6か月分の減額期間とは、1年を12か月で割って1か月分を算出し、その上で4か月分、または6か月を算出した期間分となります。

おめくりいただき、2ページをお願いします。11行目からとなります。

第22条の2の次に、出産被保険者に係る届出として第22条の3を追加します。ここでは、産前産後期間の減額に係る届出について規定しています。納税義務者であります世帯主情報、出産被保険者の情報、単胎妊娠か多胎妊娠かの別、等です。また、第2項で予定日等が確認できる添付書類を規定しております。第3項は受付期間開始時期、第4項は書類届出がなく、出産の届出によって出産の事実を確認した場合などは省略させることができると規定しております。

3ページに進みまして、附則ですが、施行期日は令和6年1月1日、適用区分として、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の産前産後期間に係るものを適用し、令和5年12月以前の期間に係るものは対象とならないことを規定しております。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 出産に関わる国保の減免ということで、結構なことだと思いますが、ちょっと聞きたいところが、2 ページで説明いただいた届出のところで、それぞれ個人番号ということが書いてあるわけですが、個人番号は任意でありますので、個人番号ない場合には、4 で確認するというところでよろしいかどうかお聞きしたいと思います。

令和6年1月以降の期間に関わることでありますけれども、現状でどのくらいの方が予想されるかお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 今の御質問に御回答申し上げます。

個人番号につきましては、記載がなくても確認が取れるということで、ない場合でも大丈夫です。一応、国のつくったひな形として書かれているということで、なくても取扱いを行います。

それから、現在の出産者数でありますけれども、ここ最近では平均10人ということになっています。令和3年度が13人、令和4年度が9人ということで、10人前後という人数を見込んでおります。

以上でございます。

議長（原 源次） ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年4月からの新しい学校給食センターの稼働に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） それでは、議案第2号につきまして細部説明を申し上げます。

学校給食センターにつきましては、施設の老朽化などのため、移転新築により令和6年4月1日から新しい学校給食センターの稼働を開始します。これに伴いまして、位置、住所になるわけですが、などの改正をお願いするものでございます。

それでは、議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条と第2条の改正は、今回の位置の改正に併せて、ほかの村施設の設置条例に体裁を合わせ、第1条に設置の条文、第2条に名称及び位置の条文を設け、位置を南箕輪村4804番地の1から、南箕輪村3086番地2に改正するものです。

第3条と第4条、第5条につきましては、実態に合わせる事、それから文言の改正、条文の繰上げをするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） それでは、議案第3号につきまして細部説明を申し上げます。

本案は、村が保育園を運営するために従うべき基準とされております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので、議案の2ページを御覧ください。

下線部分が改正箇所となります。

第15条でございますが、引用法令であります就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の第3条第10項の規定が削除されたことによる項ずれに伴う改正でございます。

おめくりいただきまして、3ページから4ページを御覧いただきまして、第35条第3項、第36条第3項は、共に既存の読替規定の不備を補正するための基準府令が公布されたことによる改正でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、より速やかに情報連携を行うことにより、住民の利便性を向上させるため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） では、議案第4号につきまして細部説明を申し上げます。

本案は、福祉医療費給付金の受給資格取得の申請時に必要な情報をマイナンバーを利用して連携することができるよう、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で改正部分を説明いたしますので、議案の2ページを御覧ください。

第4条第1項に定める別表2につきまして、国民健康保険の情報及び高齢者の医療の確保に関する法律の医療、いわゆる後期高齢者医療保険の情報を加え、連携できるようにするものです。そのほか、読点についても併せて改正を行います。

1ページに戻っていただきまして、附則では、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上、細部説明といたします。

議長（原 源次） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） すみません。

後期高齢者医療についての個人情報の提供ということであります。本村は、やっぱりほかの自治体にはない福祉医療に取り組んでいますので、今までも子供の医療費の部分がマイナンバーの保険証を使った場合に反映されなかったというような情報も幾つか報告されているわけで、独自でやっている場合の情報がきちんと伝わるのが大事だと思うんで、そのことの整備だとは思いますが、そういう心配が現状でないのかどうかということ、もう一度ちょっと確認したいと思います。繰り返しそういう情報がきちんと伝わっていないということで報道されておりますので、その辺の点検も含めて、きちんと点検していくことも含めて教えていただきたいと思います。

議長（原 源次） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、三澤議員の質問にお答えいたします。

マイナンバーの連携につきましてですけれども、基幹系においてマイナンバーを連携する、もともと持っているマイナンバーと連携するものでございますので、ひも付けの誤りですか、そういったことは発生しないと考えております。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第5号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案では、歳入では国・県の交付金等の確定などによるもの。歳出では、施設、公用車の使用の増加による電気料金、燃料代の増額、資材、労務費の上昇による工事費、修繕費の増額、及び緊急の修繕、安全対策が必要な箇所への対応、また、職員の時間外勤務手当の増額、及び会計年度任用職員の増加による報酬手当の増額などが主なものとなっております。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,876万3,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の29ページをお開きいただき、歳出の人件費の説明からさせていただきます。

給与費明細書をお願いいたします。

1、特別職であります、その他手当の児童手当が所得超過により支給制限となり、減額するものです。

次に30ページの2、一般職をお願いします。

おめくりいただきました31ページの（2）、給料及び職員手当の増減額の明細により御説明申し上げます。

報酬、会計年度任用職員分ですが、保育園の園児数増等に伴う職員数の増、最低賃金の改定に伴い、一部の報酬改定による増、それから、土木技術指導員が今年度採用することができなかったことによる減等により、全体では増額となっております。給料につきましては、職員異動による増額となります。職員手当は、職員異動に伴う減額と時間外手当の増額となります。30ページ下段の内訳表のとおりとなりますので、お目通しいただければと思います。

以上の説明によりまして、各事業、各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費におきましては説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書11ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

1 款議会費、1 項 1 目 0101 議会事務です。10 節需用費、04 印刷製本費は、議会報について、物価高騰とページ数の増により増額をお願いするものです。

次に、12 ページの一番下ですが、2 款総務費、1 項 3 目 0229 ふるさと納税事業になります。

おめくりいただきました 13 ページ、10 節需用費ですが、01 消耗品費と 04 封筒印刷費について、ふるさと納税の寄附金の増により経費の増額をお願いするものです。

5 目 0221 財産管理事務、10 節需用費ですが、02 燃料費は会議やイベントが通常開催に戻ったことから、公用車の使用が増加したことに伴う燃料費と、06 修繕料は公用車修繕料の増額をお願いするものです。

8 目 0256 交通安全施設整備事業、14 節工事請負費です。南原に緊急の安全対策を講じる箇所があり、カーブミラー設置工事の経費の増額をお願いするものです。

13 目 0241 企画調整管理事務、07 報償費、12 節委託料、18 節負担金、補助及び交付金は、地域おこし協力隊の事業内容により、予算組み替えを行うものです。

14 ページをお願いします。

3 項 1 目 0265 戸籍住民基本台帳事務、12 節委託料です。マイナンバーカードの普及により、住民票や戸籍証明が窓口交付からコンビニ交付へ移行する件数が増加したため、委託料が増加したことにより、補正をお願いするものです。

おめくりいただき、15 ページをお願いします。

3 款民生費、1 項 1 目 0301 社会福祉総務事務、27 節繰出金です。国民健康保険事業特別会計への繰出金ですが、国保加入者のうち、未就学児の均等割保険料の軽減額の村分 4 分の 1 が確定したことに伴うものです。

0302 福祉医療費給付金事業、19 節扶助費です。福祉医療費の遡及給付分の増額補正をお願いするものです。

0306 障がい者福祉事業、14 節工事請負費は、障がい者生きがいセンターの暖房機故障による取替え工事費となります。

次に 16 ページをお願いします。

3 目 0329 後期高齢者医療事業、18 節負担金、補助及び交付金です。後期高齢者医療広域連合の令和 4 年度給付費精算分になります。

次に、2 項 1 目 0335 子育て教育支援事業ですが、巡回相談の公認心理師と言語聴覚士の報償費が国の補助金の対象になるということから、一般財源から国庫支出金に財源を組み替えるものです。

2 目 0340 保育園運営事業です。14 節工事請負費と 17 節備品購入費は入札差金になり、減額するものです。

おめくりいただき、17 ページをお願いします。

0341 保育園施設整備事業、14 節工事請負費は、南部保育園の照明 LED 化工事の物価高騰分と、中部保育園の給食室換気設備に不具合があることから、改修工事費の増額をそれぞれをお願いするものです。

18 ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項 1 目 0401 予防事業、22 節償還金、利子及び割引料は、令和 4 年度分の風疹予防接種の事業実績の精算金として、国へ返還するものです。

次に、0413 新型コロナワクチン接種事業、18 節負担金、補助及び交付金は、本年度の春・

秋接種券の印刷封入封緘業務に係る経費が確定したことに伴うものです。

おめくりいただき、19ページをお願いします。

6 款農林水産業費、1 項 1 目0601農業委員会事務、10節需用費は、農業委員会だよりの印刷費が部数増加に伴い、不足分を増額するものです。18節負担金、補助及び交付金は、伊那合同庁舎に事務局があります上伊那農業委員会協議会の給与改定に伴う人件費増により、負担金増額となるものです。

続いて、3 目0605農業振興事業、18節負担金、補助及び交付金です。農産物等災害緊急対策事業補助金ということで、春の凍霜害により被害を受けたリンゴを J Aが実施した対策事業の補助金となります。県の補助が2分の1 ございます。

0611農業経営基盤強化推進事業、7 節報償費ですが、人・農地プラン関連会議の開催数が増加したことに伴う会議報償費です。

続いて、2 項 2 目0651林業振興事業、13節使用料及び賃借料は、林地台帳の整備が義務づけられておりますが、そのシステムの更新料となります。

少し飛びまして、22ページをお願いします。

8 款土木費、2 項 2 目0806国庫補助道路改良事業、12節委託料の橋梁定期点検委託料は、中央道にかかっている中野原橋の定期点検について、県が発注の近接した上の原橋の定期点検と同時実施することにより入札差金が多く出たことと、他の橋梁定期点検の不用となった額を減額するものです。なお、この減額分は補助金として交付決定されているため、一番下の新たに橋梁補修工事設計委託料を計上し、増額補正をお願いするものです。

村道10号線路線測量業務委託料は舗装修繕工事のためのもので、当初計上しましたが、県と協議の中で、当地点では測量不要と指示がありましたので、減額するものです。

14節工事請負費は、村道10号線舗装修繕工事が当初計上した要望額が全額交付決定にならなかったことにより減額するものです。

おめくりいただき、23ページをお願いします。

0820都市計画総務事務、12節委託料の都市計画道路区域修正業務委託料は、当初、県から道路区域の修正ができるという指示をもらいましたが、令和7年度に都市計画の見直しがあり、その際に同時に修正したほうが手続がスムーズであり安価でできるため、令和7年度に実施することとして、事業費全額を減額するものです。

次に、2 目0850大芝公園管理総務事務、11節役務費の通信運搬費は、森の交流施設と防災研修センターの電話料の不足が見込まれるため、増額をお願いするものです。

24ページをお願いします。

9 款消防費、1 項 2 目0902非常備消防事務、18節負担金、補助及び交付金の上伊那消防協会負担金です。上伊那地域振興局に事務局がありますが、この協会職員の給与改定に伴い、人件費増により、市町村負担金の増額をお願いするものです。

おめくりいただき、25ページをお願いします。

10 款教育費、1 項 4 目1005教育振興事務、11節役務費と12節委託料は、通信回線の切替えに伴い、支出科目の組替えとなります。

26ページ、3 項 1 目1020中学校管理事務の10節需用費、光熱水費ですが、当初予算の積算誤りにより、不足分を増額をお願いするものです。

3 目1023中学校改築事業、14節工事請負費は、中学校第1グラウンドの南側フェンスが劣

化しており、危険を伴いますので、全面張り替えるための改修工事費の増額をお願いするものです。

次に、6項4目1055文化財保護事業の新四国霊場雨水対策工事費ですが、設計誤りにより、不足分の増額をお願いするものです。

おめくりいただき、27ページ6目1058村民センター管理事務、10節需用費光熱水費は、村民センターの利用がコロナ前に戻ってきたことにより、電気・ガス料金の使用量が増加したことに伴い、増額をお願いするものです。

06修繕料の村民センター避難誘導灯と14節工事請負費図書館自動ドア装置は、どちらも法定点検で不具合を指摘されたことに伴い、改修を実施するため、増額をお願いするものです。28ページをお願いいたします。

14款予備費、1項1目1400予備費でございます。補正額1,725万4,000円の減、歳入歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

8ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

11款地方特例交付金ですが、個人住民税減収補填特例交付金の確定により、増額補正をお願いするものです。住宅ローン控除の住民税減税分になります。16款国庫支出金、1項3目民生費国庫負担金は、国民健康保険税の未就学児均等割保険料の減額分、2分の1が国の負担分となり、確定によるものです。2項3目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金ですが、児童虐待防止対策等総合支援費補助金として、巡回相談の専門職の人件費に対しての補助です。

4目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は、新型コロナワクチン接種の接種券送付事業に係る事業費補助金となります。

8目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金は、歳出で申し上げました村道10号線路線測量が不要になったことと、計画した舗装修繕工事費が全額交付決定にならなかったことによる減額です。17款県支出金、1項3目民生費県負担金、9節国民健康保険税の未就学児均等割保険料の減額分、県が4分の1分となっております。

2項6目農林水産費県補助金、1節農業費補助金は、0605事業のリンゴ凍霜害の対策事業の県補助2分の1分となっております。

以上が歳入の説明となります。

予算書5ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

10款教育費、2項小学校費、現給食センター改修工事1,580万円です。現在使用しているボイラーの移設や洗浄室等の改修工事が春休みを利用して実施する関係で、3月31日までに終了できないことから、繰越しをお願いするものです。

以上で、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 一つはワクチン接種についてであります。

先ほども村長の冒頭の説明でもありましたが、引き続きやっているということでもあります。

さっき村長のほう、村長は口頭で後遺症などの……。

議長（原 源次） すみません、三澤議員、何ページですか。

4 番（三澤 澄子） ページはね、今ちょっと入のところで見て、出のところでは衛生費のコロナワクチンの接種のところだと思いますけども、ちょっとページ書いてなくて申し訳ない。コロナワクチンの接種のところ、すみませんね。民生費のところです。

とりあえず、国のほうからそういうことで続けてやるっていうことが来ているんですけども、特に後遺症について、先日ちょっとＹｏｕＴｕｂｅを見ていたら、泉大津市の市長がかなり詳しく後遺症のことをお話されていたんです。村長は今、口頭で個人で判断するよという御説明でしたけれども、その辺について、やはり今ワクチン接種の状況と、それから後遺症についての説明がちょっと不十分じゃないかなっていうふうに私は思うんですけども、その辺について一つお聞きしたいと思います。

それから、15ページの民生費で国保の未就学児均等割補助金保険料ということがありまして、未就学児については、国保の均等割がなくなるということでもあります。ここで、村は4分の1の分を一般財源から出すということですけども、入のほうでも国の分とか入ってきているわけですけど、その辺ちょっと詳しく説明をちょっとお願いしたいと思います。

とりあえず村の分は4分の1ということですけども、総額でいくとどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。

それから学校の教育費のところで、中学校の第1グラウンドの南側のフェンスです。とりあえず150万円の予算であります。あそこはかなり古い建造物で、私も通るときいつも危ないなって、いつか倒れるんじゃないかと心配しながら、道幅も狭いですし住宅地に近いということで、ただ穴が空いたりして改修しなきゃっていう状況があったようでありますけれども、この改修についてもう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。すみません。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 1点目のコロナの関係の御質問であります、コロナワクチンの接種による後遺症なのか、それともコロナに罹患したことによる後遺症なのか、どちらが御質問の趣旨に該当しますでしょうか。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） すみません。一応、ワクチン接種の後遺症と、それから泉大津市の場合は、一応コロナになった後だったかもしれません。ちょっとそのところの確認はしっかりしていないんですけども、一応コロナについての後遺症については、長がしっかりと説明した上でという話だったんですけども、ちょっとそこすみません。私のほうもしっかりしてなくていけないんですけども、一応ワクチンを今推進しているということでいえば、ワクチン接種の後遺症について、出ているものについて。最近もワクチン接種を続けている方もいますが、結構この一番最初のほうでかなり後遺症があったということも聞いておりますので、その辺の状況が分かったら教えていただきたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ワクチン接種による後遺症というところでございますが、ワクチン接種による副反応ということもありましたが、副反応とは別に、後遺症というところの御質問ということでよろしいですか。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 副反応も含めて後遺症ですね。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 基本的に、ワクチン接種については法定受託事務でありますので、主体は国であります。国のほうで、副反応につきましては、十分な説明がメディア等も通じてされてきておるのかなというところでございます。

実際、次に後遺症の部分であります。実際、今後遺症というよりかは、死亡認定されている件数が200件を超えてきておりまして、先日、伊那市の方も認定をされたという報道がございました。そういったところは、当初からリスクとベネフィットをしっかりと比較してというところで、先日別の観点では、ワクチンを打ったことによって多くの命が助かったという論文も発表されたところではありますので、ただ現状、当初のときと比べて死亡する方、非常に少なくなっておりますので、現時点でそういったリスクとベネフィットを比較した場合は、ワクチン接種について死亡認定も増えておりますので、慎重な判断をお願いしたいというところで冒頭挨拶で申し上げたところでございます。

それを泉大津市の市長、泉大津市の市長は、私恐らく全国の自治体の中で最も勉強されて発信をされている市長であると思っておりますが、私が勉強をして発信をできればいいのですが、なかなかそういった知見、私のほうは持っておりませんので、そういったところは、私の発信が村民の皆様にも逆に不安を与えてしまっても申し訳ありませんので、そういった各メディア、市長が発信される情報を皆さんで把握していただいて判断をしていただきたいというところが、私の能力でできる限界かなと思っております。

議 長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 三澤議員の15ページの0301事業、国保への繰出金のところで未就学児の保険料減額分ということで、御回答いたします。

申し訳ありません。先ほどちょっと説明が足りなくて、大変申し訳ありませんでした。

この93万9,000円は全額であります。村から全額払いまして、このうちの4分の1が村負担になります。それから、国から2分の1の今回計上しております46万9,000円、県が4分の1の23万4,000円、ちょっと端数調整の関係でぴったりきておりませんが、残りの4分の1が村ということで、これが村の全額の軽減分となります。

以上です。

議 長（原 源次） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 26ページの中学校第1グラウンド南側フェンス改修工事について、御説明します。

フェンス自体がかなり穴が空いておりまして、支柱はそのまま残して、フェンスを全面改修するものであります。

以上です。

議 長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

西森議員。

1 番（西森 一博） 1番、西森です。

23ページの大芝公園管理総務事務、そこの通信運搬費になりますが、森の交流施設・防災研修センター電話料不足額とありますが、これは防災研修センターに電話機が常備されてい

るのか、この不足額10万円ってなっているので結構な額だとは思いますが、ちょっと内容も詳しく教えていただければと思います。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 西森議員の御質問にお答えします。

最初に森の交流施設・防災研修センターという形ですけれども、防災研修センターの基本の電話そのものがありまして、森の交流施設のほうにそちらのほうから引っ張ってきているというのが現状となっておりますので、このような記載で支払っている形となっております。あと使用料の関係ですけれども、電話の当初見込みでしたけれども、そんなに使わない、新しい事務所という形の中でという見込みだったんですけれども、各事務所、事務局、まつりの関係ですとか、いろいろイベントの関係等がほとんど戻ってきておりましたので、そういった中でかなりの電話使用が生じているという形の中で、今回補正を組ませていただきました。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

山崎議員。

6 番（山崎 文直） 6 番、山崎です。

13ページの財産管理費の中に、需用費で公用車修繕料っていうのが90万円補正がありました。その金額が私個人的に見れば、この金額を見ればかなりの数字だと思いますけれども、村の中にも公用車が何十台というふうにあると思いますから、一つ一つ持っていけばそんなになっていうことではないかなというふうな考えもできますけれども、この間、公用車の車検の問題もありました。それから、私どもも時々パトロールや何かで公用車に乗ったりいろいろするわけであります。

そういう点で、公用車のふだんの扱いというか、自分の車ならかなりきれいにするわけなんですけれども、公用車っていうことの中で、時々車の後部座席の後ろの辺りに、何か書類が散らばったりとかそういう部分もあります。そういう点で、その辺のところの公用車の管理を、自分の車と同様にきれいにしていくということも大事かなというふうに思いますので、この辺のところ、細かいことはいいです。

当面、大きな修繕とかそういう部分があるのかどうかっていう、少し考えを聞かせていただければと思いますが。

以上です。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 山崎議員の質問にお答えいたします。

公用車の修繕料、今年は車検の台数が多いということもありまして、ちょっとマイクロバスだとかあいったものを修繕すると、通常ぶつけたとかそういったものは保険が対応するんですけれども、そうではない故障ですね。エアコンが壊れたとか、ちょっといろんな不具合があるっていう修繕が今年は結構ありまして、あとは車検の台数が多いということが関係しておりまして、少し多めの増額の補正をお願いしているところです。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

ただいまから、10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前 10時12分

再開 午前 10時25分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国・県の負担金や支払基金交付金等について、過年度分の精算を行うに当たり、新たに返還すべき負担金等があることが分かりましたので、予備費からの組み替えにより、必要な予算を確保するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

議案書の4ページを御覧ください。

2、歳出を説明いたします。

8款諸支出金、1項2目1382償還金利子等ですが、過年度分の国・県の負担金等に関する精算を行うに当たり、被保険者からのサービス利用料の追加徴収分を再計上し、国・県の負担金や支払基金交付金及び調整交付金について必要な額であります合計3万5,000円を返還するものでございます。

続きまして、3ページの1、総括を御覧ください。

諸支出金の補正額3万5,000円は予備費からの組み替えにより確保しますので、歳入の変更はございません。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第7号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、一般会計繰入金の未就学児均等割保険料繰入金の追加が主なものであります。歳出では、保健事業費の増額が主なものであります。既定の予算の総額に歳入歳出

それぞれ93万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,260万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 議案第7号について、細部説明を申し上げます。

初めに、歳入から御説明をいたしますので、予算書6ページを御覧ください。

8款1項1目一般会計繰入金でございますが、未就学児均等割保険料繰入金の追加により、93万8,000円を繰り入れるものでございます。

続いて、7ページの歳出でございます。

6款保健事業費1517保健衛生普及事業であります。医療費通知を当初予算では世帯ごとに作成することを予定しておりましたが、個人ごとに作成するため、役務費を13万2,000円増額するものでございます。

続いて8ページ、10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、80万6,000円を増額するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第8号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を61万3,000円減額し、支出総額を2億8,067万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書3ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目総係費の2節手当につきましては、職員異動に伴い61万3,000円を減額補正するものでございます。4ページから6ページは給与費明細書を記載しておりますのでお目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を61万3,000円減額して、2,823万円とするもので

ございます。

以上、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案に対する討論、採決を行います。

議案第5号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午前10時34分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 1 2 月 1 3 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

2 番 都 志 今朝一

7 番 百 瀬 輝 和

5 番 加 藤 泰 久

8 番 太 田 篤 己

1 番 西 森 一 博

4 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和5年12月13日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いします。件名ごとに、それぞれの的確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

2番、都志今朝一議員。

2 番（都志 今朝一） おはようございます。議席番号2番、都志今朝一です。私は、先に通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

早いもので、2023年もあと半月を残すのみとなり、時のたつ早さを感じているところであります。

それでは、質問に入ります。なお、質問の一部は信濃毎日新聞より引用しております。

それでは1項目め、令和6年度予算についての1件目、令和6年度予算予算編成、予算規模についてをお伺いいたします。

12月に入り、令和6年度の予算編成の時期になりました。令和5年度は、藤城村政にとって最大の予算執行による悲願であった学校給食センターの新築工事を着工し、来春3月の竣工に向けて事業を継続中であります。事業予算、主なものを含めると約12億円を超える大型予算の事業で、令和4年、5年度の継続事業でもあります。このようなハード面の大型事業も一段落すると思われま。

令和5年度南箕輪村一般会計当初予算歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ68億円と定めており、令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）、令和5年11月13日議決により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,689万3,000円としています。大型事業も竣工し、村本来の予算編成が行われるものと思います。ハード、ソフト面に多くの事業執行が見込まれていると思われま。

厳しい財政運営が求められております。不透明な経済状況の中、村民に優しく、安全・安心で住民生活を守る予算編成を期待し、令和6年度の予算規模について、予算規模は本年度に比べてどうであるかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号2番、都志議員の質問にお答えをいたします。

令和6年度予算について、まずは予算編成、規模についての御質問をいただいております。

先日、職員に向けて行いました令和6年度の予算編成方針説明会では、まず、将来にわたって村の活力を維持していくために、積極的な投資をしてまいりたいと述べたところであり、現在、各課で予算編成を進めておりまして、来週から具体的な予算査定を始めます。そのため、現段階での数字として申し上げます。

歳入であります、令和5年度の決算見込みにおける一般財源ベースでの歳入については、村税が23億4,000万円程度、普通交付税が19億円程度と、それぞれ令和4年度決算とほぼ同程度を見込んでおるところであります。そのような中、令和6年度当初予算の一般財源の歳入については、現在のところ、令和5年度と同程度の約62億円を見込んでおるところでございます。

また特定財源、こちらの歳入につきましては、国・県補助金の動向によるところではありますが、投資的経費の増加に伴いまして、国・県補助金、起債借入れ、基金の繰入れ、どれも増加する見込みとなっております。よって、令和6年度当初予算の特定財源の収入は、令和5年度と比較いたしまして増額となる見込みです。これらを鑑みまして、令和6年度当初予算の歳入見込みであります、令和5年度当初から2億円増の約70億円を超える規模を見込んでおります。

次に歳出であります。

令和5年度の決算見込みにおいて、物件費、工事費を中心とした物価高騰の影響、それに加えまして給与改定の影響がありました人件費、また新型コロナの長いトンネルを抜けまして、平常化が進んだことによりまして各事業が動き出しておりますので、経常経費を中心に大幅な増となる見込みでございます。また、将来に向けた積極的な投資により、投資的経費の増加も見込んでおります。

今後、令和6年度の予算編成の中で縮減をしっかりと同時並行で図っていくこととなりますが、令和6年度当初予算の歳出につきましては、令和5年度当初から2億円増の70億円を超える規模となる見込みであります。

まとめますと、令和6年度の予算規模につきましては、令和5年度当初予算の68億円を超え、70億円を超える規模となると見込んでおります。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 財源の村税、地方交付税などの主要財源での大きな伸びが期待できない中、大芝高原のアカマツ松くい虫対策、学校教育教材、タブレット更新などにと、まだまだ厳しい財政運営が続くものと思われます。より一層の経費節減を図り、村政の基本である村民の生活を守り、地域の安心・安全の村づくりのための予算となることを期待するところであり、

より一層の緊縮財政の予算編成をお願いし、続いて、2件目の予算編成の重点政策についてをお伺いいたします。

村では、現在、南箕輪村第5次総合計画後期基本計画、令和3年から令和7年度の総合計画の基本計画、南箕輪村創生総合戦略を推進中であります。序論の8には村づくりの課題がうたわれており、これからの村づくりにおいて解決していくべき課題が整備されています。

課題1、健康に生きいき暮らせる村づくり、課題2、次代の担い手の育成、課題3、暮ら

しの安全・安心の確保、課題4では、村の活力・魅力の向上、課題5は、ゆとりや潤いある生活基盤の整備、課題6では、環境に配慮した持続可能な村づくり、最後に7として、村民と行政の信頼関係の強化が挙げられております。どの課題も、村づくり、村民の生活には欠かせない課題です。予算編成に当たっても、重点政策に必要とする課題であると思われます。

基本構想1にある村づくりの基本理念、2にある村の将来像、いつまでもあふれる緑、笑い声のある村づくりを目指しての予算編成での重点政策は何であるかをお聞きし、質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 予算編成、重点政策は何かという御質問をいただいております。

まずは、新学校給食センターがいよいよ4月から稼働となります。今後は村産村消を高めることに注力し、さらにおいしい安全な給食を提供してまいりたいと思っております。

さて、4年任期の最終となる予算編成でありますので、総合計画等は基本として考え、また、お約束した公約を果たしていくことにも重点を置いてまいりたいと考えております。

まずは機構改革の実施によりまして、伴走型支援を目的とした福祉の窓口一元化、切れ目のない子育て支援を目的といたしました子供の窓口一元化、それらをしっかりと整備をし、加えて危機管理課を新たに設置、人員も増やし、10年に1.2倍ずつ増えている自然災害への対応を強化し、安全・安心に努めてまいりたいと思います。

現在進めている持続可能な自治会検討委員会、これの協議も加速化させまして、理想の地域コミュニティを追求し、人と人とのつながりを強化し、またそのことによりまして、村のまちとしての資産価値を高めていきたいと思っております。同時に、時代に合わせた形で、公助でやるべき内容は公助でやるよう変更するよう、予算もつけてまいりたいと思っております。

今年から進めております地域公共交通計画、こちらを策定をいたしまして、高齢者の足の確保と通勤・通学等のすみ分けをしっかりと進めて、公共交通を改めて整えてまいりたいと思っております。

また、御要望を多くいただいております地域公園の整備、また、大芝高原に新たな大型遊具やアスレチック、バリアフリー園路の整備、こういったところも始めてまいります。また、現在策定しております大芝高原森林づくり計画、こちらを基に、松枯れの対応として大芝高原の森林整備、こちらを重点施策として進めていかねばなりません。

多額の費用が見込まれます情報システム標準化対応、南箕輪小学校を中心とした学校校舎改修なども着実に実施していかなくてはならない事業でありますし、来年度から、QRコード決済等を使ったキャッシュレス決済も現在導入予定であります。

加えまして、少し先を見据えた取組といたしまして、現在策定をしております地球温暖化対策実行計画地域施策編を基に、令和7年度から住民や事業者に向けて行うゼロカーボン施策の道筋も令和6年度に固めていく必要があると思っております。

今年度からかなり力を入れて強化をいたしました健康づくり事業、こちらについても、さらに強化をしていきたいというところでございます。

また、喫緊の課題である原油価格物価高騰対策、また地域経済の回復などは、引き続き重点政策として優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） ハード、ソフト面の事業にと、多くの村民の要望に応える施策をより多く実行できる予算編成をお願いし、続いて、税収で村税の税収見込み額はどのくらいを見込んでいるかをお伺いいたします。なお、この質問については、今定例会初日の村長挨拶の中で細部まで述べておりますが、再度の復習での質問とさせていただきます。

内閣府が11月15日に発表した2023年度7月から9月期の国内生産GDP、季節調整済み速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.5%減、年率換算は2.1%減だった。2022年10月から12月期以来、3四半期9か月ぶりのマイナス。物価高に伴う家計の節約志向がひびき、GDPの5割超えを占める個人消費が振るわなかった。企業の設備投資も落ち込んだ。新型コロナウイルスからの景気回復に急ブレーキがかかった。このように景気の見込みが立たない状況での予算編成でもあり、令和5年度一般会計当初予算の村税は23億1,772万8,000円を見込んであった。

令和6年度に向けての村税の税収は見込み額としてどのくらいを見込むかをお伺いし、質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村税の税収見込みに関する御質問をいただいております。

国の月例経済報告によりますと、国内景気は緩やかに回復をしており、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意すべき状況にあるものの、先行きについては、雇用・所得環境に改善が見られ、各種政策の効果もありまして、緩やかな回復が続くことが期待をされております。

また、本年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられました。新型コロナ禍における様々な経験を受けて、従来の延長でない生活様式や価値観などを変化した状況、これをポストコロナの経済社会と言っておりますが、ポストコロナの経済社会へ移行する中で、高水準の賃上げが行われるなど、今後も物価上昇や賃上げが進んでいくものと見込んでいます。

ただし、経済活動は、エネルギーや原材料価格の高騰等の影響に加え、原材料の価格高騰、供給不安等の長期化が懸念され、回復に向けた動きに陰りが見られることも事実であります。そういったこともありますので、村内の法人事業所の動向には十分注意する必要があると思っております。

こうした状況の中、令和6年度の村税の見通しにつきましては、個人村民税、こちらは雇用や所得環境が改善が見られておりますので、増額を見込んでおるところであります。法人村民税は、エネルギーや原材料価格高騰の影響により、先行きに注意が必要なものの、おおむね横ばいを見込んでおるところでございます。固定資産税、こちらについては、評価替えの初年度になりますので、土地の下落等がありましたので、固定資産税については減額を見込んでおります。

村税全体といたしましては、国における地方交付税の対応の方向性や税制改正など、不確定な要素はありますが、内閣府の経済見通しを踏まえますと、村税収入は堅調に推移する一方で、連動する形で普通交付税は減少する見通しであります。

令和6年度村税収入の現時点の見込みといたしましては、おおむね横ばいに見込んでおるところであります。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 7月から9月期の実質GDPを項目別に見ると、個人消費は自動車や食料品が落ち込み、前期比0.04%減、設備投資は半導体製造装置に対する投資の減少が響き、0.6%減だった。住宅投資と公共投資もマイナスであった。このような条件下での予算編成になると思われます。

南箕輪村後期基本計画にうたわれている基本目標に向かって、村民のためになる予算編成をお願いし、続いて、2項目めの村施設管理についてを質問いたします。

南原地籍にある南原雨水排水調整池、草刈りなどの施設管理についてをお伺いいたします。

この調整池は2015年に竣工した施設と思います。当時、ゲリラ豪雨などが増加、南原区では宅地化が進み、保水能力が低下。調整池での整備に至っています。整備される以前は度々村道を越水し、中央道の上り車線に流入しました。調整池が整備された以後はこのような事故もなく、整備の効果が現れています。

この施設の草刈りなどの管理が行われていないため、フェンスの外は草刈りもされきれいに管理されていますが、フェンスの内部については、土手部分にはかやが繁茂していて、内部も見えない場所もあります。また、調整池部分には雑草が枯れたままのものも見受けられ、松の木も2本ほどあり、管理された様子也没有せん。

整備以後、事故もなく供用されている施設です。施設の能力が十分に発揮できる草刈りなどの管理が必要と思われます。今後、管理をどのような形で行っていくかをお伺いし、質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 南原の雨水排水調整池の施設管理についての御質問であります。

この調整池であります。南原地区におきまして、急速な宅地化や未舗装道路の舗装化などによりまして雨水が集中して地表へ流出するため、排水処理対策といたしまして、平成26年度末に整備をしたものでございます。

この調整池であります。2,457平米の広さとなっておりまして、深さが約2メートルございます。そのため、安全対策のため周囲を2メートルから3メートルのフェンスで囲みまして、内部に容易に入れないようにしているところでございます。この調整池に関する用地の草刈りについては、フェンス内外の平たんな箇所を、当初は毎年建設水道課の職員で実施をしておったところでございます。

また、調整池の中につきましては、機能が低下しないよう確認をしておりますが、地底へ下りるまでは傾斜が急でありまして、足場が不安定で草刈りも難しく、これまで平成30年頃に1回草刈りを実施したというところでございます。近年は村内の草刈り箇所も増加しておりまして、手が回らないこともあります。フェンスの外側については、地元住民の皆様に御協力をいただいているところです。

今後であります。今までどおりこの調整池の機能が低下しないよう、定期的に現地を確認しながら、この調整池の中の草刈り、こちらについては村で実施し、維持管理に努めてま

いりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 村の管理施設も多くあり、手が入らない施設もあると思いますが、見栄えのよくなる管理をお願いいたします。

続いて、3 項目めの交通安全対策の交差点などに設置、車止めなどのポール部分の上部に設置の反射部分の欠損の修繕についてをお伺いいたします。

交差点の待避所などに、車道と歩道との境に設置されているポール状の車止めで、10年以上前に設置されたものに多く見られます。上部がプラスチックでできており、内部に黄色い丸い反射部分が埋め込んであります。プラスチック製のため、経年劣化をして黄色の反射部分が破損しており、反射の機能をしていない箇所が多く見られます。昼間はさほど機能がなくても気になりませんが、夜には反射する効力があるものとならないものとは大きな違いがあります。

交通安全対策にも重要な施設です。村道に設置してある数は少ないと思いますが、上部の取替えもできると思います。反射部分がなくても車止めの効果は機能していると思われますが、機能改善も必要です。村内を確認して欠損部分の修繕を含めて、交通安全施設全般の見直しが必要だと思います。

今後、施設の維持管理をどのように行うかをお聞きし、質問いたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 交通安全対策の中で、交差点などに設置、車止めなどの反射部欠損の修繕はというところで、今後の対策についての御質問であります。

村内にありますガードレールやポールなどの交通安全施設につきましては、議員御指摘のとおり、破損等で傷みが目立つものがございます。毎年、諸所修繕をしておりますが、箇所が多い上、繰り返しの破損もありまして、なかなか追いついていないというのが現状でございます。

破損している箇所につきましては、こちらで優先順位をつけて順次修理をしていきますが、大きく破損している箇所や交通安全上、危険性が極めて高いところを優先して修繕をし、交通安全に努めておるところでございます。

反射板などはあくまでも安全確認の補助的な手段と捉えておりますが、反射板がないと確認しづらい場所があるのも事実であります。私も先日、熟年者の方から、夜、この反射板がないとどこ入っていいかわからないというところで、早急に直してほしいという御依頼もいただいたところでございます。

職員による道路パトロールにおいて異常箇所の把握、こちら努めてはおりますが、限られた人員の中で実施しておるため、全箇所を最新の情報として確認することはなかなか難しいというのが現状であります。そこで、早期発見に努めるために、スマートフォンアプリ LINE を活用した村民の皆様からの簡単に異常箇所を通報できるそういったところも始めたところでもありますので、こういったところをより周知をいたしまして、村民の皆様には異常箇所の通報を御協力いただき、その破損等を把握する仕事をちょっと減らせていただいて、その分修理を積極的に進めていく、そういった体制を整えることが望ましいかなと考えており

ます。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 交通安全の施設は、機能が完全であって効力を発揮するものです。機能が発揮できる施設になることをお願いし、続いて、一般寄附金制度変更についてのふるさと納税制度変更による村への影響についてをお伺いいたします。

総務省は6月27日、ふるさと納税制度のルールを10月から変更すると発表した。ふるさと納税制度に関する基準が10月1日に厳格化されることをめぐり、県内自治体で返礼品に対する寄附金の設定額を引き上げる動きが出ている。経費総額を5割以下に収めるルール自体は変わらないが、経費として扱う範囲が拡大。全体の経費を抑えるため、独自に立ち上げたサイトに利用者を誘導する事例も目立っている。

制度は、返礼品競争の過熱を防ぐため、寄附額に含める経費の割合を規定。返礼品は30%以下、送料や事務費、仲介サイト手数料などを含めた経費を50%以下としている。10月からは、確定申告が不要となるワンストップ特例の事務費や仲介サイトの費用のシステム料なども経費に加える必要がある。

村も、令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第4号）で、令和5年11月13日に議決した議案に制度改正に伴う駆け込み納税があり、補正額を1億5,000万円増額の総額3億4,070万円としている。

ふるさと納税のルール改正で、村への影響はどのようなものであるかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ふるさと納税の制度変更によります村への影響はという御質問であります。

ふるさと納税、制度変更のポイントであります。熟成肉、精米、そういった一部の返礼品に対する新たな制限が課されたこと、そして、ワンストップ特例制度に関わる費用など、かかる費用は全て経費とし、経費を寄附金額の50%以内にするというのが2点、そういったところが大きな変更となっております。

前者につきましては、当村では該当する返礼品がないため影響はございません。後者につきましては、当村では算入の必要がなかった全ての費用を含めた経費を55%で制度設計をしておりまして、これが50%に改めなくてはいけないというところになりました。そのため、対応といたしまして、10月から寄附金額が1万円以下の返礼品を中心に寄附金額の改定を行いまして、それぞれ寄附金額を1,000円から2,000円上げたところでございます。

例えば、りんごジュース6本セットが9月までは1万円だったのが、10月から1万1,000円というところで、寄附金額を変更しております。

現在のところは、そういった寄附金額が上がったことによりまして、特定の返礼品の受付が減ったなど直接的な影響はありませんが、先ほどのりんごジュースであれば、ほかの自治体の似た内容の商品が1万円に出ているものもありますので、相対的な価格競争力というのは低下をしております。寄附が減ってくることも予想されます。

また、影響というところでありますが、純粋に経費の割合が5%減少しますので、寄附件

数が同じであれば、純粋に村への寄附額は増加するということでございます。

現時点で最も影響があった事象は、10月に寄附金額が上がる前に9月に駆け込み需要があったということございまして、7月、8月、9月だけでなく7月、8月から受付が急激に増加しておりまして、先日の臨時議会で補正予算での対応をお願いしたところでございます。

今12月、まもなく年末の駆け込み需要というところではありますが、今のところ昨年と比較して大きな変化がありません。やはりこれから本当の年末になってどうなるかというところがしっかりと見ていかななくてはなりません、そういったところ、現状では11月議会のときに説明を申し上げましたとおり、令和5年度の最終の着地点といたしましては、令和4年度実績から約1割増の3億4,000万円程度を見込んでおるところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 駒ヶ根、宮田、松川、南箕輪の各市町村については、昨年の寄附額を軒並み過去最高を記録し、箕輪町では前年度比2倍を超えた。このように、地方づくりの貴重な財源となっているふるさと納税です。

これからも、南箕輪村のふるさと納税、納税額が増える施策をお願いし、5項目めの学校運営についての1件目、PTA連合会の在り方と村での現況と対策はどのようなかをお伺いいたします。

学校の保護者と教職員でつくるPTA、各小中学校にある単位PTAの上部団体に当たる郡・市単位のPTA連合会が研修会を開く際、単位PTAに参加人数が割り当てられ、その人数の参加を要請される。保護者からこのような声が上がっている。保護者の中には動員とを感じる人も少なくなく、参加を強制されているように感じるとの声も聞こえている。

連合会の活動については、保護者に負担を感じさせない時代に合ったやり方を考えないといけないと話す役員もいる。あるPTA連合会は、今年度研修会を開かないこととした。コロナ拡大を受け、2021、2022年度はオンラインで講演会を開催。2022年度は参加者が激減したため、見直しをした。

このような状況を踏まえ、南箕輪村の小・中学校のPTAの状況はどのようなかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閑成） 都志議員、学校運営の中でPTA連合会の在り方、村での現状と対策はについてお答えいたします。

PTA活動でございますが、家庭教育及び学校教育、社会教育の向上、また、子供たちの健全育成に関わる大事な組織と理解しております。

議員御質問のPTA活動の在り方についてでございますけれども、各学校ごとに単位PTA、それから上伊那の中には北部・中部・南部それぞれのPTA連合会、南箕輪村は北部PTA連合会となります。そして郡、上伊那郡PTA連合会、あと県のPTA連合会が組織されております。

教育委員会でございますが、直接的な関係性はございませんので、答弁としましては、上伊那PTA連合会の活動を中心にその状況について述べさせていただきます。

上伊那PTA連合会の令和5年度、本年度の活動ですが、会長、副会長計5名、理事が9名による理事会が年に7回、単位PTA会長と理事会の役員による代議員会が年に2回、各学校、単位PTAでございますが、からの参加者と役員による研修会、先ほど議員、研修研究会ということでのお尋ねでございますが、この研究会、研修会が上伊那地区PTA指導者研修会、そして上伊那PTA連合会研修会、2回が行われてきているところであります。

先ほど申しあげました会長、副会長、理事の役は、郡内で順番に回ってくるという、そういう状況でございます。令和元年度に南箕輪小学校から上伊那郡の女性副会長、令和3年度郡PTA会長に南箕輪中学校から、令和4年度、昨年度ですが、北部の会計監査に南箕輪中学校、今年度は南部小学校から女性でございますが北部の副会長、南箕輪中学校から理事、女性の方ですがなられています。

先ほど申しあげました2回の研修会でございますが、単位PTAの会員参加になりますけれども、参加できる方の参加であり、先ほど動員という言葉が使われましたが、動員という言葉は重ならないというふうに受け止めております。役の方々の会議などは申しあげました回数はありますけれども、都合の悪いときはお仕事もあったり等々ございますので、欠席もあり得ると聞いています。

また、会議、研修会はハイブリッド形態をとりながら、コロナ禍ということもあってを含めてでございますが、会議場で直接参加、あとオンラインでの参加ということで、ハイブリッドの形態をとってきております。それらを含め、負担の軽減の観点で活動の在り方を研究している、そんな状況があります。

南箕輪村でございますけれども、各学校のPTA会長さん、副会長さんのお力をいただきながら、村のPTA連合会を整えてきています。年2回、南箕輪村PTA連合会の役員の方と教育長との懇談会を設けてきています。学校のPTA活動の様子、課題や教育委員会の願い、施策等々の共有、意見交換を行ってきているところでございます。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 連合会の活動については個々のPTAを基本とし、要望があれば支援することが大切だと指摘する人もいる。村3校のPTA活動が発展することを願いながら、最後の質問、県内不登校最多更新の数値に対する村での対策はどのようなかをお伺いいたします。

県教育委員会は10月11日、2022年度のいじめ認知度件数は9,603件で、不登校最多更新をした。2022年度中に30日以上欠席した不登校の児童生徒について、小・中・高のいずれも過去最多を更新した。県教委は背景に関し、新型コロナウイルスによる休校などで生活リズムが乱れやすい影響が続いたとみている。いじめによって身体的被害や長期欠席などが生じる重大事態は、前年度から1件増の3件だった。

不登校の数値が更新されています。村でのいじめ、不登校の数値と、対応の様子はどのようなかをお伺いし、質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。県内の不登校、最多更新の数値に対する対策は、いじめも含めてでございますけど、お答えさせていただきます。

心身の不調等により年間の欠席日数が30日以上の子童生徒、不登校という言葉をおこに重ねているわけですが、ということでおこします。村の中の過去2年間の状況をお伝えします。令和3年度です。

以前、一般質問でもいただいている数値でおこしますけれども、令和3年度ですが、南箕輪小学校が9名、南部小学校が4名、南箕輪中学校が36名、令和4年度ですが、南箕輪小学校が24名、南部小学校が6名、南箕輪中学校が40名となっております。

本村の特徴としましては、小学校の不登校子童の割合は少ないかなというふうにおこっていますが、中学校になると各学年10人を超える人数になっているかなというふうにおこしています。要因としては、思春期を迎えながら自分に自信が持てないというような状況があったり、周囲との距離感、ここが非常に悩ましいところですが、悩んだりして不登校傾向になる生徒が出ている状況がおこします。

不登校子童生徒への支援として、私どもが大事にしている2点を申し上げたいとおこします。

1点目ですが、日常の取組として、一昨年度から今年度にかけて取り組んでいる内容でおこします。教育相談体制の充実、小・中学校と連携して学校現場での教育相談の継続、定期的な家庭訪問の推奨、校内の中間教室や村の中間教室の利用、オンラインを活用した授業での学びの場の確保等でおこします。

その中でも、具体的なことについて5点お伝えします。

1点目でおこします。適応支援委員会、ちょっと適応という言葉は私うんと引っかかるところがあるんですが、適応支援会議、学校の中でやっています。特に中学校では週に1回行っているものでおこしますが、関係職員で集まり、不登校生の状況や不登校傾向の生徒について、現状と今後の対応について協議を重ねてきています。小さな変化を捉え勇気づける、後押しをする声かけや温かい支援、きめ細やかな支援を具体的に相談し立案し、具体的に動いているというようにすることで改善につなげてきています。また、今年度から卒業後に向けた切れ目のない支援を目指し、相談室の社会福祉士が参画しております。

多様な学びの場の活用です。学校以外で学ぶ場の一つとして、村の中間教室、校内にも中間教室はありますが、村の中間教室を活用している生徒もいます。全国的には、教育支援センターを大事にしようということが教育委員会に届いていますが、それに該当するというふうにおこしております。利用者は、令和3年4人、令和4年が4人、令和5年が4人、主に利用しているのは中学生です。だんだん表情がよくなったり、自分の持ち味を発揮しながら学習に取り組む姿が見られます。

3点目ですが、学びの場を郊外にということ、学校から外に出る。例えば、社協さんへ行ってフードバンクの箱詰め作業をしたりとか、図書館に来てスタッフと一緒に活動するという、そういうようなことを大事にしておこしています。子供たち、学校の中とは違う表情が見えている。私にもできる、役に立つといいでしょうか、有用感を持ちながらということ、おこしています。学びの場を広げていく、学校だけではなくて外に求めていく、あるいは学びをつなぐ、特に人とつながっていくことがうんと大事だというふうにはおこしていますので、その方向を大事にしたいとおこしています。

4点目ですが、中学校の生活を小学校の6年生が体験することを今までもできるだけ大事にしようとおこしてきたんですが、それ具体的にということ、小学校6年生が今日も6年生

が中学校に行つてということで、中学校の雰囲気を感じたり授業を見たりつていう、そんなことをやってきております。各学級2回程度予定しております。

それから、高校へ進学した生徒がどういうふうになつてゐるかなつていう状況を、村の相談員が中心となつて高校へ行って、子供たち、生徒の状況を高校側からお聞きしてという、そんな状況で切れ目のない支援につなげていく、そんな営みを大事にしてきております。

ちょっと時間の関係があれですので、いじめに関してお伝えさせていただきます。

いじめですが、南箕輪小学校で令和3年度171件、令和4年度23件、南部小学校で令和3年度15件、令和4年度13件、中学校で令和3年度17件、令和4年度12件でございます。南箕輪小学校の先ほど申し上げた171件が23件というふうに数が激減しておりますけれども、子供たちの受け止め方、いじめの認識の仕方によるものと考えております。それから、学年が進むにつれてその件数が減少になる、そんな傾向もございます。

いじめの発見に関してですが、学校の教職員の関係が一番多いです。割合が高いということ。子供たちを感度よくしっかり見ていく、当然のことではありますが、それを大事にしていくということ。それからアンケート、あるいは本人からの訴えもありますので、困ったことがあったら相談しようよ、相談していいんだよつていう、そこを大事にした支援を求める意識づくり、これSOSの発信にもなるんですけども、うんとつなげたいな、大事にしておるところでございます。

いじめに対する日常的な取組ですが、先ほどの先生方による会議にも重なるんですけど、それらを大事にしてということで、特にスクールカウンセラー、SSW、ソーシャルスクールワーカーさんですね。それから、養護教諭等による相談体制をしっかりと整えております。いじめが起きたときですが、言うまでもなくスピード感のある対応、的確な指導・支援に努めておるところでございます。

あと、最後になりますけれども、不登校いじめ等々と関わるところで、大きく2点お伝えさせていただきます。

学級づくり、本当に温かい学級づくりを目指そうよと学校と共有しているところであります。子供たちが自分の居場所、大事な活動場所としてクラスを整えていく。それは職員だけじゃなくて、子供たちと一緒にやっていく、そういうものだと思つてゐるんですが、どの子も安心して生活できる学級づくりを今後も大事にしていきたいというふうに思つております。

それから2点目ですが、担任がやはり忙しいかなつていう、そういう状況があります。今働き方改革という言葉で大分村でも動いていますし、学校の中でも動いていますけれども、先生方が明日の授業を考えることをしっかりできる時間、あるいはメンタル的な余裕がある、そういう学校職員でありたいなということを願つています。それが子供たちの先ほど申し上げました学級づくり、集団づくりにもつながるというふうに思つております。

不登校を生じにくい、あるいはいじめを生じにくい環境として、どの子もその存在が認められ、丸ごと受け止めてもらえる教師集団、クラス集団を願つてゐるところでございます。そのためにも日々の授業をしっかりやっていく、そこを当然ながら基本にしたいというふうに思つております。先生方の授業の準備をする等々の時間をしっかり生み出したい、そんなことで日課の検討をしているところでございます。

現在ですが、願いは、不登校で悩んでいる子供たちを含め、子供たちに本当に寄り添いながら共に一緒に歩んでいける教職員、温かく子供たちを包み込める学校であることを強く願

っているところであります。

以上です。

議 長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 村の児童生徒に対してのいじめ、不登校の件数が1件でも少なくなる施策・対策をお願いいたします。

藤城村政にとって正念場となる令和6年度の予算編成が始まります。また、令和5年度もあと3か月あまりを残すのみとなりました。予算執行に向けては、繰越明許にならない予算執行をお願いいたします。念願であった学校給食センターの竣工も、来期早々の供用を目指して進行しております。郡下にも誇れる施設になるものと思っております。多くの児童・生徒に喜ばれる給食の配食をお願いし、今定例会の質問を終わります。

議 長（原 源次） これで2番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 10時00分

議 長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和です。厚生労働省によると、昨年の自殺者数は2万1,881人となり、2年ぶりに増加しました。このうち、小・中・高生は514人と過去最多を記録した。これに大学生と専修学校生を含めると、1,063人にも上る。この原因や動機を見ると、進路に関する悩み、通学先の人間関係など学校に関する問題が最も多く、次いで鬱病などの健康問題、小・中学生だと親子関係の不和、家族のしつけ、虐待を含む家族問題の割合が大きい。

若者の自殺が増えている理由について、医師ら関係者の多くは、コロナ禍の影響で外部との接触が減り、相談できる相手が減っているのではないかと指摘しております。SOSを言葉にできない若者が身の回りにもいることを心して関わっていきたいと思います。

最初に1項目めの質問に入ります。

冬期間の野外運動施設の利用についてを伺います。

村では、南箕輪村村民運動場条例と南箕輪村立小中学校施設設備の開放に関する規則で、屋外運動施設の使用期間を定めております。使用できる期間は、屋外については4月1日から11月30日までとなっており、12月1日から3月31日までは、この規定だと使用ができなくなっております。屋外施設を使用している村のスポーツ団体などの冬期間の使用状況を伺いたしたいと思います。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号7番、百瀬輝和議員、冬季の屋外スポーツの施設利用についてということで御質問いただいております。私のほうから答弁をさせていただきます。お願いします。

御質問の冬季の屋外のスポーツ施設の利用についてでございますが、村の現状についてお答えします。

村の屋外スポーツ施設、いずれも村営であります大芝にある野球場、陸上競技場、ミニグラウンドといいます小運動場、それからテニスコート、多目的コート場、オムニコートとい

う言い方もしたり、それからマレットゴルフ場、富士塚運動場、それと南原にある南原運動場がございます。こちらにつきましては、議員お話のように、村民の運動場条例の第4条に開場期間等が定められておりまして、いずれも4月1日から11月30日までとなっております。ただし書により、村長が認める場合には変更することができることになっております。

また、学校施設の特に校庭についてでございますけれども、南箕輪村立小中学校施設設備の開放に関する規則があり、4条に学校開放の日時が定められております。村営の運動場と同様に、4月1日から11月30日までとしています。こちらは、村内の社会教育団体及び村内の総合型地域スポーツクラブ、わくわくクラブに限って使用できることとなっております。

冬期間の使用状況でございますが、令和4年度では陸上競技場では1団体、マレットゴルフ場は1団体と一般の方、小運動場、ミニグラウンドでは1団体、富士塚運動場では1団体がいずれも12月中旬まで使用し、3月中旬からミニグラウンドで1団体、富士塚運動場で1団体が使用しております。今年度につきましては、12月現在、今現在ですけれども、陸上競技場で1団体が使用しています。

テニスコートのほうですが、クレイコートの使用はなく、オムニコートは年間を通じて使用できる、そんな状況がございます。南原運動場の使用はございません。冬期間も開場してほしいという要望というのは賜っているところでございますけれども、大芝公園管理事務所では、使えますかという問い合わせに関してお答えしている、そういう状況でございます。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 条例は先ほど教育長が言ったように、規則では5条、条例では4条の部分でただし書がされていて、村長や教育委員会が変更して使用することができるとなっております。

毎年12月の第2週ぐらいまでだと思うんですが、私も子供のF Cジュニアのサッカーのほうで関わらせていただいて、今年は17日まで大芝の陸上競技場を使用しているというように許可をいただいて、今子供たちの指導に当たっているところなんです。毎年少しお願いしないとなかなか延長がされないという事実もあります。また、年によって使えなかったり、期間が短かったりということもあります。この温暖化、今日もかなり暖かい日なんです。グラウンド状態はそんなに悪くないと思います。12月については。

ただ、お話をすると、その後の整備が大変だというような話を聞くんですが、この寒冷地については、どうしても3月・4月はグラウンド整備をしないとグラウンドは使えない状態です。私たちも石拾いだとかトンボがけだとか、砂を入れて使えるような形で春先は使わせていただいております。そういう中で、このスポーツをする人たちの施設をどう村として提供していくかということになっていくんだと思います。

ましてや、先ほど南原運動場は使用がないって言うんですが、南原保育園が増築した関係で庭園がない状態で、あそこに子供たちの山雅が来てサッカーの指導を私見させてもらったときがあるんですが、保育園でも使われていると思うんですよ。雪が降ればあそこで広いので雪合戦ができたり、雪遊びができたりする状況もあると思います。

そういう中で、条例、規則の見直しをしていったらどうですかという提案なんです。その件についてどうでしょう。

議長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

毎年使用期間の判断が変わる、今条例云々、改正云々というお話をいただいていますけれども、使用期間につきましては、先ほど申し上げました条例第4条、ただし書を大事にしているところです。

現状としましては、冬季のしみ上がり、あるいは先ほどお話されました雪、降雪などの天候、気候の関係によって、12月から3月までの間どうできるか、これは年間を通して言えることだと思うんですけども、天候によってできるできないという、冬期間に関してはその判断によって使用していただいております。予約をいただいても、当日グラウンドの状況によってお断りする場合も生じてきています。これはしみ上がった土の緩み、ぬかるんだ状態で使うと整地が難しくなるというようなこと、復旧するのに手間、時間、費用がかかる、そんな状況がございます。

使っていただいた皆さんは、本当使用後の整備、本当丁寧にさせていただいてるなと思ってらるんですけども、その整備をお願いしているところであります。

願いとして、スポーツをする人たちの環境整備、これを大事にしたい。それをどう提供できるかということでございますけれども、できるだけ使えるときは使っていく、それを大事にしたいというふうに思うわけですが、先ほど申し上げましたとおり、その年の天候、気候に応じながら、柔軟に判断することが的確ではないかと考えております。よろしくお願いします。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 県のほうに私問い合わせ、県内の自治体がどんな状況か伺っていたんですが、県のほうでは各自治体の状況はつかんでいないということで、上伊那の知っている自治体を問い合わせましたら、やはりうちみたいに冬場の制限がかかっているところが大半で、飯島町さんですかね、制限がなく年間自由に使えるよっていうようなお話を伺っております。

中信地区を調べたかったんですが、ちょっと時間の関係で調べられなかったんですが、中信地区については、恐らく盛んに冬場もグラウンドを使わせていただいているという状況があります。そういう中で、私の時代は屋内運動場っていうのが整備されていなかったんで、常に外で泥だらけになったり、雪が降れば、雪の上で本当に冷たい思いをしてびしょびしょになりながらトレーニングしたなっていう思い出があるんですが、そういう中で今、中学校の部活の地域移行を村も検討されていると思います。

実際には取り組んでいかなきゃいけない状態で、この中学の施設も教育委員会につくっている規則の中で規制がかかっております。今は自由に使えている状態だと思うんですが、そこからジュニアユースのクラブになってわくわくにも所属しないということになれば、その部分で施設が使えないという状態が、私出てきちゃうんじゃないかなと思うんですよね。そういう部分について、しっかりとやはり今ここでルールづくりをしていかなければいけないときが来ているのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 部活の地域移行と重ねながら、使用についてというお考えでございます。

部活動の地域クラブへの移行でございますが、本当に課題があるなというところで、今み

んなで相談し、つくり上げているところでございます。現在、令和7年の4月にはそれぞれの競技、文化系も含めて中学校の14の部活動の地域クラブへの移行というのを願っているところ、14を中心にですね、移行を願っているところでございますが、関係各所、本当お力をいただきながら、知恵をいただきながら協議をさせていただいております。

また、屋外施設の関係が今後どうなるかっていうところは、まだそこまで考えが及んでいないところでございますので、先ほど申し上げましたが、できる限り使えるようにっていうことを大事にしながら、規定につきましてはとりあえず当面現状のままとし、ただし書の部分を柔軟に活用し、使用期間も柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

子供たちの活動をうんと大事にしたい、その願いは議員と一緒にございますので、よろしくお願いします。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 私が関わっているサッカーなんです、社会人も県の2部に上がったということで、地域貢献をしていきたいということを言っております。FCジュニアは、私の同僚のコーチ陣も中学以降については協力をしていくよというお話も伺っていますので、しっかりと話しただければ協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

2項目めの質問に入ります。市民後見人の推進について伺います。

成年後見制度は、判断能力の衰えや高齢者や知的障がい者らが不利を被らないように、家庭裁判所の選んだ後見人が財産の管理や契約行為をする制度です。本人や家族らが申し立て、家裁が本人の判断能力に応じて、後見人、保佐人、補助人のいずれかを選任する制度です。市民後見人も認知症の人などの金銭管理や見守りを担います。自治体の行う研修会を受け、候補者名簿に登録して、家庭裁判所へ推薦して家裁が後見人として選任します。選任後は自治体、社会福祉協議会などが必要に応じてサポートする制度です。

村の実態を伺います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号7番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

市民後見人の推進、取組について、まずは村の現状をというところの御質問であります。

上伊那におきましては、高齢化や家族関係の複雑化、希薄化によりまして、成年後見人による支援を要する方が増えてきております。後見業務については、弁護士や司法書士等の専門職によるものが基本として考えておりますが、その受け皿は不足してきております。

市民後見人について、村の現状であります、上伊那成年後見センターが毎年市民後見人養成講座、こちらを実施しておりまして、当村からは、これまで3人の方がその講座を受講しております。3人の受講者のうち1名の方は、上伊那成年後見センターの補佐的な業務を行った実績がございます。しかしながら、単独で後見業務を行った方は今のところおりません。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 成年後見人自体が上伊那地域はなかなか進んでいないなっていう思いがあります。この活動は、これから増えるであろう単身高齢者などの支援には必要な取組になります。一方、人の財産を預かるなどの責任の重さから、研修を受けても受任をためらう人がいることも進まない一つになっていると思います。

それで、埼玉県飯能市では市社協が法人として後見人になり、養成研修の修了者を市社協の非常勤職員として雇用をすることで、実際の業務に携わってもらう仕組みを整えているようです。同志社大学の永田教授は、市民後見人のよさは貢献される人と同じ地域に住んでいるので、どのように暮らしていたかなどについて本人の気持ちに寄り添うことができると強調しております。

村では現在、親族のいない方への成年後見制度利用支援事業を行っていますが、市民後見人などの今後の取組について、村長に伺いたいと思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 市民後見人の今後の取組、推進をという、村の考えはという御質問をいただいております。

市民後見人は議員御指摘のとおり、同じ地域に住み、同じ目線で寄り添って支援ができるため、理想の形が整った場合に限れば、被後見人にとって最もよい形の後見人とも言われ、後見人にとっても、地域の中での役割ややりがいを感じられる活動と捉えることもできます。

上伊那成年後見センターにおきましては、市民後見人養成講座を受講した後、後見センターの非常勤職員として現場の経験を積んだ後、単独で活動ができるようになる仕組みを整えておるところでございます。

実績であります、成年後見センターによりますと、これまで村に限らず全体で70人の方が講座を修了しておりまして、9人が単独で活動をされております。そういった状況がありますので、村としては、まずは今後もノウハウのある上伊那成年後見センターの養成講座を活用していきたいと考えております。これまでも、村の広報紙に養成講座について掲載をし、広報をしたり、過去には、民生・児童委員を経験された方へ呼びかけを行ったこともございます。

一方で、同じ地域に住んでいたからといって、見知らぬ認知症や知的障がい者の方の財産を管理するなど、責任の重さからなり手の確保が難しいことは誰の目から見ても明らかでありまして、また報酬も低いことから、広く推進していくに当たっては、制度として大いに課題があると感じております。

民生委員でさえなり手を探すのが大変な中、一般的な制度として市民後見人が増えないのは仕方のないことだとも感じております。この制度においては、例えば、自分の知人やゆかりのある方が後見人を探す必要があったときに、自分が市民後見人として助けることができますといったもともとつながりのある方への限定的なアプローチが現実的には望ましいと私は考えますが、実際に市民後見人にしていただく権限を持っているのは家庭裁判所でありますので、ここは必ず選任してくれるわけではないというところは、歯がゆいところでございます。

そういった現状でありますので、なかなかこれを一般的な制度として推進していくには、ちょっと制度として課題が大きいのではないかと感じております。

以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） この成年後見人制度、市民後見人制度、なかなかこれ難しい制度で使いにくい部分があつて、なかなか進んでいないんだなっていうふうに私も感じております。身内がいれば、身内の方が家族信託っていうような制度もありますんで、そういうもの

を使っただければいいのかないという思いがあります。身内のいない場合、一人暮らしで身内が遠くにいる、そういう方たちをどう地域で見守っていくか。

今日の質問の一番最後でもその件については多少触れさせていただきますが、県下一若い村です。高齢化は、でも進んでいきます。これからの社会で必要な取組になっていきます。一步一步やはり進めていく。地域の安全・安心を守っていく、どういう取組をしていけばいいかっていう課題だと思います。

3項目めの質問に入ります。

今後の村独自の物価高への対策、取組を伺います。

全員協議会では少しお話しいただいたんですが、日本経済、今30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、前向きな動きが見られます。しかし、輸入物価の上昇に端を発した物価高騰の継続に賃金の上昇が追いつかず、生活実感の改善には至っていないのが現状です。

デフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる2023年度補正予算が、先月の29日に自民党、公明党両党と日本維新の会、国民民主党などの賛成で可決、成立しました。立憲民主党と共産党は反対をしております。

ポイントは物価高対策2兆7,363億円、低所得者世帯向け7万円給付を含む重点支援地方交付金の増額、電気・都市ガス・燃油代の負担軽減策、そのほかに継続的な賃上げ1兆3,303億円、成長力強化3兆4,375億円、人口減少対策1兆3,403億円、国民の安全・安心確保4兆2,827億円です。物価高対策2兆7,363億円、地方自治体が地域の実情に応じた施策を実行するための財源、重点支援地方交付税が積み増しされました。村独自の施策はどうでしょうか。

また、低所得者世帯への7万円給付については、村ではこの年内に行われるのでしょうか。その点もちよっとお伺いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今後の村独自の物価高騰対策で、村独自の対策が必要ではないかというところの御質問であります。

議員からも御説明ありましたが、国が実施いたします令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、低所得世帯支援枠分が概算分として5,933万円、推奨事業メニュー分が3,966万円、総額約9,900万円、そういったところが11月30日に県から交付限度額として示されたところでございます。

村独自事業といたしましては、この3,966万円の推奨事業メニュー分の交付金を活用し、さらに村の村費も追加をした形で、高校生を含んだ18歳以下の子供へ1人1万5,000円の現金給付を実施するところでございます。また、先日行いました長期的な対策といたしましては、同一労働同一賃金に基づいた会計年度職員の保育士への大幅な処遇改善、また、その他の会計年度職員も令和6年4月から一律に賃上げを予定しておるところでございます。

最後に御質問いただきました住民税非課税世帯等重点支援給付金の7万円の追加給付の年内実施ができるのかどうかという御質問であります。現状、期間が非常に短いものであり、当村におきましては年内に支給することはできないというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 交付対象事業の考え方っていうのが国からも示されて、村ではそれを参考に、今回は18歳以下の子供の現金給付というところを判断したんだと思います。この件についてはしっかりと周知をして、ホームページだとかチラシで周知をしていきなさいっていうようなことも書かれておりました。それもしっかりやっていただきたいのと、電気・燃料の高騰、多くの物が高騰する中で、低所得者世帯、子育て世帯、高齢者世帯、中小企業、農業者、運送業者等、今、物価高騰は全ての国民に影響を与えているわけです。

税金を使って支援する中で、やはり公平な考え方に基づいて配分できれば一番いいんですが、そのお金の資源も決まっているのでなかなか難しいかもしれないんですが、今後、また支援をする必要が僕は出てくるんだと思いますが、そのときに村としてはどんな考え方をしていくか。

今回のこの18歳以下の子供への現金給付っていうところについても、村でこういう考え方でこうしましたよっていうやはり説明をして、村民に分かっていただくっていうことが僕は必要なんだろうと思うんですが、その点については、村長どうお考えでしょうか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 国から頂戴いたしました交付金、基本的には私は住民、また事業者の皆様はその大部分を再配分していくという方針でこれまで進めてまいりました。一番平等に再配分できるというところでは、商品券事業は全住民というところで該当するとは思いますが、それだけをやるというのではなかなか工夫も見られませんので、その時々に必要な事業者、また、今述べました子育て支援、そういったところに配分をしているというところでございます。

これまでこのコロナも長く続きまして、コロナから物価対策に交付金の目的も変わってきたわけですが、そういったところ、これまで実施してきた事業については、生活者や事業者を幅広く活動するところができていると考えておりますので、今後も引き続き議員の御指摘のとおり、どうしてこういった交付金をするのかというところは説明が必要かと思いますが、引き続き今の方針で、住民、事業者の皆様はその大部分を再配分するというところを進めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） ぜひとも公平な支援というものも考えていつていただきたいと思います。子育て日本一を目指してきた南箕輪村なので、今回は別に私は反対するわけじゃないし、子育てをしっかりしていく必要があると思っています。

なかなかこの税金を使って支援していくっていう、コロナが始まってからそんな状態がずっと日本国内続いて、各自治体もそこで苦慮されていると思います。南箕輪村については、その商品券についても全員に配布というようなことから、プレミアをつけずにお金のある方だけが見えるっていうことではなく、全員に配布っていうことなんで、そこはしっかりと考えられているなっていうふうには私は評価しておりますので、よろしくお願いします。

4項目めの質問に移ります。地域の活性化の取組について伺います。

現在、村で進めている持続可能な自治会検討委員会、これ2回開かれて、ホームページでも出ていましたので、私ちょっと見させていただいたり、動画を拝見したりさせていただいております。ただ、村民の方たちはなかなか始まっているのが分かっている方と分かっている

ない方、分かっていない方のほうが多いのかなと思いますので、進捗状況についてちょっと村長に伺います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 持続可能な自治会検討委員会の進捗状況についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、当委員会につきましては、通常の委員会等と異なりまして、資料も含めてY o u T u b eや村ウェブサイトで映像資料として公開をしておりますので、ぜひ御覧をいただき、御意見を寄せていただければと思っております。

村では、10月30日に持続可能な自治会検討委員会を立ち上げまして、1回目の会議では、検討委員会の目的と役割の確認を行い、委員を2グループに分け、ワークショップ形式による自治会における課題を自由論議したところでございます。2回目の会議におきましては、ごみの立会いや広報紙、回覧の配付など行政協力業務、こちらに絞りまして、10年後を見据えて重要課題というところを議論いたしました。第3回目は、さらにこの行政協力業務の中で重点課題を整理いたしましたので、それを深掘りして、今後どうしていくかというところを進めていく予定でございます。明日開催予定でございます。その中で、令和6年度の予算編成に間に合わせる必要があるものは、順番を前にして明日と第4回で集中討議をするところでございます。

具体的には、重要課題を一つ一つ検証し、公助として行うもの、共助として継続するもの、効率化、合理化するものなど、そういったことを区別してまいります。公助として行うものにしたものは業務委託が可能か、もしくはどのように行うとより効率的か、そういったところも深掘りで検討していきますし、共助として継続していくべきと判断されたものは、どうしてそれを継続して自治会でやっていくべきなのか、そういったところも可視化をして説明できるようにしてまいりたいと思っておりますし、同時に、DX化等により業務の削減ができないか、そういったところも進めております。

現在、この委員会の委員は、会議に直接参加し意見を述べていただく対面委員10名と、会議の動画を見て御意見をいただく検討補助員4名の計14名で構成をされております。また、この14名に入らない方からも、今コメント、御意見が寄せられている状況でありまして、それは時間がたつにつれ増えてきているという感想でございます。

今後、議員御指摘のとおり、関心をより高めて多くの皆様から意見をいただき、この開かれた会議でやっておりますので、本当に持続可能な自治会をつくっていくところにつなげてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 村長は10年先の自治会をどうするかということで、この検討委員会を立ち上げて行っています。資料を見させてもらって、かなりやはり細かく細分化されて、委員の皆さんもかなりこれ苦労されて、大変な検討委員会になっているなっていうふうにちょっとお見受けをしましたが、やはり見直すところは見直して、スリム化できるところはスリムにしていってというのが大事なのかなと思います。

ただ、その中で私は思うんですが、コロナ禍でやはり3年間地域のつながりがなかなか持てなかった。この地域をどうするか、10年先でこれ、今年度5回、来年度5回ですか。で来

年度に結論を出していくという流れになっているみたいなんです、新型コロナ感染症で地域のつながりがなくなり、人と人との関わりができない日が長く続いてきた今、この計画や作戦の立案をしていくことも大切なのかもしれません、地域を元気に今どうしていけばいいのか。だから、今若い方たちだとかサークルだとか、そういうところがまた動き始めて来ております。

なかなかボランティアっていう時代では今なくなっているのかな。村ではこれから冬場、まっくん除雪隊についても有償ボランティア、支え合いについても有償ボランティアという形で、報酬を払いながらやっていただくっていう取組を始めています。やはりそれは、今の時代に合っているのかなというふうに私も感じております。

だから、地域を元気にする活動に報酬を払うっていうのは村もやっていかなければいけないし、無報酬で何でもやってください、義務感ばかり大きくなって負担ばかり感じて行き詰まっていくっていう活動よりかは、そうしていったほうがいいに決まっております。使いやすい補助金制度だとか、やはりそういうところも見直していくべきなのかなと思います。

また、住み続けたい地域の魅力は何なのか。そのことも探して広くアピールしていくことが大切であります。だから、同時に今やっていかなければいけないことも、地域を元気にしていく取組も村ではやっていかなければいけないと思いますが、その点、村長どうお考えでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今の質問につきまして、反問権の行使の許可をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（原 源次） 内容の趣旨説明なんですか。

村長（藤城 栄文） いいえ。もう完全な反問です。

議長（原 源次） はい。ただいまの反問については逆質問と認め、これを許可します。時計を止めてください。

村長（藤城 栄文） 今議員から、元気にしていく活動に報酬を払うというお話がありましたが、実際に元気にしていく活動はいろんな活動があります。その中で、どういったものに報酬を払うべきなのか、どういったものには報酬を払わないといけないのか、そういったところのちょっと定義といいますかを教えていただきたいのと、実際に報酬を払うべき具体的な活動が南箕輪村であるようであれば、それを具体例として教えてください。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） どういう取組がっていう、ちょっとこの後の質問に関わってきます。CSWについてのこの後、質問をしていきます。

その中で、やはり地域の資源を見いだしていく取組も必要だというこの後質問をするんですが、今、その報酬を払っていく、元気にしていくっていうのは、地域のやはり今、久保地区でいうと私が入っている壮年クラブだとか、ゆいの会だとかいうクラブがあります。その中で、やはり活動していく中で会員が会費を払いながら活動をしている状態で、もう少し活動を広げていきたいっていうお話もあります。

例えば、こども食堂だとか高齢者の居場所づくりっていうのが、今地域で求められていることなのかなと思います。ただそれをやろうとすると、お金がどうしてもかかってきます。それをじゃあ会員で負担してやろうとしても、お金を出してまでそれやるのかっていうお

話になってきちゃうと思うんですね。今、そういうお話も久保の中では徐々に話がありまして、どうやったらできるかって、今模索しているところなんですよ。

村の地域コミュニティの支援金もあるんですけども、その支援金、以前私も質問したことがあります、もう少し使いやすくしていただけないか。もう少し簡潔な申請方法でそういう活動ができないか、活動をしたいけれども、なかなかそこのお金の問題で活動ができないという方たちも私はいるんだなっていうふうに感じております。そこを村としてどう手当をしていくかっていうのがこの報酬っていうところに入ってくるんじゃないかなっていうふうに思っ、今回質問の項目に挙げたところです。

ちょっとその活動については、この後C S Wさんのところで多少触れさせていただきますので。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今の回答を受けまして答弁をさせていただきます。

根本的に報酬という表現をお使いでしたので、私は人に払うものとして捉えておりましたが、そうではなく団体に支払う補助金的なというところで認識を改めたところでございます。

まず、地域を元気にしていく政策をというところではありますが、基本的にその役割の主役は行政ではないと思っております。地域を元気にしていく主役は……。

議 長（原 源次） 今答えだから……。

村 長（藤城 栄文） もう反問権は終わっていますけど。揭示をしていただきたいと思います。

例えば、住民の皆様が何かやりたいと思ったときに意見を言って、それを受け止め、一緒に動く仲間がいて、実際にやってみようという動きにつながる、そういった環境構築を陰でサポートすることが行政の役割と思っております。

先ほどの持続可能な自治会検討委員会も、そういった時代に合った地域コミュニティの追求でありますので、そこに通じる事業でありますし、さらにもう住民が集う場所といえば公民館でありますので、神子柴でのかま塾の皆さんの活動や最近盛んになってまいりました南原の楽集会の皆さんへの活動をサポートすることは、行政としても大変重要であると感じております。

また、経ヶ岳をフィールドに活躍されている経ヶ岳友の会の皆様も地域を元気にしてくれる代表でありますし、先ほどお話のありましたゆいの会、塩ノ井の酔響蓮、田畑の甚六会、私が知っている団体、知らない団体、各種スポーツ団体など、行政が見えている活動と見えてない活動、見えてない活動のほうが多いと思いますが、そういった中で、この見えていない活動をより活発にしていっていただくことが、地域を本当の意味で元気にしていくと思います。

また、別の視点では、子供の声がする地域は活力ある地域と考えます。子供とともに行う活動への支援は地域を元気にしていく。これは皆さん首を縦に振る事業だと思いますので、優先度が高いと感じております。

せっかく時計が止まっておりますのでお話をいたしますと、視点を変えますと、今大芝高原のこれから森林づくりが始まります。日本はこれまで林業が止まっておりますので、今私たちが見ている森林というのは、かなり成熟した森林しか見てこなかったというところがあります。今回植林をして、若い成長の著しい森林を年ごとに見ることができますので、そ

ういったところも地域を元気にしていくというところではつながるのではないかと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。ちょっと待ってください。

反問は終わりということで、先ほどもあれですね。

7 番（百瀬 輝和） 答弁をいただいたということで。

議長（原 源次） 答弁をいただいたということでよろしいですね。

時計を動かしてください。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 村長の言われるとおり、私は主役はやはり村民だと思っています。それを行政がどう後押ししていくか、手助けしていくかということだと思います。

南箕輪村は私が思うにはやはり優秀な方たちが多くて、元気な方たちもいるんで、その方たちが活動しやすい村にしていくにはどうしたらいいかっていうことだと思います。それには多少やはり活動にはお金がかかってくるので、使いやすい補助金があればいいかなっていう意味での質問でした。

次の地域の中心者を育てていくための取組です。

これは、やはりその資源を探していくっていう取組になっていくんだと思いますが、CSW、これ福祉の関係が多く担って、大阪府、大阪の自治体はかなり先進地域で、多くのCSWさんが活躍している地域でもあります。全国的にもCSWさんはかなり今広がっているみたいですが、コミュニティソーシャルワーカーでこのコミュニティソーシャルワークなんですけど、イギリスにおいて提案され、コミュニティに焦点を当て、社会福祉活動、業務の進め方で、地域において支援を要する人々の生活圏や人間関係等、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを目指すもので、コミュニティソーシャルワーカーと言われる、ワークがワーカー、やる人がワーカーっていうふうに言われる方のことです。

大阪の各自治体では、先進的に取り組んでおります。地域福祉の推進を目的に、地域福祉の目的が強いわけですが、しかし、そのことが地域を元気に変えていく、この因をつくっていくと私は考えます。制度のはざまや複雑な課題を抱えて対応し切れない事案や、既存のサービスの要件に該当しない事案など、役場の職員さんはよく感じていると思うんですが、そういう方たちが今増えているということです。

そのルールづくりは、昔って言っちゃいけないんですが、昔の人たちのやはりサービスや支援の在り方の制度がいまだに続いてきているから、今の人たちの生活状態が変化する中についてきていない制度になっているのかなと思います。

現代は未婚化や晩婚化や高齢化の推進に伴い、世帯規模が縮小し、身寄りのいない高齢者など、助けてくれる家族、親族が身近にいない人が南箕輪村でも増えていると思います。また、非正規雇用の増加に伴い、安定した収入が得られない人も増えております。さらに、近所付き合いなど地域のつながりも希薄化する中で、社会保障制度のもとと想定していなかったようなケースが増えてきていると言われております。

地域をやはり元気にするには、そういう方たちを地域の方たちがしっかり見守れるような

状態をつくっていくっていうのも、私はこの行政に問われているのかなと思います。その点について、村長、どうお考えでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） コミュニティソーシャルワーカーの活用が必要ではないかというところで、複合的な今質問をいただきました。

まずはコミュニティソーシャルワーカーであります。支援を必要とする人に対して相談援助業務や安否確認をはじめ、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行ったり、住民同士の支え合いの活動を支援するほか、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の推進を図るため、関係機関、団体などに働きかける職種で、地域福祉コーディネーターとも呼ばれております。

現在、村が把握する範囲におきまして、村でコミュニティソーシャルワーカーとして業務をしている方はおられないというところでございます。ただ、村の地域包括支援センターでは、これまでも相談援助業務をはじめ、支え合いの地域づくりの一環として、地域で福祉的な活動をしている方とのワークショップや広報活動を村社会福祉協議会とともに支援してきておりまして、コミュニティソーシャルワーカーが担う役割の一部を担っているともいえる状況かと思えます。

また、社会福祉協議会では、地区社協等地域の通い場の支援をする職員が最近雇用されたというところをお聞きをしております。

議員御指摘のとおり、今後も地域福祉の分野において、地域活性化というのは欠かせないものであります。その支援を行う職員として、地域包括支援センターをはじめ村社会福祉協議会とも協議をし、人員体制について協議をしていく必要があると思っております。

また、先ほど制度のはざまの話をしていただきました。村社会福祉協議会からもそういった制度のはざまにある人たちを何とか助けたいというところで要望をいただきまして、私のほうからそういったところぜひ助けてあげてくださいというところで、少額で対応できるというところなので、そういったところ、財政支援をしてきた背景もございます。

はざまの部分もしっかりと課題として捉え、職務を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 大阪はやはり盛んで、和泉市のこのコミュニティソーシャルワーカーの活動報告書っていうのがあります。この活動報告書の内容を見ると、多岐にわたってやはりCSWさんが相談を受けていますので、相談の一番多かった年齢が50歳から59歳、2番目が75歳以上、3番目が40歳から49歳。これ、やはり働いている現役世代の方たちが結構多く相談しているんだなっていうのと、あとはこの一線を退いた方たちが相談していて、相談内容がまた興味深いんですね。

地域での関わり方を探したいとか、地域で貢献するにはどうしたらいいですかっていうような相談が寄せられているのが、これ断トツに一番多かったですね。ですから、やはり多くの方たちがそういうふうな思いで、地域でどうやって暮らしていきたいかっていうのを模索している時代に入っちゃっているのかなっていうふうに思います。

このCSWさん、福祉が主で社会協議会っていう今お話もありましたが、重層的なこの支援っていうものと包括的支援、うちの村はまだ包括的な支援でいって、これは社会福祉

法の106条の3で包括的、重層的支援については、これは努力義務になっているそうです。106条の4には重層的支援というところで、やはりこのはざまの方たちをどう救っていくかっていう、福祉を絡めての地域を元気にしていくっていう、ちょっとおかしい質問になってしまったかもしれないんですが、所沢では、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組みますということで、このCは困ったときの、Sは相談は、Wは私たちへということで、コミュニティソーシャルワーカーのCSWを、困ったときの相談は私たちへというふうに取り組んでいるそうです。

この取組、私は大変この村にとっては大事な取組になっていくんだろうなと思いますんで、前向きに考えていただけたらと思います。

先日、商工会の建設部の視察で長岡市へ視察に行ってきました。皆さん御存じのとおり、長岡の花火は全国的に有名です。この原点は慰霊・復興・平和です。ちょうど花火を見れるシアターがつくってありまして、そこで見させていただきました。

みんなが爆弾なんかつくらないできれいな花火ばかりつくっていたら、きっと戦争なんて起きなかったんだな。山下清の名言です。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前 10時52分

再開 午前 11時05分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 議席番号5番、加藤泰久です。日差しも今日は大変強く、午前中、後部から強い日差しを受けまして頭がちょっとボケておりますけど、頑張って一般質問を行います。

通告どおり、3件について質問をいたします。

私たち総務経済常任委員会は、10月の5日、6日に福井県に視察に行き、永平寺町において自動運転施設を視察し、その後、福井県県立歴史博物館を視察してまいりました。県立博物館でありますので、2階建てですばらしい建物でありました。

中には歴史ゾーンとトピックゾーンがあり、歴史ゾーンの中には旧石器時代から縄文、弥生、中世、幕末、明治と先の大戦で戦災したあと、また、福井地震での復興などの様子が展示されておりました。トピックゾーンには、昭和の町村の暮らしや昭和の生活用品、クラシックカーなどの展示もあり、レトロゾーンというような感じでありました。また、オープン収蔵庫においては、越前の宗教文化の展示等もあり、小学生、中学生をはじめとして一般の人々の大勢の来館があり、観覧料は一般が100円、高校生以下、70歳以上は無料であるという施設でありました。

歴史、民族や文化、産業について楽しみながら短時間に学べて、展示方法等についても大変参考になったところでもあります。また、2人の学芸員の方が付き添って案内していただき、展示物を丁寧に説明していただきました。また、質問についても的確な答えをいただき、大変すばらしい視察ができました。

後日、総務経済常任委員会では郷土館を視察し、いろいろ館長さんより説明をいただきま

した。以前、私も2～3回見学に行きましたが、今回はリニューアル後初めてですので、大変よくなったと感じましたが、いろいろな課題も見えてまいりました。

説明によりますと、昭和46年に中学校の校舎の一部を移築し開館して、その後、平成14年に改築をし装いが新たになり、今日に至っております。平成9年に郷土館新設の機運が高まり、平成11年に設計、平成12年に建設の予定があったそうですが、立ち消えになったと聞いております。

それでは、村郷土館について質問をいたします。

収納設備の現状を視察した中で、収納施設ごとに私が見た課題について質問をいたします。

一番目に、郷土館本館の課題としては、通常年間500人程度の来館者があるそうであります。しかしながら、コロナ禍においては170人ぐらいたったといひます。今年も来館者が増えているようであります。

そこで、来館者の案内や説明が不足しているようにとも思われます。また、展示物がたくさんあるのに展示スペースが狭く不十分であり、大宗館より寄贈された多くの掛け軸、額、びょうぶ、古文書等が収蔵されているようですが、その多くが展示できずにもったいなく思うところであります。また、収蔵品の中には美術品、古文書等があり、本館の中でも比較的条件のよい収納庫に段ボールに入れたまま収納されております。しかし、湿度・防虫などの管理に非常に危惧を感じております。

私も美術品が好きで、絹本の掛け軸等には虫干しをしたり湿度管理をし、防虫剤が必要であり、温度・湿度の空調設備が必要と感じました。

所轄して管理している教育委員会としてはどのように考えているか教育長にお聞きいたしますが、これを述べたのは私の課題であって、教育長、教育委員会が抱えている問題点、課題等についてお聞きしたいと思います。

教育長お願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号5番、加藤泰久議員、村の郷土館についての中で、本館の課題についてお答えいたします。

議員、館長という言葉を使われましたが、郷土館は館長はおりませんので、文化財専門委員のお話だと思っていますので、よろしくお願いします。

郷土館ですが、毎月第一木曜日に通常開館しております。開館は、今申し上げた文化財専門委員の方をお願いしてきているところであり、通常開館以外にも学校の子供たちも訪れたりとか、あるいは先ほども来館者の話がありましたけど、個人の方から依頼があれば日程等を調整して、専門委員それから社会教育の担当係も同席するという、そんなことも考えてきていますが、随時見学できるよう対応してきております。村ウェブサイトにも開館日については掲載していますが、今後は定期的に広報紙などで周知するなど、積極的に情報を発信してまいりたいと考えております。

本来であれば、開館日数を増やし、多くの方に来館していただけるようにすべきところではありますけれども、人員不足のため、郷土館に常駐できる職員がいらない上、日数を増やすと、現状で一人の文化財専門委員の方のお力をいただいているんですけれども、対応し切れない状況が出てきます。

郷土館には、先ほど議員お話のように、考古資料をはじめ植物標本、書画、民俗画など多

種多様な史資料を展示しております。また、倉庫のほうにもいっぱい、大宗館のお話もありましたが、納められています。スペースが限られているため、様々な史資料を混在するという展示になっておりますが、先ほどお話のあったように、以前よりもかなりすっきり整理されているかなというふうに思っているところでございます。一部しか展示できない、そんな状況があります。

保存につきましてですが、文化財ごとに方法等は異なりますが、全ての文化財に共通するのは、カビの発生、乾燥を防ぐための適正な湿度・温度管理、展示スペース内は紫外線による劣化を防ぐため日光を遮断しなきゃいけないんですけれども、そのための遮断して照明器具の設置等が基本となってまいります。

また、害虫による食害を防ぐことも重要になってまいりますので、郷土館には空調設備がないという状況で、窓から直接日光が入ってしまうこと、構造的に建物を丸ごとくん蒸という言葉で専門的に使いますが、いわゆる全部塞いで殺菌するっていうそれがなかなかできない状況があるかな、有害なものを使うのでということでもありますのでくん蒸を行うことも非常に難しいという状況、文化財保全、展示するには不適切、向いていない施設であるということで、早急に改善が必要というふうに認識しております。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 私が思った以上に、多くの問題点、課題点があるというようにただいまの答弁の中でお聞きいたしました。

それで、各収納庫ごとの質問というふうにしてありますが、2番の郷土館地下のまた村民体育館地下については、一緒にまとめて質問をしてまいりたいと思います。

郷土館の地下庫においては、農機具や生活資材等の民俗資料が収納されておりますが、やはりスペースの問題であり、狭く物置状態であり、湿度・温度管理が十分でないという感じを受けました。そして、4番目の村民体育館地下にも収蔵されているものがありまして、収納物が大きくて移動が不可能と思われて、そんな感覚を受けてまいりました。この点については答弁は結構ですので、現状報告としておきます。

答弁もよろしいですか。現状説明だけで結構です。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員さん、（3）を飛ばして2と4でよろしいですか。そこだけ確認させてください。

5 番（加藤 泰久） はい。2と4を今まとめて質問しました。

教育長（清水 閣成） はい、分かりました。

郷土館の地下倉庫、課題というふうに認識しておりますけれども、地下倉庫ですが、戦前に寄贈された当時最新鋭の消防ポンプ車や機織り機をはじめとした、本当に民具類や太平洋戦争中に造られた戦闘機の貴重な木製タンクなど、大型の資料が保管されています。ブロックを積み重ねただけの簡素な壁の上に鉄筋の梁を数本入れて補強しているだけの構造となっており、床はコンクリートとはいえ、外部から砂ぼこり、虫がそのまま入ってきています。郷土館と同様に狭いスペース、地面といっても、本当に支障がない床に資料が直置きされているそんな状況でございます。空調設備がありません。ほこりがたまり、カビ臭さもあります。木製品を多く保管しているんですけれども、出入口が外部と明確に区切れていない、仕切れていないので、害虫による食害も見受けられているところでございます。という現状で

ございます。現状でよろしいですか。

それから、村民体育館の地下でございますが、大八車、それから大型の民具が保管されていますが、もともと体育館の倉庫であることから、他の施設と同様、外部から直接出入りできる構造、空調設備もございません。文化財の保管に適した環境とは言い難いものがあるというふうに思っております。あくまで倉庫の一部に文化財を置かせてもらっているという状況でございます。よろしくお願いします。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） それぞれの場所にそれぞれのやはり問題点、課題があるというふうに理解しております。

3 番目の役場プレハブ倉庫についてということで、役場の駐車場にありますところのプレハブ倉庫で、そこに収納庫があるわけですが、プレハブなので室内の温度が低温、また夏には高温と温度差が大きく、室温管理や空調機能が必要だと思われます。また、ほかの課の物品も置かれており、併用施設でありますので室内は混乱しております。また、写真、古文書、書類等の収納がありましたが、これらはここでは不向きと思われております。

教育長の感じるところの問題点をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 役場プレハブ倉庫の課題ということでお答えいたします。

役場プレハブ倉庫ですが、平成14年に建設された文化財資料等収蔵倉庫という呼び方をしております。主に寄贈された植物標本と民具類を収蔵しております。収蔵用倉庫もほかの施設同様空調設備がない状況で、温度・湿度管理ができていないです。夏は40度以上、先ほど議員お話されました冬は氷点下10度近くになったりということもあり、文化財を保管するのに適した施設とは言い難いです。外からの出入りということも含めて、虫、土ぼこりの侵入もあるかなというふうに受け止めているところです。

文化財以外のものも置かれていますので、ちょっと庁内で文化財以外のものの置き場についても調整していく必要があるかなと、そんな認識を感じているところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） それでは、続きまして、5 番目のいずみ苑の課題について質問いたしますが、これは今、旧いずみ苑ということをお願いいたします。

この施設は下水道処理施設であり、その跡建物であるために、湿度・温度、また一部見たところでは防水塗料が剥がれて、防水が不完全であります。臭気のための換気設備がありますが、不十分であります。過去に数回水漏れ、地階には水がたまる事故があったと聞いております。

民俗資料や写真、古文書、書類の収蔵場所としては、最悪の状態であると思われます。また1階では事務作業が行われているようで、事務机もあり整然としており、村内各地の行事や古い屋敷等の資料もあり分類、整理されておまして、来館者は昨年60人とも聞いております。来館者が資料を手に取り、読んだり記録したりするような図書館的なスペースが必要とも思われております。

以上のように、収蔵庫が分散されており、収蔵状況が非常に悪い。1か所に収蔵することが望ましいと思われております。

それでは教育長、いずみ苑について一つお願いいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 実情、現状と課題も若干含めてでよろしいでしょうか。お願いします。

いずみ苑、旧いずみ苑でございます。文化財資料保管倉庫という言い方をしていますけれども、保管倉庫でございますが、平成24年に廃止した農業集落排水処理施設でございます。平成25年から文化財資料保管庫として使用してきています。文化財資料保管庫として以外にも、防災備蓄倉庫としても活用しているところでございます。ですので、施設内には防災用品も保管されています。また、防火水槽としての役割も兼ねているため、屋外に大きな防火水槽、タンクがございます。

旧いずみ苑でございますが、村内の遺跡から出土した土器・石器を中心に、古文書類、古い写真、16ミリフィルム、村の文化祭でも上映させていただきましたけど等々、それから民具など、多数の文化財を保管しております。文化財専門委員の方のお力により内部の整理が進み、現在は見学できるようになりました。

この施設ですが、下水処理施設であったこともあり、比較的湿度が高いという傾向がございます。郷土館と同様、空調設備がないために、温度・湿度の管理ができないでカビの発生、あるいは湿気による紙類等を中心とした文化財の劣化が懸念されております。雨漏り、あるいは水がひび割れたところから入っていくとか、そういうような状況もあります。今年の6月には現にそういう状況があって、スタッフが行って水中ポンプで水をあげたというそんなこともございます。

建物が古いこともあり、雨漏り等々についてひび割れの特定がなかなかできないそんな状況もあって、修繕するとしても、大規模な工事が必要となる可能性があるかなというふうに思っております。

今、文化財の保管の関係、保存の関係をお伝えしましたが、何か個人的には文化財に悪いなっていう、そんな思いを強くしているところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） なかなかそれぞれの施設の問題点、課題等もお聞きしましたが、いずれにしても、文化財が分散して置かれているということにもなかなか問題点があると思います。

それでは、続きまして6番目に移りまして、文化財専門委員さんから、村長さんが郷土館に訪れたというようなお話も聞きましたが、村長の郷土館へ訪れたときの印象、感想についてお伺いしたいと思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号5番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

郷土館視察の感想はという御質問でございます。郷土館に加えまして、今話題となりました各保存場所も併せて視察をした感想というところでお答えをいたします。

郷土館の基本的使命であります。文化の保存、コレクションの保護、文化の継承と創造、調査研究に基づく情報発信、郷土の理解促進、社会教育の拠点、そういったところに集約されるところと考えますが、現在の郷土館、また保管場所を視察した感想といたしましては、

これまで教育長が答弁したこともあります。文化の保存、コレクションの保護、文化の継承と創造という観点からは、不足をしてしまっているという感想であります。

また、郷土の理解促進や社会教育の拠点として機能するという点におきましても、議員からも御指摘がありますが、スペースが非常に限られておりますので、多くの課題があると感じたところであります。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 村長もそれぞれの施設を視察された中で、それぞれの問題点、課題等が見えたように感じております。

そこで、7番目の質問に移りまして、膨大な収蔵品がある中で、教育委員会よりの担当職員がおりますが、職員の異動で数年しかおらず交代してしまう、継続して職務ができないとも聞いております。そこで、専任の学芸員を採用して、専任の学芸員の配置を望むところであります。

上伊那の市町村においては、専任の学芸員がいないのは本村だけと聞いておりますが、村長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 加藤議員、私から答弁をさせていただきます。

膨大な資料、収蔵品の整理、管理等に専任の学芸員の採用をという、そういうお考えでございます。今、お話のように、現在分散している収蔵管理している文化財ですが、非常に膨大な数でございます。人員不足により、現在も進めているんですけども、人員不足により保存活用がなかなか難しいという。でも、本当一生懸命やっているんですけどねという状況でございます。

今後なんですけれども、発掘調査の記録や報告書、受け入れた文化財の目録を基に収蔵台帳を作成し、どこにどのようなものがあるのか、どのように保存、活用を進めていくのが適切か検討していくために、学芸員の方2名の配置を予定しているところでございます。学芸員の方がいらっしゃらないですので、議員の皆様、学芸員の資格をお持ちの方がおられたら、ぜひとも紹介してお伝えしていただければ、つないでいただければ、そんなことを強く願っているところであります。お願いします。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 専任の学芸員を2名というようなふうを考えておられるということで、非常に希望を持っております。

続きまして8番に移りまして、村の郷土館の早期建設をということで質問をいたします。

これまでの質問は前段でありまして、このような状況がある村郷土館の早期建設を希望いたします。

これまで、人口増加に伴うところの保育園、小学校、中学校の増築等の教育学校整備も一段落し、懸案でありました学校給食センターも落成の運びとなりました。また、令和7年には村政150周年を控えております。この記念すべきときに、郷土館の建設計画を望むところであります。

郷土館の建設計画が進めば、今までの前段の質問課題は全て解決すると思いますが、村長のお考えをお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の郷土館、早期建設をすれば全てが解決するということの御質問であります。

先ほど議員からもお話がありましたが、この郷土館や保存場所を視察するに当たっては、私も文化財専門委員の皆様と協議を重ねて、今後の進め方について御教授をいただいたところでございます。

文化財専門委員の皆様がおっしゃるには、まずは、郷土館建設に当たっては順序がある。まずは学芸員を配置、そして整理、保管するスペースを整えて、そしてコレクションをしっかりと把握した上で、その上で郷土館の設計から始まって建設をやるべきだということのアドバイスをいただいたところで、私もそのとおりだと思います。

どういったものがどれだけか分からない今状況ですので、それで郷土館を建てても、いざ飾ってみると全然足りなかったり、もしくはもうスペースが余ってしまった、こういう大きいものを飾りたいけどそういったものを飾れる場所がないとか、そういったことはもうたやすく想定されますので、そのアドバイスのとおり、今私の中でも進めております。

まずは学芸員を配置というアドバイスでありましたので、先ほど教育長から答弁しましたとおり、私が村長になってから、まずは正規の職員一人、学芸員の資格を持ってる者、今まで一人もおりませんでした。それを担当係に配置をいたしました。さらに加えて二人、今度学芸員を雇用する予算を認めたというところであります。

次の課題となります学芸員がしっかり見つかったという前提ではありますが、整理、保管するスペースを整える必要があります。現状は複数箇所に保存箇所が分かれておりますので、こういったものを把握するには、やはり一つの場所に集めて集中して把握、データ化していくことが、作業的にも一番効率化が図れるのかなと思っております。

そういった中でありますが、現在宴会事業、皆さんで集まって、今大芝荘を休止していますので、宴会事業を再開してほしいという要望があります。それについては今、何とか国の補助を受けてある程度見通しがつきそうになりましたので、そういったところの話と同時並行で御説明をいたしますが、今ワクチン接種で大芝荘を使っております。今後、コロナのワクチン接種は来年度から集団接種は恐らなくなる見込みでありまして、村の余裕財産といたしまして、今大芝荘があるような状況でありますので、大芝荘のスペースを活用してこの文化財を一つに集めて、展示を目的とするのではなくて、まずは整理と把握を第一目的として、ただ、並行して150周年記念で村の文化財を同時に見るようなことも工夫すればできると思いますので、これは文化財専門委員の皆様と相談をしてですが、そういったところで把握とコレクションの把握までできれば、一番望ましいのかなと思っております。

ただ、これはやはり要望の多い宴会事業をほかでちゃんと確保するというところ、やはり大芝荘のイメージは皆さん宴会をやりたいというところでもありますので、それをしっかりとこちらとしても説明した上でないと難しいというところはあると思いますが、そういった方向性を一つ案としては考えておるところではございます。

このことは先日、福祉教育常任委員会の皆様からも要望書として具体的な御提案をいただいたところでありますので、委員会の皆様、また文化財専門委員会の皆様とも協議を重ねて、こういった郷土館の建設につながる、まずはその準備を進めていく必要があると思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 文化財専門委員の皆さんの言い分も分かります。しかしながら、給食センターも2年にわたっての建設であり、この郷土館建設となると、場所の設定、財源、そこらの計画から入っていかなければならないので、文化財の皆さんと並行した中で計画、立案を望むところではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） すみません、村長をのっこして私からで申し訳ないですが、あとの御質問と関わるんですが、郷土館先にありきっていうよりも、今やっている整理とか整頓、その先に郷土館があるという認識は村長が言われたとおりなんですけども、それと重ねながらなんですが、文化財保存活用地域計画っていうのをしっかり立てる必要があるというふうに思っています。それによって国からの補助金とか、あるいは文化財に指定されないものへも補助ができるとかそんな仕組みだと思うんですが、その計画をしっかりと立てていく。それで、時間がかかります。10年スパンっていうふうにもある方からは聞いているので、そういった意味合いで、じゃあ来年、再来年とか郷土館云々ではなくて、やはり地固めをしっかりとしながら郷土館というものを造っていく必要があるかなということでお答えさせていただきます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 大変時間がかかる事業とは思いますが、やっぱりそれには計画を立てなければなりません。その計画の一步目を踏み出してほしいとこのように思っておりますので、今、計画案があるということではありますが、その早い時期の発足をお願いしたいと思いますが。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今申し上げた地域計画、それをつくるにも学芸員さんの力がなかなかなかできない状況です。ですので、先ほど申し上げた学芸員さんの配置、それを踏まえながら、いわゆる計画、ビジョンをしっかりと作りながら進めていく、そういう所存で私の立場ではおりますが、よろしくお願いします。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） いろいろ難しい問題がある中で、長い目で見ていかなきゃいけないというようなふうに感じておりました。

次に、神子柴遺跡の保存、管理についてということで質問をいたします。

郷土館にも神子柴遺跡からの出土品がたくさんあります。11月の18日に神子柴公民館で、神子柴遺跡について明治大学の堤隆氏の講演会がありました。神子柴遺跡が全国的に有名で、出土品の中には国の重要文化財に指定されているものがあり、全国から神子柴遺跡の見学に訪れる人が多いと聞いております。出土した重要文化財のレプリカも見ることができ、大変な貴重な学習ができました。講演には小学生から大人まで大勢の人が訪れ、神子柴遺跡の興味と意識の高さがうかがえました。

村の貴重な文化財として、看板、休憩所、あずまや程度の設置をし、遺跡の保存を望むところではありますが、答弁をお願いいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 神子柴遺跡の保存、管理を。11月18日、神子柴の公民館には100人ぐらいの方が参画されて、本当に神子柴遺跡を語るそういう場だったなというふうに認識しております。

神子柴遺跡、私が言うまでもなく石器87点、昭和63年に国の重要文化財に指定されております。今から1万6,000年前、7,000年とも言われていますが、旧石器時代末から縄文時代草創期の国内でも屈指の石器文化と言われております。遺跡周辺ですが、現在、土地の所有者の方、それから神子柴の文化歴史遺産を伝える会の皆さんにより、本当きれいに保全されております。村では、このパンフレットを作らせていただきました。

今後ですが、神子柴区や神子柴の文化歴史遺産を伝える会と協力しながら、遺跡について学ぶための講座や子供向けの黒曜石を使ったものづくり講座を計画したいと考えております。また、遺跡を保存するために、村の指定史跡にすることを目指して、文化財専門委員の方と協議しながら準備を進めてまいります。

また、神子柴遺跡の案内板とかですね、以前から提案を受けながら、そちらのほうも大事にということで、遺跡のところにどういうものをつくるか云々までは今至っておりませんが、いずれにしろ大事に考えて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 村からの財政支援、また応援をお願いするところであります。

10番目の歴史的建造物の指定、保存をということで、ただいまも教育長より一部をお聞きしましたが、村内にも歴史的建造物、例えば寺社仏閣、家屋や土蔵、門と歴史的に価値のあるものがあり、文化財指定や保存に努めるように望みたいと思いますが、この点について質問をいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） ちょっと口早に申し上げます。

村の建築物で村の指定文化財になっているもの、あえて言いますが、大和泉神社の本殿、それから隣にあります瘡守稻荷社本殿でございます。それについてもということで、大事にしたい議員のお考えでございます。

先ほど申し上げました文化財保存活用地域計画、その策定を進めながらということで、建造物のみならず文化財全体の保全、活用を進めてまいりたいと考えております。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ぜひ希望するところであります。

これに関わりまして、田畑神社には、村内には神社ある中で、能舞台が一つだけ残っております。あれが観覧席から舞台までの勾配といい、今は切られてしまったが、そこの松がかぶってきて能舞台。これはすばらしい形だと思っておりますので、そこらも一つ注目していただきたいと思います。

それでは、2番目の大項目、予算編成についてということで質問をいたします。

予算編成の時期でありまして、令和4年度の繰越金決算額が収入合計の11.1%となっております。予算に対する適正な事業執行を望むところでありますが、この年はコロナ禍等によりまして事業の中止等があったり、諸事情がありこの数字になったと思いますが、本年度は予算どおりの事業執行を望みます。

村長、お答えをお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 予算編成について、令和４年度の繰越金の決算額が収入合計の11.1%となっており、予算に対し適正な事業執行を望むという御質問であります。

令和４年度歳入の繰越金については、歳入決算の87億円あまりに対して繰越金が９億6,000万円あまりと、議員御指摘のとおり、その割合は11.1%を占めております。繰越金の内訳であります、翌年度へ繰越しした事業の財源が４億5,000万円あまりとなっております。実質の繰越額は５億1,000万円あまりとなります。翌年度へ繰越しをしたと説明した４億5,000万円ありますが、これは国の補正予算を活用するために学校給食センターの予算計上を行ったものでありまして、この学校給食センターが南部小学校以来の大型公共施設建設工事であることもありまして、例年と比べて補正予算に活用するための額が多額となっていました。ただ、この国の補正予算を活用したほうが村としての負担については3,000万円以上減ることになりますので、この判断は適正であったと捉えております。

また、別の観点で実質収支を標準財政規模で割った実質収支比率は、令和３年度は10.6%となっております。通常市町村の目安とされる３から５%と比較いたしますと、高めの数字となっております。ただ、議員御指摘もありましたとおりコロナ禍、また物価高騰での国からの財政出動がありまして、全国的な平均値も6.5%と、３から５%と比較するとかなり上振れをしているというのが現状であります。

ですので、令和４年度歳入の繰越金が多かったというところですが、まとめますと、村の負担を大きく減らすために国の補正予算を活用したということと、コロナ禍、物価高騰での影響が要因であります。

とはいえ、中長期的な面で見ますと、村の近年の実質収支比率は10%前後で続いておりますので、ここの部分は改善をしていかなければならないというのは議員御指摘のとおりであります。そのため、令和３年度は１億円あまり、令和４年度は３億2,000万円あまりを年度途中に財政調整基金へ支出、積立てをして予算化をいたしました。

引き続きこういった基金への積み立てを行うこと、また年度末での不用額の精査をより厳密に行うなど、繰越金を減らしていく対応をしていくことは重要な視点であると思っております。

また、そもそも予算編成、執行額に近づけた予算編成等を行うというのが根本的なところでありまして、とはいえ、最近は様々なものが値上がりが続けておりまして、なかなかこの部分難しいところではあります。財務課長を中心にリーダーシップを発揮していただき、今年度、来年度の予算編成については、繰越金が多くならないよう努めてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

５ 番（加藤 泰久） 国との関連、また社会情勢の変化等で大変難しいところがありますが、ぜひとも適正な業務執行ができますように御努力をお願いいたします。

続いて、大項目３番の人口増加策についてお尋ねをいたします。

近隣の市長選挙が行われ、人口減少問題が課題となり、対策が論じられております。本村においては、30年をピークに人口増加が終わると予想されております。

現在、今後の人口増加政策はどのように政策を進めていくかお尋ねをいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 人口増加の政策、どのような政策を考えているかという御質問であります。

議員御指摘のとおり、村はこれまで人口増加が長く続いておりまして、2030年には人口が横ばい、もしくは減少に転ずると予測されております。観点として二つあると思います。人口増加に適切に対応する政策、これは適切に対応することで、人口増加のトレンドがありますのでより人口が増えていくと思いますし、それとは別に、未来を見据えて純粋に人口を増加させるための政策というところ、2点あると思います。

まず、人口増加に対応する政策であります。人口が増加するということは、現在合計特殊出生率が2に届かない状況でありますので、人口が増加するには、転入者、移住者が増えているというところでございます。その中で、おかげさまで村は子育て世代を中心とした若い世代の流入が続いておるというところであります。

そのような状況を鑑みますと、ハード面では、学校は学校給食センターで一段落と捉えておりますが、保育園については、誰でも通園制度など保育を必要とするというこれまで守られてきた聖域がなくなる見込みとなっておりますので、例えば、保育園児が増えれば、保育スペースのさらなる確保については今現状キツキツですので、考えていかねばならないというところであります。

また、ソフト面におきましても、まずは学校の教職員不足が特にこの南信地域で顕著でありますので、県の教育委員会の対応がこのまま鈍いようであれば、今年から村独自で体育専科教員を採用したように、村独自の教職員採用も考えていかなければならないかもしれません。

また、保育園においても保育士の確保は課題となっております。そのため、令和6年度から同一労働同一賃金の実施を目的として、特に担任を持つ会計年度の保育士については、思い切った処遇改善に手をつけるところでございます。このことは、若い女性が男性の2倍都市部に流出している現状を少しでも打開するために、女性が輝ける職場を確保していきたいという意図もございます。

移住者が多ければ地域コミュニティへの配慮も多くなりますので、現在、村で実施している持続可能な自治会検討委員会も人口増加に対応する政策と捉えることができます。同時に移住失敗、田舎の闇など、定期的にインターネット上ではこういった移住に関する炎上事件が勃発しているのが現実でありますので、実際に移住者が多い南箕輪村でこういった地域コミュニティに関する変革を先進的に進めることは、人口を増加させるための政策にもつながってくると考えています。先ほど説明した村独自の教員や保育士の確保充実も同様だと思っております。

また、人口増加地区への地域公園の整備、これはまち、村の資産価値を上げることになりますので非常に重要でありまして、現在、吹上線沿いやこども館隣接、また南原地区に公園を整備することを予定しております。

次に、人口を増加させるための政策であります。まずは人口増加が第一の目的になってはいけないと考えております。人口増加を第一の目的にしていまいますと、どうしてもこれから移住してくる方に資源を集中して投下する政策になってしまいがちであります。現在、南箕輪村は先ほど申し上げましたとおり人口増加のトレンドがありますので、現在暮らして

いる方がより幸せになること、そういったところを進めていくことがよりロコミとして広がって、人口が増える政策につながっていくと思っております。

また、これからは単純に総人口で把握するよりも、生産年齢人口、若年人口の動向を指標としていくことに、人口増加の政策を立てるに当たってはそういったところ切り替えていく必要があると思っております。人口増加に対応する政策をしっかりと進めること、そして、人口を増加させるための政策についても両輪でやっていかねばなりません、単純に人口を増加させる政策は何かと限って言われれば、これ私がやるって言っているのではなくて、人口増加させるためって聞かれて答えるのであれば、優先順位としましてはやはり男性より女性が優先されまして、さらに熟年者より生産年齢人口や若年人口、そういったところに投資をしていくということが求められると思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） この村に住んでみたい、住んでよかったというような住みよい村づくりに邁進をしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。時間がないので、私の独り言は次回に回します。

議長（原 源次） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時半まで休憩とします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己です。

まず、今回の質問事項、墓地公園の維持管理、また火葬等についての質問をするに至りましたこの背景について、ちょっと御説明をさせていただきます。

まず一つ目に死亡数の増加、これがございます。非常に多死社会を迎えているということでございます。厚労省の推計によれば、日本全体の年次死亡者数は昭和50年代後半から増加傾向となって、平成15年には100万人を超え、令和4年には157万人となっています。今後も徐々に増加して、現在の推計では2040年にピークを迎え、166万人ほどになるそんな見込みだそうです。その後も若干減ってはきますが、それほどの減り方ではなく、しばらく続いていくと。そんな見通し、推計が出ております。

もう一つ、二つ目ですが遺骨処理、この方法の多様化が一つございます。具体的には、核家族化ですとか地方から都会への若年層の移動が過去から続いております。こういったことによって、お墓をめぐるあまたの問題が顕在化しているということでございます。具体的には遺骨処理、散骨をする、あるいはほとんど一般的にはこれが多いと思いますけれども、火葬後の焼骨を何らかの形で供養していくと。こんな形が一般的であろうというふうに思います。この流れはもうしばらく、こういった問題がいろいろ顕在化してくる中には、こういったいろいろな多様化ということがあるかと思います。

それについて、まず村の公営墓地公園、これの整備について御質問をいたしますが、墓地公園の整備についてでございます。

村営の墓地公園は現在8か所ありますが、私もちょっと実際にどんなふうになっているのかということで、最近、各墓地公園、状況をちょっと視察してみてまいりました。共用部分であるその通路あるいはあずまや等ございまして、こちら辺の整備の状況については、除草や草刈り等の手入れもなされて、冬場ということもあるんでしょうけれども、比較的きれいになっているかなと思いました。あずまややベンチ等は老朽化が進んでいて、そこでちょっと一息休憩をするとかっていうにはちょっともう古くて、あの状況ではあんまりそういうふうな使い方は難しいのかなというふうに思います。そんなふうに見られました。

肝心のその墓地区画についてですが、各墓地公園共に多少ばらつきはあるんですけども、見て勘定をちょっとざっとしてみたところでは、大体30%から多いところではもう半分近く、大体平均すると40%前後の区画が空いているというふうに見受けられました。

これ、私もちょっと過去の一般質問の中で、現議長の原議員が令和3年11月時点で12月の議会の一般質問で質問、この合葬式墓地の関係でちょっと質問をされたときに、村の回答の答弁の中で、令和3年の11月時点で717区画が現在あって、そのうち9区画が空いているというふうに村長のほうから御説明がありました。

今の空き具合から見ると、実際には墓地、いわゆる墓標を立ててはいないけれども、一応その権利は持っているよということもこの中にはかなり含まれているとは思いますが、いずれにしろ、私も回っている中でいろいろ工事をしているところがありましたので、ちょっと工事業者の方に聞いたらやはり墓じまいを今して、その工事をやっているっていうふうに聞いております。墓じまいは今のトレンドからすると、もうどんどん増えているなというところだろうと思います。

そこで、現在の墓地公園の新しい新規の申込状況、あるいは墓じまいの状況、あと無縁墓等の有無だとか、そんなような現状が今どうなっているのか。それから、この現状を踏まえて今後のその構築物等を含めたその管理、その維持管理、区画のこともそうですが、全体の維持管理についてどんなふうなお考えをお持ちか、その辺をお伺いしたいと思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

墓地公園の整備について、墓地の新規申込み、墓じまい、無縁墓の現況と今後の墓地公園維持管理についての御質問であります。

まず、村営墓地公園の現状であります。南部、南部上段、中央、北部、泉の森、大芝、久保、大泉の8か所ありまして、合計で717区画であります。そのうち、本年12月現在で空いている区画は11区画となっております。割合にいたしますと、1.5%と大変少なくなっております。

新規申込であります。年2回募集の機会を設けておりまして、抽せんにより決定をしております。申込件数は、令和4年度は5件、令和5年度は7件でありました。永代使用料は、現在は久保、大泉の墓地公園が26万円、その他の墓地につきましては24万円となっております。一部購入した時期により永代使用料が異なっている部分もございまして、また、年間管理料として800円を別途頂戴しております。

墓じまい、純粋な墓じまいは非常に少なく、令和3年度は1件、令和4年度はゼロ、令和5年度は1件でありました。墓じまいに近い意味では墓地の返還がございまして、令和4年度が5件、令和5年度が10件です。原形に戻して返還いただくときは、永代使用料の100分

の30を、墓誌等を設置していない墓所について返還されるときは、永代使用料の100分の70を還付をしておるのが現状であります。

無縁墓につきましては、現在、村墓地公園ではないというところでございます。ただ、個人の墓地について正確な状況については把握が難しいというところでありますが、年間管理料の800円を無縁墓だからいただいていないということはありませんので、恐らく現在、村墓地公園では無縁墓はないというところの推測をしているところであります。また、中央墓地に村指定の無縁墓地、これが1区画ありまして、これまで現在7名の方がここに利用、入っただいただいているというところでございます。

今後の墓地公園の維持管理であります、毎年年間管理料800円を納入いただいておりますので、それを原資に草刈り、またあずまや等の修繕を実施いたしまして、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今のお話でいきますと、区画については11区画しか空きがないということでございますので、これからまたお墓を建てるという方たちもかなり出てくるのかなというふうに今感じたところではあります。思ったほど若い村ということもあるのかもしれませんが、思ったほど無縁墓だとか墓じまい等、意外に少ないなという印象を持ちました。

こういった御説明をいただきましたけれども、伝統的なお墓というものは墓碑の建立費用、お墓を本当に建てるとなると100万単位で実際お金がかかってくるということ、それから維持管理、その後の維持管理等、これについて様々ないろんなコストが当然かかってまいります。こういったこれはお金の面ということでございますけれども、そのほかにももちろんお墓の掃除ですとか、そういった自分たちでやるそういった管理もそうなんですけれども、こういったものを遺族だとか子孫にこういう維持管理を任せたくないというふうに考える人が現在是非常に多くなってきた、そんな感じがいたします。

今後は事前にその家族との相談の上、またはそういう御家族がないケースもございます、そういった方の場合も含め、高齢者だけだとかそういった場合も含めて、第三者の専門家に死後事務委任契約等を結ぶことで、自身の遺骨の処理を含めた葬送の方法を決定していくということが出てきているということ、そういったことがこれから増えていくのではないかなというふうには考えられます。このような場合に合葬式墓地、これは一番そういった中で今後のニーズに最も合致した形のものではないのかとそんなふうに思っています。

また、これ実際私の知人にも村の墓地ではないんですけれども、事前に予約してあったその墓地区画を返戻して、合葬式墓地へ納骨したというようなケースもありました。今後ますますこうした傾向は進むと考えられますので、最近ですと箕輪ですかね。今、辰野町、それから箕輪町、伊那市、この近隣ではその3市町に合葬式墓地がもうございますけれども、こういった合葬式墓地を当村でも、この公営の合葬式墓地っていうのがもう必要になってきているのではないかなと思いますが、この設置についてどのようにお考えかお伺いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 合葬式墓地の設置についての御質問であります。

少子高齢化、また家、家族に対する考え方の変化、そういったことを理由といたしまして、

コストも含めて墓地の継承に不安を感じる方は増えていると思います。墓地の形態も様々多様化が進んでおりまして、家などでお墓を管理、共同墓、樹木葬、手元供養、海洋散骨等、様々な方法が出てきております。

令和元年度に村が行った村民アンケートにおきましても、合葬式墓地があれば購入を検討しますかという問いに対して、481人中123人、率にして約4分の1の方が検討したいという回答でありました。

議員御指摘のとおり、近隣市町村では伊那市、辰野町、箕輪町が合葬式墓地を整備しておりまして、役場にもそういった要望、照会は増えてきているというのが現状であります。また、村では現在、社会福祉協議会と一緒に身寄りのない方が地域で安心して暮らすためのガイドラインづくりも進めておりまして、その関連でも合葬式墓地については触れられるのではないかと推測をしておるところでございます。

そのため、村として合葬式墓地の設置を予定いたします。具体的には、令和6年度に実施設計及び用地買収を行いまして、令和7年度に設置の予定で、現在進めておるところであります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 合葬式墓地、もう設置をするという答弁をお伺いしました。

これについてはやはりちょっとお伺いしたいんですが、場所とかは今の墓地公園の中に設置していくというような方向、その辺はもうお決まりなんでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 最終決定はしておりませんが、候補は挙げておるところでございます。実際、墓地公園の中に設置するということは、今の墓地公園でそのぐらいスペースが余っている場所はございませんので、今の墓地公園の中に設置するということはできませんが、その墓地公園の隣に適切なスペースがあるところがございまして、ちょっとそこは少し遺跡の関係で試掘調査をして、遺跡が出てこなければそこにしたいなというところでございます。

そういったところで、遺跡がもし出てきた場合は代替案を考えなくてははいけません、今のところは調査をしてから、出てこなければそこを中心に検討していきたいというところでございます。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 分かりました。

それでは、合葬式墓地についてはぜひいい場所、しっかり本当にありますので、そういったところがうまくそこで建設ができるような形になればというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、火葬場等についての質問をさせていただきます。

火葬は現在、法律で義務づけられているわけではございません。埋葬や火葬、改葬等の市町村長の許可は必要ということではございますけれども、法律で火葬しなければいけないということは義務づけられていないということですね。

厚労省によれば、日本の2021年度の火葬率っていうのは99.97%、ほとんどがもう火葬をするということだそうです。ほとんどの死亡者が火葬により葬られていますので、それが現

実であって、冒頭でも申し上げましたとおり、多死社会の到来で火葬場の不足、これはもう前から言われておりますが、都市部だけではなく、この地方でも非常に顕在化してきている部分でございます。

私も先般、議員による村民の声を聴く会においてもちょっとそんな話が出まして、火葬の待機日数の長期化で遺体の保管費用等がかさみ、大変であるといったようなそんな御意見も出ておりました。これ実際、非常に日数がかかっている、それによってなかなか葬儀の日程も組めないというのが現実的になってきているだろうと思います。

私も過去にちょっと葬儀を部門として持っている会社に若干勤めたことがありましたので、葬儀の実態っていうのは諏訪の地域で経験をしておりますけれども、諏訪の地域でも既にもう10年ぐらい前から岡谷から茅野までっていう感じですけども、10年ぐらい前からもう火葬場の不足で、私が見ている限りでは、その葬儀部門で火葬までの間、遺体保管のために御遺体の冷蔵庫、あるいは安置所等の確保がなかなか間に合わなくて慌ててその冷蔵庫を発注したり、葬儀場にもう間に合わないときは遺体を幾つも並べて、葬儀がないときにはそこを使って保管安置所みたいな形にしていたという経験がございます。

特に年末年始や何かの火葬場の休業期間、年末31日から三が日、正月三が日は火葬場がもうお休みになりますので、特にその間はもう亡くなる方はもう休みだろうが何だろうが関係ございませんので、御遺体が特に冬場亡くなる方は多いので、非常に御遺体が増えるということ。ただ、火葬はできません。なかなかやるところがもう近隣にはありませんので、火葬待ちという状況で大変、これは葬儀を担当する会社としてももういかんともし難い部分もありましたけれども、それ以上に御遺族の方たちへの負担っていうのは非常に大きいのではないかなというふうに感じていたところでした。そういったこともありました。

また大規模災害、ちょっと危機管理の面から言いましてですけども、火葬場がないと、大規模災害のときのお亡くなりになられた方のことを考えますと、この辺ではあんまり大規模災害が今までほとんどなくて、最近で言いますと、御嶽山の噴火が割と亡くなる方の数が一気に一度にお亡くなりになった方が多かったのも、ただ御遺体も見つかっていない方もいまだにいらっしゃいますけれども、そういった方たちの御遺体をどうするかというところのそういった観点からしても、火葬場の能力向上っていうのは必要なんじゃないかなというふうに思いました。

現状を見ますと、本村の住民の火葬というのは、近隣の伊那市営火葬場、今、山寺とそれから長谷の二つ、伊那市営でございます。それと、駒ヶ根にある伊南行政組合の伊南聖苑で行われることがほとんどだろうと思いますけれども、現施設だけでは申込みがやっぱり集中、ばらつきがありますので、集中したときはどうしても待機期間が長期化するという一方で、御遺族の負担はこの保管費用も大概は葬儀社に保管を依頼して保管してもらうっていう形です。その費用、これもかなり多額になるということが予想されます。

そこで、これも提案なんですけれども、辰野町、箕輪町が現在火葬場は持っておりません。ですので、これはいわゆる伊南の行政組合でやっていますけれども、そういった広域の連携の中で伊那市も場合によっては含めて、伊那中央行政組合がそれができるのかどうかちょっと私も分かりませんが、そういった広域的な対応でもって火葬場の新設は必要だと、そんなふうに思います。

このことについて、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 火葬場の新設についての御質問であります。

村民の方がお亡くなりになる数であります。これまで毎年130人から140人台で推移をしておりました。ただ昨年、令和4年は157人でありまして、今年も11月までで145人の方がお亡くなりになっております。高齢化率が県下一低い村であります。同時に県下で一番人口が多い村でありますので、亡くなる方、今後も増えてまいるというところがございます。

火葬場の状況であります。伊那市営火葬場では、令和4年の1年間で1,595体、また長谷の火葬場では91体の火葬が行われまして、そのうち南箕輪の住民の方は150体でありました。利用状況から判断いたしますと、南箕輪村で亡くなった方、基本的にはほとんどの方が伊那市営火葬場を利用している状況であると判断できます。

その伊那市営火葬場ですが、平成24年に炉が3炉だったのを4炉に増設をしております。現在、1日7体を火葬の上限としておりまして、現状は1日平均4体から5体の火葬を行っておるというところであります。1日7体を火葬の上限としておりますので、年末年始を除く361日間稼動したとしますと、計算上は2,500体を年間で火葬できることになりますので、現状1,600体弱ですから比較的まだ少しは余裕がある状況ですが、冬場は特に亡くなられる方が多いので、冬場この割合ですと予約が取りづらくなるっていうのは、数字上も表れているのかなと思います。

また、火葬する日時なんですが、これは基本的に御遺族の方がお決めになります。役場の窓口においては、希望する日に火葬ができずに待っているといった話をいただいたことは特段なく、また伊那市営火葬場でも、年末年始の休業や施設の修繕時を除きまして、死亡してから長期間火葬ができないという状況ではないという話は聞いております。

ただ、私も先日お出かけ村長室の中で、長期間火葬ができずに保管料が高額になってしまったという話は聞いておりますので、そういったところ、ある程度事象が重なってしまった場合に、例外的に長期間になってしまうというところは少しずつ増えてきているのかなというところを判断するところでもあります。

また、伊那市営火葬場は昭和30年代頃に造られたとお聞きしておりますが、かなり老朽化しておりまして、大規模な修繕により維持管理していますが、そういったところ、例えばこれから炉の数をどうするかとかそういったところも含めて検討が必要になるかと思いますが、基本的には伊那市の施設でありますので、伊那市の動向をというところが考えられるのかなと思います。

火葬場の新設ですが、やはり火葬場というものは、周辺住民の皆さんにとってみるとないほうがいいというところでもあります。非常に大きな影響を与える施設であります。そのため、現状は近隣市町村と連携した火葬場の新設は構想すら上がってはおりませんが、これから今後の死亡者数の推移とかそういったデータを整えることによって、火葬場が足らないように、早期の段階で検討していくことは重要であると考えております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございました。

今、大体数字的には間に合っているというふうなお話がありました。ただ、火葬場の時間が朝8時半から夕方5時ぐらいまでっていうような形で、一日の回転数から言うと、結構

な回転数対応ができるということはございますけれども、実際にはなかなか火葬場へ集まる人たちとかそういったことの事情もあって、フル稼働、100%のフル稼働が数字上と同じようにできるかっていうとなかなかできない部分もあって、そういった面でやっぱり待ちが出ている、そういったケースもあるようでございますので、その辺も考慮に入れて今後の対応を図っていただければなというふうに思います。

続きまして、火葬場の使用料の助成制度等についてということなんですけれども、現在の火葬場の使用料金、施設を設置している自治体、住民とそのほかの市町村の住民に関しては、使用料がこれは10歳以上1体当たりの金額でございますけれども、伊那市営火葬場であれば伊那市民は1万1,000円、その他の場合は5万5,000円と。それから伊南のほうでいきますと、伊南は宮田、駒ヶ根、飯島、中川ですかね。ここの構成住民については1万2,000円、その他の市町村の場合は5万円ということで、いずれも4万円程度の差がございます。

これについて、先ほども申しました待機期間の長期化っていうことで、金銭的にも負担が出るということも考えますと、自分たちも関与したそういった火葬場がこれから実際にできてくればそれはよろしいんですけれども、ずっとその差はそれまでの間、大分違いが出てきます。金銭面で言えばそれほど大きなものではないとは思いますが、ただ、大分その自治体によってそんなに違うのかっていう、こういう感じは持ちます。

そういう中で、火葬場のほうを早く何とかしていただければということもありますけれども、その間の、本村の住民が火葬される場合に火葬場の利用料、これの助成制度、こういったものを考えてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 火葬に対する助成、その御質問でございます。

議員御指摘のとおり、それぞれ伊那市営火葬場、伊南聖苑の使用料、市内・市外等の差が4万円程度になっているところはそのとおりでございます。伊那市の担当課に確認をしたところ、伊那市営火葬場、長谷も含みますが、その火葬場の利用割合であります。伊那市内が55%、伊那市外が45%となっているということでございます。実際の火葬場の運営については、伊那葬祭業組合に委託をされているようです。

全体の予算規模、運営の予算規模であります。おおよそ5,000万円となっております。そのうち、その中で使用料収入がおおよそ4,000万円あるというところで、その差額については、現在伊那市の一般財源が投入されておるというところでありまして、それに、毎年の運営費の赤字額1,000万円に加えて、火葬炉等の補修工事というのが必要になってまいります。通常の年ですと1年間で1,000万円ほどかかってまいりまして、数年に1回はそれ以上のお金がかかる大型修繕を行って、維持をされているというところでございます。

そういった伊那市の一般財源が多く投入されているため、使用料に差が出てくることは当然であるという見方もあると思います。伊那市の一般財源が多く投入されているので、伊那市の人は安く使えるっていうのは当たり前のことかなと思います。

そういったこともありますので、村として火葬に対する助成は、現在のところ考えていないというところでございます。ただし、先ほどお聞きいたしました、例えば年末年始に火葬場の利用、火葬場の利用が年末年始の前後には集中しますので、それで御家族が日時をこだわったわけでもなく、遺体の保管期間がかなり長期化して費用が積み上がる、そういったと

ころが顕在化するようであれば、そういった保管に関する費用助成みたいなものは考えていく必要があるのかなと感じております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 今のところ助成については難しいというお話でございます。

ただ、いろいろお金もかかるということは分かりますけれども、この村でお亡くなりになる方、こういった方たちが実際に誰しもいつかはお世話になることになるわけですが、そういった方たちの御遺体が長期にわたってなかなか思うようにならないということ、冬場はまだしも夏場なんかは特にそうなんですが、そういった場合が非常に何て言いますか切ないというのか、そういったふうにも思う部分もございます。

いずれにしろ、こういったことが大変な、これからますます亡くなる方が増えるといったことも含めて、ぜひ火葬場等がその機能強化、あるいは火葬場が新規にできるということを願ひまして私の質問を終わりたいと思いますが、終わりに、この火葬場については自治体の単体とすれば財政面での負担、こういったものが非常に大きいものですし、効率的にも当該市町村のみでっていうのはなかなか効率的な面でも悪いのではないかと思います。いろんな問題が広域的にどうしても取り組んでいかないと難しいし、非効率だなんて思う部分が本当にいろいろなことを見ていて思うようになっています。

この辺のところを、今ある仕組みの中でぜひスピードある課題解決につながるように、ぜひ村としてもそういった広域のことにまた力を入れていただいて、広域連携でいろいろやっていけるように御検討いただければというふうにお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（原 源次） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

ただいまから14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号1番、西森一博です。先に通告した内容で質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、回覧板のデジタル化について御質問させていただきます。

村や区の行事や連絡事項などの情報を伝える手段といたしまして、回覧板を使うことが一般的であります。回覧板が使われ始めたのが昭和15年ごろ、東京でということです。それから半世紀以上たっているわけですが、今でも使われている連絡手段の一つであります。昔はインターネットがなかった時代ですので、回覧板が有効な伝達手段だったと思われます。しかし、通信環境が整備されましたこの現代で、回覧板は時代に少々合わないのかなというような感じをしております。

総務省が発表している令和3年版の情報通信白書によりますと、インターネットの利用率が2020年で83.4%となっております。日本の約8割がインターネットを利用しているというような状況となっております。また、13歳から59歳に至っては9割を上回る利用率となっております。また、回覧板の情報伝達能力だけを考えますと、伝達能力速度としては遅いかなと。また、不在時や回し忘れといったことがありますと、伝達が止まってしまう。そういつ

た面を見ますと、情報伝達能力としてはちょっと不安定であると言えるかもしれません。また、感染予防の観点から見ますと、回覧板に触れたくないなんていうことを聞いたりもします。それよりは、もう回覧板を回すのが大変だというような意見もいっぱい聞いております。

反対に回覧板を回したほうが良いといったような意見もあるんですが、これは住民同士の話す機会にもなっていると。また、高齢者の安否確認にもなっているというような意見も聞いております。また、組内のどちらかというところとちょっとプライベートに近いような情報は、回覧板の方が望ましいんじゃないかなというふうなお話も聞いたりもします。

ただ、8割から9割の人がインターネットを利用している、生活の中でインターネットが当たり前となっているこの現代において、地区の連絡手段が回覧板だけに、中心になっているというのは少々不思議かなという感じをしております。

回覧板のデジタル化については、持続可能な自治会の検討委員会でも上がっており、検討される案件の一つではあると思いますが、ここでこの回覧板のデジタル化について、村長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の御質問にお答えをいたします。

回覧板のデジタル化についての考えはという御質問をいただいております。

回覧板を含め、行政から村民の皆様への情報発信方法等は様々ございます。平常時における回覧板、広報紙の配布、メールメッセンジャー、LINEなどがございます。災害時にはメール、LINEに加えて防災無線等も活用されております。広報紙、回覧板はアナログでの手法であります。メール、LINEはデジタルでの発信となっております。

第2回の持続可能な自治会検討委員会におきましても、行政からの発信、また自治会内の情報共有については重点課題として取り上げた班がございまして、第3回の会議において、引き続き全体の課題として深掘りをする予定でございます。

回覧板や広報紙のデジタル化につきましては、情報を素早く発信、共有でき、また回し配り忘れ、そういったものがなく、お宅へ直接持っていく手間の解消、またペーパーレス化にもつながってまいりますので、大変有効な手法であると捉えております。

今年からいち早く導入いたしました保育園や小・中学校と保護者との連絡用デジタルツールとしてすぐるを導入いたしました。学校や保育園からの回覧や広報物はおおむね今デジタル化が進んでおりまして、紙の仕分けや配布がなくなりましたので、どちらかというところ、教師や保育士の負担軽減に大きく寄与したというところでございます。

今後の方針であります、こちらは持続可能な自治会検討委員会の中で決定をしてまいりたいと考えております。

課題として挙げられますのは、発信側は容易に対応が可能な反面、受け手側の住民の皆さんの中にはスマートフォンやパソコンを利用しない方もいらっしゃいますので、そこは明確な課題と捉えています。また、デジタル化するのであれば、行政からの発信ではなく、自治会内の情報共有も回覧板では深く行われておりますので、その部分も一緒に検討を進めたいところでございます。

これは例えばの話になりますが、こちらから要するにスマートフォンやパソコンを利用しない方に関しましては、各家庭に専用のタブレットを配布し、進めることは有効な手段ではないかと考えています。一見コストがかかるのではないかと考えられますが、様々な発展的な

利活用にもつながりますし、コストの面については、防災無線関連はどうしてもやっている事業者が限られておりまして、かなり高額、本当に億単位の額がかかってきているところがございます。ただ、その億単位の額を使って改修したとしても、このどうしても防災無線は聞き取りづらいという状況は完璧にカバーすることはできませんので、そう考えますと、防災無線は音だけはしっかり鳴って、そうすると専用タブレットのほうに配信されればより正確な情報を速やかに伝えることができるので、そういったところは非常にメリットであると思いますし、あと数十年すれば、基本的に私とか西森議員がおじいさんになった頃は、確実にデジタルツール、いや、もしかしたらもっと高度なツールが広がっているかもしれませんが、もうその時期にはもう全世帯が使えるということは今から予測可能なことでありますので、時限的措置としてこの二、三十年間、そういった専用のタブレットを配付して対応するというのは、本当に最初に聞くと非常にコストがかかると感じるかもしれませんが、考えてもいいのかなと考えております。既にやっている自治体も全国で60近くあるというところでもあります。

とはいえ、それを実施したとしても、1～2年は希望者には専用タブレットではなく、紙の配布についても選択肢として残して、その1～2年の間にタブレットの使い方講座だとか、そういったところを公民館や人によっては訪問して行うなど集中して行う必要があると思いますので、すぐやるということではなくて、段階を踏んで実施していく必要があると思っております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） まずは前向きな御検討をいただいているということで、大変ありがたいなというところがございます。

防災無線に変わってということもあります。目の見えないというか、耳の聞こえにくい方に関して言えば、やはりタブレットで配信して見れるっていう状況があると、とてもありがたいかなと思われます。

じゃあ次の質問に入らせていただきます。防犯灯管理のDX化について質問をさせていただきます。

先月、先々月か、私のほうに住民の方から、日中でも防犯灯が点灯していますということを見ても直接訴えてこられた住民の方がいらっしゃいました。私も常々昼間ついているのを見ますと、ちょっともったいないなと。特に物価高騰してエネルギーの金額が上がっているこの御時世の中で見ますと、とてももったいないなと感じてしまいます。

そういった御意見をいただきましたので、担当課に問い合わせてみましたところ、防犯灯についているセンサーの故障であるだろうと言っておりました。この故障した防犯灯については、防犯灯を管理しています区が修理の依頼を村に出して、村から業者へ修理をお願いするという流れになっているということです。

地区では防犯灯の管理を任されているわけですが、管理をしているのが主に防犯部長や防犯係といったようなところが担っているのかなと思われます。しかし、部長や係というのは毎年役員が替わりますので、そのたびに防犯灯の場所やその防犯灯の状態っていうのを引き継がなくてはなりません。各地区で管理方法が多分違うと思うんですが、なかなかうちの地区の防犯の部長さんにお聞きしても、すぐには分かりにくいというような答えが返ってま

いりました。

やはりこういったところ、防犯灯の情報をデジタル化することで、地区の役員や係の引き継ぎを容易にさせていただいたりすることもできますし、村としても管理がしやすくなるのかなという思いがあります。

そこで御質問なんですが、防犯灯の情報をデジタル化、D X化してみてはどうかというような質問になります。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 防犯灯情報をデジタル化してはという御質問でございます。

まず防犯灯、こちらにつきましては、各地区からの要望、そして協議を経まして行政のほうで設置をしております、村にある約1,300基の管理は区で管理を行っていただいております。上伊那8市町村同様であります、設置についても区が行っている市町村も一部あるようであります。

防犯灯の管理であります、電気事業者から電気代の請求書が各区へ送付され、対象となる防犯灯の一覧が添付されておりますので、その一覧を基に、区では防犯灯の台帳を整備しているところもあるとお聞きをしております。また、電気代につきましては村独自で補助金を交付しております、上伊那地域で電気代相当額まで交付しているのは本村のみとなっております。

現状の村側のその防犯灯の管理といたしましては、村の防犯灯一覧情報をエクセルファイルで、位置については紙ベース、地図に落とし込んでいるのが現状であります。

そういった中、防犯灯情報をデジタル化してはというところでありますが、一つは電気事業者側は恐らく料金を徴収していますので、かなりデジタル化が進んでいるというのは現状でありますので、村独自に防犯灯情報をデジタル化するとすると重複するということなので、あまりつくり込んだシステムなどにするよりは、例えば、今教育委員会で行っている通学路危険箇所マップなんかは無料でできるG o o g l eマップ、G o o g l eマイマップに落として管理をしているような状況でありますので、そういったところを区がやるか行政やるかというところはまた議論になるかと思いますが、その程度であれば進めることができますが、例えばD X化というと、もう今ついている防犯灯をぱっと確認できるとか、そういったことまでするメリットはかかるコストより少ないのかなと思いますので、マイマップ上で管理するぐらいが適切な方法じゃないかと思います。

以上です。

議 長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 私もG o o g l eマップ上で管理する程度でいいのかなと思っております。ちょっとD Xっていうと、もうちょっとすごいシステムっていう形になっちゃうんですが、これ、どちらかというとデジタル化っていう表現のほうが適切かなと思います。

とても大変なシステムを組むよりは、無料のシステムを使って、まずは簡単のところから引き継ぎやすくするっていうところがまず必要なかなと思います。

じゃあ、次の質問に入らせていただきます。

子供のインフルエンザ予防接種の補助について質問をさせていただきます。

今年はインフルエンザの流行がとても早く、中には学級閉鎖も起こっているということも聞いております。そもそもインフルエンザは冬に流行しやすいわけですが、インフルエンザ

は特に学校で蔓延しやすくなる傾向があります。私も病院の救急におりましたのでよく分かっているんですが、インフルエンザのはやる時期になりますと、学校ではやってうつってしまったといった方々が多く来られておりました。

子供が予防接種を打つことで蔓延の防止につながるのではないかなと思われるんですが、ただ、最近ワクチンも値上がりをしておりまして、大体1回の接種が3,000円から5,000円といったように、非常に高くなってきているのかなと思います。また、12歳までのお子さんに関してはおおむね2回接種というようなことが言われておりますので、一人当たり接種料が非常に高くなってしまったといった傾向があります。

このインフルエンザの予防接種を補助してくれる自治体は多いんですが、大半がですが、65歳以上の高齢者が対象になっているところが多いのかなというところがございます。子供の予防接種の費用負担が多くなることがあるんですが、その子供を対象にした補助を出している自治体はまだまだ少ないという感じがあります。

その中で当村は、受験を控える中学校3年生のみにインフルエンザの予防接種を全額補助しているわけですが、これを全額補助とまではいかなくても、子供のインフルエンザの予防接種に補助をするようなことはできるのかなというところで質問をさせていただきます。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 子供のインフルエンザ予防接種に関する補助をしてみてもという御提案であります。

村では、平成24年11月にインフルエンザ予防接種費用補助金交付要綱を制定いたしまして、議員御指摘のとおり、中学校3年生に限って予防接種費用の全額を補助しております。県内の状況を見てみますと、補助金額、補助対象様々であります。全額補助をしている自治体はそれほど多くなく、他市町村と比較した場合、補助金額の面では手厚い制度であると捉えています。現在、1件当たりの費用の相場は医療機関で異なっておりまして、安い医療機関では2,200円、高い医療機関では4,700円ほどとなっております。

実際に中学校3年生の補助金の申請率であります。令和元年、令和2年は60%台前半でありました。半分以上の中学生が利用していただいたというところがございます。補助金額の総額は約30万円から35万円ほどとなっております。

しかしながら、コロナウイルスの影響でインフルエンザの流行が全く起きないことが2年間続きましたので、その影響も受けまして、令和3年と令和4年は申請率が40%後半と15ポイントほど大きく低下をいたしまして、補助金額の総額も24万円から30万円ほどに低下をしてきております。

なお、今年につきましては、御指摘のとおりインフルエンザが流行しておりまして、申請率、補助金額の総額共に大きく上昇するのではないかと予測をしておるところでございます。

さて、全額補助とは言わないが、補助対象を広げてみるという御提案であります。まず、当補助金が制定された経緯であります。恐らくであります。受験という人生の岐路のタイミングに少しでもインフルエンザに罹患する可能性を下げ、重症化を防いであげたいという意図があったと推測をいたします。

このインフルエンザワクチンに流行を防ぐ効果があるかどうかというのは学界でも大いに意見が分かれておりまして、重症化を防ぐという点は広く認められているというところがございます。また、2001年からタミフルやリレンザのような抗インフルエンザ薬が導入されま

して、超過死亡も消失をしてきておるとというのが現状でございます。

そういった中、補助対象を例えば広げようとした場合、こういった年齢でくくるかというところになるんですが、一つ考えられるのは、2回接種となっている年齢に補助するというところで、それ以外は、公正公平の観点からは、子供全体を対象にする必要が出てくるのかなと思います。

現状、子供の医療費は自己負担も含めまして完全無料化をしておりますし、またこの予防接種が任意接種であることを踏まえたと、流行を防ぐ効果が明確に出れば広く補助することはやってまいりたいと思うんですが、その辺り意見も分かれておりますので、現時点におきましては、様々な子育て支援に村はリソースを投下していますが、ここのところに現状補助を手厚くするということは考えていないというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 分かりました。明確なお答えをいただいたのはありがたいです。

予防接種の効果は確かに賛否ありますので何とも言えないんですが、物価高騰もあって費用負担が非常に増えてきている世帯もありますので、低所得世帯とか特に国民保険を利用されている世帯ですと、割と所得が低い世帯のほうが多いのかなという気がします。その中で母子家庭、父子家庭という中である程度公平性は保たれないんですが、そういったところも対象の中で考えていただければありがたいかなというところでもあります。

では、次の質問に入らせていただきます。

村職員の業務量について質問をさせていただきます。

私のちょっと考え方として、暮らしやすい村づくりのためには、村職員が気持ちに余裕を持って業務に励んでほしいというようなことを望んでおります。

最近、公務員の業務はブラックだとやゆすることがネット上で上がってきたりしているんですが、その理由の一つとして、行政の事業を廃止することができないことがあるというような声を聞いております。小さな事業も含めると、相当数の事業が存在するのではないかなと思っております。行政は住民からの多種多様な要望に応える必要があるため、事業を継続する必要があるわけですが、事業を執行するには、担当する職員が当然必要となります。そこで気になってくるのが、職員の業務量になるわけです。

総務省が行った令和2年度のメンタルヘルス対策のアンケートによりますと、地方公務員の休務理由、休んだ理由に対して、対人関係が60.7%だったと。次いで事業内容、困難な事案も含めると、42.8%となっております。その中にありますメンタルヘルスの対策の課題として挙がっていましたのが業務の増加、担当者への業務の集中というものが挙げられておりました。当村の職員も2名ほどメンタルの不調で休務されていると聞いております。

職員対象のストレス診断や産業カウンセラーによるメンタルケアが行われているとは聞いておりますが、仕事量自体、個人の技量や努力だけで解決できることではないのかなというところなんです。業務内容や業務システムにより解決できることのほうが多いのかなと思われるんですが、仕事量が増加しますと、集中力やモチベーションが低下してミスを誘発してしまうということがあります。もちろんそれが重なっていくと、メンタルにも非常に影響を与えてしまうようなこととなります。業務量が増加しているというのは民間も同じではあります。しかし、行政の場合は住民の生活に直結している仕事でもありますので、なかなか

ミスが許されないというような仕事であるかなと思います。

暮らしやすい村づくりのためにも、気持ちに余裕を持って業務に励んでほしいと。そのためには、職員の業務量の実態を把握するというこのために業務量調査というものを行って、個々の業務量を可視化する必要もあるのではないかなと思っておりませんが、過去に業務量調査を行ったことがあるのか、または、今後調査を行うような考えはあるのかということをお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村職員の業務量調査を行ったことがあるか、また、今後調査を行う予定があるかという御質問であります。

全国的な地方自治体職員の業務量であります、10年単位で1.2倍ずつ増えている自然災害の増加をはじめ、高齢化等に伴う給付対象者の増加、子ども・子育て対策の充実により、社会保障分野を中心に自治体の担う業務の量が、人口減少のトレンドとは逆に次第に増えてきていると研究する学者もいます。

当村につきましては人口増加のトレンドでありまして、また移住者も多く、それら彼らの背景も様々ありますので要望も多様化し、ほか自治体と比較して業務量は人口が増加している分、さらに増加していると言っても過言ではございません。

業務量の傾向を図る明確な指標にはなりませんが、参考として、近年の南箕輪村役場の時間外勤務の動向について申し上げますと、令和4年度庁内の職員数は114人、庁内の年間の時間外勤務は8,270時間で行いました。10年前、平成24年度は庁内職員数97人、庁内時間外勤務は6,143時間でありました。それぞれ割り返してみますと、結果、一人当たりの時間外勤務が令和4年度のほうが10時間弱増加しているという傾向があります。

また、別の観点で平成19年度から毎年実施しております事務事業評価の中で、職員ごとに担当業務のウエイトを数値化をしておりますが、これは相対的な数値でありまして、職員の受け持つ業務の絶対量を図るものではありません。あくまでも参考程度にはなるかなというところでございます。そのため、御質問にあるようなきちんとした業務量調査につきましては、現在まで行ったことはないというところが回答になります。また、今後行う予定があるかというところでございますが、具体的な計画はございません。

しかしながら、令和7年度に控えます自治体DXへの対応を踏まえまして、業務の可視化に取り組み始めている自治体が増えてきております。本村におきましてもDX化が迫っておりますので、そのために業務の整理というのは必要と考えておりますので、必要に応じて調査を実施して、DX化できる部分、効率化できる部分、民間委託できる部分などを洗い出して、業務量の適正化にはつなげてまいりたいと思っております。

また、今回の機構改革におきましても、今まで専門職の方が事務をやっているケースだとか、もしくは専門的な知識が必要なものを専門職ではなく事務がやっていたケースが見られましたので、そこの部分の改善にはつながるかなと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。やはりDX化も含めて明確、見える化していく。箕輪町もそういったような形で業務量調査を進めているといったようなこともあるとお聞きしております。

各個人に負担が増加しているということもあるので、D X化して業務内容の改善、そして、それでも足りなければアウトソーシングといったような形をとって、職員の適切な働き方をちょっと考えていただければなと思っております。

私の質問は以上となります。

議長（原 源次） これで、1 番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから、3 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 1 分

再開 午後 3 時 5 分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤澄子でございます。あらかじめ通告いたしました三つの項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、こどもまんなか社会の実現についてということで質問いたします。

1 項目めで、中学生議会で目指したものということで通告をしてあります。

11月24日、中学生議会2023が開催されました。通算6回の中学生議会になります。今回は事前学習を1 時限取って行いました。一つは、議会の仕組みを作成したパンフを基に学習、二つ目は、中学生議会の意義について説明をいたしました。議会は2013年に制定した議会基本条例で、広く村民の皆さんの意見を聴いて政策に生かす取組として、この一環としてこの中学生議会も位置づけているというふうに認識しております。

次に、子どもの権利条約であります。1989年11月20日第44回国連総会において採択され、1990年に発効した国際法であります。世界中の子供たちの持つ権利を定めています。基本的な考え方としては、1 として差別の禁止、2 として子どもの最善の利益を守る、3 として生命・生存及び発達に対する権利、4 として子どもの意見の尊重を原則としています。そして、令和5年には4月に施行されたこども基本法で、こども施策を社会全体でより総合的に推進することが可能になりました。これが国内法として子供の意思表明権が初めて明記され、子供の意見は学校などで尊重され、意見表明する機会は確保されることになりました。

基本法の第3条で、3 として、全てのこどもについてその年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、4 として、全てのこどもについてその年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることなどが書かれております。

中学生議会がその機会と捉え、意見表明をし、自分たちの課題を生徒自らが解決していくきっかけになればと期待をしました。それぞれよく調査され、質問し、とても感心いたしました。太田さんの感想にありましたが、政治に興味が湧いたと。自分の意思を表すことは大切だと述べていて、うれしく思ったわけであります。

答弁された村としての受け止めはどうだったでしょうか、お願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4 番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

こどもまんなか社会の実現について、中学生議会の村の受け止めはというところの御質問をいただいております。

このこども基本法が施行される前の中学生模擬議会の時代から、子供たちの意見は尊重し

てまいりました。そのため、今回の中学生議会への変更によって受け止めを大きく変えたということではなく、これまでどおり丁寧に真摯に対応をいたしました。

中学生議会の中で質問のあった大芝高原の整備についても、コロナ禍において様々なものが制限される中行ったコンテストを通じて得られた子供たちの意見を尊重したものであります。議会主催の中学生議会に限らず、行政においても積極的に子供たちが主体的に参画し、意見表明、多様な社会活動に参画する機会を保障する必要があると感じた議会となりました。以上です。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 私の立場から一言答弁をさせていただきます。

今、村長の答弁と重なりますが、生徒の皆さんの学びに基づいた一般質問に、大変参考になるお考えをいただいたな、そんなことと思っています。それから、生徒の魅力をうんと感じさせていただきました。保育園時代を知っている子供たちっていう言い方がいいかどうか、保育園時代から本当に成長したなってそんなことを思いつつ、しとなったなと思って質問を聞いておりました。

議員お話のように、こども基本法の基本理念にあることが込められている議会だったなって、そんなことを強く感じています。中学生議会に限らず、今村長が申し上げましたけれども、子供たちが本当に主体的に参画し、意見表明、多様な社会活動に参画する機会、これをうんと大事にしていく、保障していく必要があるかな、そんなことを考えております。

以上でございます。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） それぞれ感想をありがとうございました。

若竹祭のときの意見表明もお聞きしましたがけれども、やっぱり自分たちの課題を的確にみんな提案していたなと思います。そういう子供議会で経験したことを基に、主体的にやっぱり自分たちで問題解決をしていくっていうことができるんだっていうことを、これからいろんな場面で発揮してもらえればうれしいなというふうに思いました。

それでは、2のほうに移らせていただきます。

子どもの権利条約で求められる支援が必要な子供の居場所について質問します。

11月29日の信濃毎日新聞では、放課後デイに営利目的で参入し、開業4か月で休止だというような記事がありました。昨日も何か放課後デイでの事件などが報道されておまして、本当にこういうこと、事件が起こるたびに本当に放課後デイ、子供の居場所について社会でどうやって支えていくかっていうことが本当に提起されるというふうに思うんですけども、放課後デイサービスは、学校に通う障がいのある児童生徒を放課後や長期休暇中に預かる施設、自立に必要な力を養うため、その子の心身の状態や環境に合った個別の計画を立て、遊びや創作活動、学習を取り入れた活動を行うというふうになっております。県内では2023年度の4月時点では275施設あるとされております。

これについて、やっぱり今回事件っていうか、記事にあった施設は必要な管理者や指導員も配置されず、指定取り消しになるというふうに書いてありましたけれども、村での放課後デイの実態をまたお知らせいただきたいと思います。

それに合わせてですけれども、こどもまんなか世代っていうチラシを時々配っていただいておりますが、教育委員会にもう一つこどもカフェマップというのがありまして、これで見

ますと信州こどもカフェ、村内はかま塾とまほうのおなべと南箕輪こども館が登録されています。全部で122、長野県にあるうちの3つが南箕輪の登録となっていました。村内で取り組まれている居場所の確保はどのようになっているのでしょうか。

例えばそれぞれの取組、今の状況、時期があったようなこともありますので、教育委員会としても村としてもそういう居場所をどのように把握し、また、もしそれぞれ支援の仕方があるかどうか分かりませんが、どんな状況で把握して、現状どんなふうかということをお教えいただきたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 支援が必要な子供の居場所の確保、状況はというところで、放課後デイサービスと信州こどもカフェマップに記載されているというところで、2点御質問をいただいております。

まず、放課後等デイサービスであります、村内の事業所は学習支援、またソーシャルスキルトレーニングなど事業所ごとに特色を出していただきまして、それぞれのお子さんが必要な支援を受けることができるよう、運営に工夫をいただいております。事業所は村内に五つありますので、数としては充足していると考えておりますが、ショートステイ、また医療的ケア、強度行動障がいのあるお子さんの受け入れなどの面においては、質の面では不足している状態が続いております。

上伊那圏域地域自立支援協議会では、障がいという枠ではなく、児童という枠で捉えて利用できる支援、ここでは居場所と言ってもいいですが、その調査を行いまして、相談支援専門員に情報提供を行っております。障がいがあってもなくても利用できる支援、居場所の情報を持っていることで、お子さんが利用できるサービスの選択肢が広がっていくことが期待され、分野を超えた人とのつながりづくりにより、支援の枠が広がっていくことを期待しています。

次に、信州こどもカフェマップに記載されている村内3か所のうち、かま塾さんにおきましては月2回程度の不定期の土曜日に開催をされており、学習支援や多世代交流、遊びの体験などを行っております。地域の子供は地域で育てるをスローガンに、多数のサポーターの方々がボランティアで協力をしてくださっておりますし、村も支援事業の補助金を地域づくり推進課のほうで交付をしております。

また、先日はふるさとCM大賞というところにかま塾の皆さんが出演をいたしまして、見事県知事賞を受賞したというところでございます。また、まほうのおなべに関しましては、地元の食材を利用しながら、地域のボランティアの皆さんの手づくりの食事を提供することもカフェであります。子供の居場所としても自由に親子で参加できるよう、工夫を凝らして取り組まれています。また、先日は南原コミュニティセンターで楽集会とまほうのおなべ、そして、コレカラボという3団体が合同でこども食堂を行いまして、私もクレープの皮をひたすら焼きましたが、80人程度が集まるなど、このマップに記載された3か所以外にも広がりが出てきております。

一口に支援といいましても、そのお子さんの状態に応じて必要な支援は様々であります。地域住民や事業所職員との連携を密にして、必要な支援が届けられるように村としては努めてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 本当に様々な分野でまた支援の輪が広がっているということも、うれしいことだというふうに思います。本当に一人一人に寄り添った事業が的確に行われるってことは、本当にこどもまんなかにした社会の本当の在り方だというふうに思います。また、これがさらに広がることを期待しております。

次に3項めとして、先日、来年度の機構改革が提案されました。子供に関する施策はこども館に集約されることになったわけでありますけれども、こども館が村版ネウボラということを表示してスタートしましたが、放課後児童が優先されて一般の子供たちは制約がかなり多く、こどもまんなか社会の推進の役割は果たしていないのではないかなというふうに常々思っております。

本来なら、毎週こどもカフェの開設などができて、子供たちが本当に元気な声が響きわたるこども館であってほしいなというふうに思っていたんですけども、なかなかそういうふうに使われることは今の現状ではないのかなということで、村のこども施策を今後どう進めていくか、先日の機構改革についてはちょっと前から検討しているとは言われましたが、ちょっと全体像がなかなかつかみにくく、議会にとっては唐突だったかなということで、そこの中をやっぱりしっかりと私たちは検証しなきゃならないというふうに思っておりますが、この場では子供の施策をどう進めていくかというところについては、ちょっとお話しいただきたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） こども館を中心とした村のこども施策の進め方という御質問をいただいております。

令和6年4月に子どもの窓口一元化を目的といたしまして、現在、役場庁内で業務を行っております子育て支援課の子育て支援係、健康福祉課の健康推進系の母子保健担当の保健師、また管理栄養士、そして教育委員会事務局の学校教育係がこども館へ移動をいたします。こども館の管理、今度教育委員会が所管となりますので、教育長をヘッドにこども課長を隊長といたしまして、切れ目のない子育て支援を果たせる体制整備を進めていっていただきたいと思っております。

フィールドとなるこども館につきましては広く開放して、多くの子供たちが自由に使える施設にしたいと考えております。広く開放していく一つの象徴といたしまして、いつでも利用できる公園を東側に新たに整備いたしまして、現在の広場も支障がないと思っておりますが、こちらについても開放をしてまいりたいと思っております。

また、教育委員会に所管替えになりますので、併せて現在実施しておりますイベントも見直しを図りまして、子供の意見を実際に聞いたり、子供自らがイベントを企画したり、こんなことをやってほしいとかこんなことをやりたいといった願いをかなえられる施設にしていきたいと思います。

また、村の子育てサークルや地域団体が気軽に利用できる施設にしていきたいと思います。また、ここの部分の思いは私より教育長のほうが強いと思いますので、ぜひ御期待をいただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 今、村長から言葉を出していただきながら、願いは持ちながら、ちょっと動きながらまたいろいろというところが出てきますので、みんなでやっていきたいなとそんなことを思っています。よろしくお願いします。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） イメージしていたよりはかなり広がった説明だったというふうに思いますし、本当に窓口を一元化することによって、全てのところで総合的にそれぞれ横のつながりも含めながら一人一人に寄り添った支援ができるという点では、改革としてはいいのかな。

ただ、放課後児童の関係もありますので、あの場所でどれだけのことが可能かってちょっと大変なところがあると思うんですけども、工夫しながら、ぜひそうやって子供の声が響く施設のほうに展開していただきたいなと思っています。そのほかの機構改革についても、ちょっとそれはそれで別として、子供に関する施策が進むことを期待しております。

4として質問します。

2019年3月定例会で、村版こどもの権利条例を求めました。そのときは日本国憲法で守られているので、改めてそれをつくる必要はないような答弁をいただいた記憶があります。

それで松本市、ここに書きましたけれども松本市、長野県は全国では61自治体、県と松本市が条例制定しているだけであります。実際は。ちょっとここで今、資料としておつけしました松本市の松本市立清水小学校6年生、当時の荒井結人くんが調べてわかった「子どもの権利」という論文というか、これを調査した結果が長野の子ども白書といいまして、毎年子ども白書として発行されているもので、この中に書いてあったものであります。これをちょっと皆さんに見ていただきたいと思います。

ぼくと「子どもの権利」ということで、松本市役所子ども育成課が開催しているまつもと子ども未来委員会に2021年から参加していますということで、小・中学生、高校生が参加している未来委員会の活動は、松本市子どもの権利に関する条例に基づいて子供が意見表明したり、まちづくりへの参加を促すことを目的に行われているものです。未来委員会では、学級・学年・学校を超えて、市役所の方から話を聞いたり市内見学をしたりして、地域の課題を考えます。

また、毎年11月の子ども権利ウィークでは、市長や教育長にまちづくりに関する提言を行っています。このような活動は、松本市に子どもの権利条例があることからこそ続けている活動だと思います。

彼は夏休みの自由研究で、子どもの権利条例を制定している自治体ではどのような活動をしているのかというテーマで取り組んだということであります。その後になって分かったことということで、子どもの権利と自治体の取組ということで、意見表明の機会について、参加者について、テーマについて、相談窓口について、子どもの権利の日・週間・月間について、大人の取組についてというふうに報告をされています。

知って支えて子どもの権利ということでもとめた結果、いいなと思った点は以下のようにありまして、子供、いろいろな人が参加している。一度だけでなく1年間に何度も集まって話し合いをしている。話し合うテーマを子供が自由に決めることができる。子供が困ったときのために相談窓口などを設けている。子どもの権利をもっと知ってもらうために、パンフレット、リーフレット、テキスト、広報紙、チラシを使ったり、年代によってデザインや使

う言葉を変えたり、漫画や動画などを使って工夫したりしている。子どもの権利をもっと知ってもらうために、子どもの権利の日、子どもの権利週間、子どもの権利月間などをつくっている。ワークショップやアンケートなどを行っているなど、まちづくりに反映しようとしている点と書いてあります。

もうちょっと頑張ったほうがいいなと思う点は、話し合うテーマが大人によって決められているとか、子供が意見表明してもまちづくりにほとんど生かされていないなどが書いてあります。いろんなところを調べてすごいなと思います。

最後に、大人の皆さんにお願いがあります。子供が困っていたら耳を傾けて、ゆっくりと話を聞いてください。僕たちには大人の力が必要ですよという訴えをしております。次の裏面には、全自治体にアンケートした結果が出されておりました。本当にこうやって彼はレポートをして、今回この一般質問にこれを使っていいですかということの許可をもらいましたところ、村の皆さんがどのように受け止めたか教えてくださいということと、彼はこれを出したことによって文科省に呼ばれて、報告をしたというお話がありました。

改めて、こどもまんなか社会の実現にその中心となる村こどもの権利条例の制定を求めるものです。お願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村版のこどもの権利条例の制定をという御提案をいただいております。

こども基本法第3条で定める六つの基本理念の考え方は、国連において採択されました子どもの権利に関する条約の四つの一般原則に通ずる内容となっております。こども基本法は、その四つの一般原則を初めとする子どもの権利条約と日本国憲法に基づき、子供が個人として尊重され、基本的人権が保障されるというルールを、大人たちが子供、若者とともに実現していくための法律とも言えます。

こども基本法第10条では、年内に国により制定が予定されておりますこども大綱を基に、市町村におけるこども施策についての計画、いわゆるこども計画を定めるよう求めています。それを受けまして、村では、第2期南箕輪村子ども・子育て支援事業計画の見直しを、こども計画の内容を一体とする形として予定をしておるところでございます。

本年12月1日に、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等、こども大綱の策定に向けてといたしまして、こども家庭審議会が行った答申では、こども施策に関する基本的な方針において、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るとうたわれております。また、こども施策に関する重要事項の中のライフステージを通じた重要事項では、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等とうたわれております。

それらや答申で示されたほかの内容を踏まえまして、まずはこども基本法が求めるこども大綱を基にした市町村によるこども計画、村では第2期南箕輪村子ども・子育て支援事業計画がそれに該当いたしますが、それによりこども基本法で定めた権利の実現を図るのが、まずはこども基本法が求めることではないかと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今、こども大綱に基づいて計画をしっかりとつくっていくという

ことであります。この条例化するっていうことは、それを具体的に進める進め方をどうするかっていうことだというふうに思うんです。今、子供や若者の意見をしっかり聞くということが大前提になっているというふうに思いますけれども、その施策、こういうことを条例化することによって、いろいろ例えば要綱とか計画とかっていろんな場面でつくるわけでありましてけれども、条例化することによって行政の側の意識もやっぱりかなり変わってくるのではないかと、具体的にじゃあどういうことをするのかっていうところがきちんと分かるようになるっていう点でいうと、いつでも何となくつくるほうが上から目線というか、計画をつくるんだというような、そこをどういうふうにそこを参加していくかっていうところでいくと、やっぱり条例化して、子どもの条約として村で担当だけでなくいろんなところの意見をしっかりと吸い上げる仕組みをつくるために必要ではないかというふうに思います。

ぜひ、全体としてはそういう方向に進んでいるとは思いますが、条例化することによってのすすめを再度しっかりと検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 法律として子ども基本法が定められましたので、法律に基づいて村としては実施をしていくというところでありまして。法律に基づいた計画を立てて実施していくというところでは、条例をつくるのと同義的なところだと思いますので、現在のところは、まずは子ども計画をつくるというところで進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。基本法に基づいてしっかりと行うというところを確認はできたと思います。ありがとうございます。

それでは次に、物価高騰対策支援金について2としてお聞きします。

11月29日に補正予算が成立し、地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニューの概要が明らかになりました。13兆円の補正のうち、物価高騰対策に2.7兆円の7割程度が充てられるというふうになっております。すみません、間違えました。2.7兆円が充てられるということで、3月に出ました臨時交付金の7割程度の金額だというふうにされております。

この間、食料品をはじめ生活必需品、光熱費等全てが高騰し、暮らしを直撃しています。農業や営業においても資材が高騰し、圧迫しています。臨時交付金で暮らしや営業を支える緊急対策が必要だというふうに思います。

そこで、1として、先ほどもちょっとお答えは百瀬議員のときにしていただいておりますけれども、1として低所得者世帯支援枠というのがあります。これは住民税非課税世帯、1世帯当たり7万円を基礎に算定されているということで、これはもう使い道が多分決まっているというふうに思います。このような形で。どのように給付するかっていうのは、村のそれぞれの方向でということで、自治体それぞれのやり方でっていうことのようにあります。

2として推奨事業メニューっていうのがありまして、それに充てられる村配布分についても、この1と2の部分の予算はどのくらいかをお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 物価高騰対応支援金についてという大項目の中で、まずは低所得

世帯支援枠と推奨事業の村配分はいかほどかという御質問をいただいております。

地方創生臨時交付金の村配分であります、低所得世帯支援枠分が概算分として5,933万円、推奨事業メニュー分が3,966万円となっております、総額約9,900万円が11月30日に県から交付限度額として示されております。今回の交付金では低所得世帯支援枠分、住民税非課税世帯等重点支援給付金7万円の交付を実施いたします。

推奨事業メニュー分では、村費も加えた形で、南箕輪村子ども応援給付金として高校生を含んだ18歳以下の子供へ一人1万5,000円の現金給付をいたします。推奨事業メニュー分、国からは3,966万円ですが、ここに村費を追加いたしまして、最終日の補正予算で提案をいたしますが、4,750万円ほどの費用をかけて、この1万5,000円は実施してまいる予定でございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 早く支給するということは大事であります。そういう中で、今、1についてはもうもと国の方で決められてきているものであったんですけども、2の方については、推奨事業メニューについては生活者支援という項目が4項目、事業者支援というのが4項目ありまして、その中身はかなり多岐にわたっております。

その中で、実際村ではいずれにしても子育て世帯、18歳以下に1.5万円と決めてしまっておりますけれども、本来本当に必要なところへ緊急に対応するのが本来の筋でありまして、えっというふうに私はこの予算を決めたときに思ったんですけども、きめ細かな施策が今求められてるんじゃないかというふうに思います。

この間、子育て支援、低所得世帯支援は繰り返し行われてきております。村では先ほどもありましたけども、暮らし応援商品券で全村民対象の支援も3回になっています。一方、福祉・介護施設では物価高騰の直撃で、今年度の経営がとても厳しい状況に置かれています。支援員や介護職の不足も深刻ではありますが、コロナの当初に行った支援を緊急にしていっていただけないでしょうかということです。

事業者支援でいくと、5のところの医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策として、エネルギー価格の高騰分などの支援、その他支援ということで、5の項目にあるところであります。本当に厳しい経営状態の中でみんな必死で頑張っているわけではありますが、コロナの当初に行った支援のシステムが一番早いのではないかと思います。えっというふうに私は思いますし、ぜひそういうところに緊急に支援をしていただきたいと思うわけでもありますけど、その点についてお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 医療・介護・福祉事業施設への緊急支援をというところでございます。

議員御指摘のとおり、医療・介護・福祉事業施設も、物価高騰等により大変厳しい状況にあることは承知をしております。こちらの事業施設につきましては、昨年度に引き続き、本年度も長野県においてちょっと村の財力ではできないぐらい手厚い長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金が、各事業ごとに手厚く交付されております。そのためバランスをとりまして、今回推奨事業メニューの枠内の検討においては子供向け、こちら県の方はやっておりますので、医療・介護・福祉事業者向けは県としてやっているというところで、 balan

スを取って今回こういったところに子供のほうを優先したというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ちょっとそのところが県のほうでやっているということで外れたということですが、次に3であります。3番目に書いたことになります。

子育て世代の支援ということで1万5,000円というふうに決められておりますので、それ以上言ってもというところはあるわけでありましてけれども、先ほど百瀬議員が公平にと公平についてというような言い方を多分されたと思うんですけども、そういう意味でいくと、どこに重点を置いていくのかっていうことは本当に公平についてということで、全員にそういう形で支援していくっていう形が今示されて、一般質問をちょっと通告する後だったのでもっとそういう形になってしまいましたが、実際には私自身としては、子育て世代の支援は必要だというふうに考えておまして、例えば、学校給食の無償化っていうのは今全国で子育て支援全般として広がってきている流れの中で、学校給食、それから保育園給食についても、給食費という一番子供の成長に一番大事な部分でありますけれども、その部分への負担の支援をということで3はちょっと通告しておりましたけれども、特に今お答えをと言ってもそういうことだというふうに思いますけれども、一応3についてはそういうことで、また今後の施策の中で検討していただければというふうに思います。

なので、そこは答弁はあるかどうか分かりませんが、とりあえず3、お答えいただけますか。今後の施策の中で可能かどうかも含めて。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今回、国からの交付金でいろいろ検討いたしましたが、学校給食、また保育園の給食費支援というところを実施いたしますと、今回、年度があと少ししかないもので、1万5,000円より低額な支援しかできないというところでありました。ですので、今回子育て世帯に手厚い支援が必要だということで、給食費の免除ではなく、こういった1万5,000円の交付というところを決めたところでありました。

また、小・中学校の給食費無償化については、今、そういった政党ができるなど、少し検討も加速化しております。上伊那においても、新しく就任された飯島の町長がそういった方針を初めて示されておりますので、今後、この上伊那が子育てに手厚いというところは広めていきたいと思っておりますので、そういったところを加味しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

それでは、4として社会福祉協議会が行ってきたコロナ禍での特例貸付であります。生活困窮世帯の大きな支えになったわけでありましてけれども、その返済が始まっています。全体数や額を調査し、返済も始まっておりますが、困難事例がないか、必要な支援が届くことが大事だというふうに思いますので、その実態と今の状況について教えていただきたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 社会福祉協議会で行ってきた特例貸付に関わる現状と今後の支援

をという御質問でございます。

社会福祉協議会で行ってまいりました生活福祉資金特例貸付につきましては、緊急小口資金、そして総合支援資金、総合支援資金の延長と再貸付、これらの合計件数が232件、貸付額の合計は7,456万円となっております。そのうち、11月24日時点におきまして償還を免除となった件数であります。住民税非課税で免除となったのが39件、生活保護となって免除となったのが1件、障がい者手帳により免除となったのが2件といったような状況であります。また、離職等で償還猶予となった事例は5件ございます。また、長野県が独自に行う償還に対する補助制度を活用した事例は3件ございまして、こちらの合計補助金額は48万円となっております。

社会福祉協議会では、貸付の申請時点で生活相談にも応じておりまして、困窮状況に応じてフードバンクの利用を勧めたり、生活保護、ハローワークなどほかの制度や機関にもつなげていたり取組をしておるところでございます。

今後も、社会福祉協議会において以前から実施しておりますくらしの資金貸付やフードバンク事業を来年度以降も実施し、暮らしを支えていく支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 本当にこれだけ大きな金額がコロナ禍で貸付があつて、本当に大変なところは今免除の制度もあります。ただ、現状返していく方がおりますし、そういう中で猶予や県の制度を使いながら支援したり、また新たな制度のほうへ丁寧にさせていただいているということは、社会福祉協議会のほうでも理解はしております。

そして、通常の日常生活支援事業っていうのは始まっているわけでありまして、令和5年度、かなり増えてきているというふうに思います。やっぱり一番大変なところの生活困難というところの支援はなかなか分りにくいところもあるわけでありまして、村の健康福祉課やそれから社会福祉協議会と合わせて、しっかりとそこのところ落ちのないような支援はしていただきたいなというふうに思っております。

5につきましては、さらなる支援、施策はということでもありますけれども、具体的には特に示してありませんので、それでさらなる支援があるかどうかということはあれですけれども、またさらなるいろんなそういう本当に困ってる人が落ちこぼれることがないような施策をしっかりとまたしていただきたいと思います。緊急にするところ、必要なところは緊急に素早く支援することが大事かというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、3項目めに移ります。宅地造成に伴う住環境の悪化についてであります。

農地に宅地造成され、住宅新築が進むという中で、埋立てにより住宅地、道路、農地に雨水がたまり、排水されない状況があちこちで見受けられます。特に南原地区は地形の関係で、この間、雨水排水の不備で対策を何回も迫られてきたという経過があります。北殿区でもこの頃、現在雨が降るたびに道路が冠水して、通行に困難が生じている箇所がありました。

そういうわけで、住宅ちょっと例はまた後で言いますけれども、南原区の例を一つ挙げます。361号線の隣に住宅が新たに建設されるということで、その隣に畑地があるわけでありまして、畑地を造成したことによって、道路と同じ高さにするためにそこに擁壁を業

者が打ったそうなんです。そしたら、その隣にある畑地には擁壁を打つことによってどんどん雨水が流れ込んでしまうという状況があって、それはたまたま前の議員だった久保村さんのところに相談が行きまして、一旦その工事を止めさせて、建設課のほうへ申し上げて排水路を造らせて造成工事をしたというお話を聞いたことがあります。

そういうふうに宅地造成するほうは道路に合わせて埋立てをするわけでありまして、その排水路がふさがれてしまうという状況があちこちであるんですね。もう一つは北殿区で、組で言えば27のB組だったかな。田んぼが埋め立てられて道路と同じ高さになって、今宅地造成、多分宅地がこれからできると思うんですけども、その反対側の道路とその住宅地に雨水がたまっていて、雨が降るたびに大変なんです。そういうところもちよっと建設課のほうへも都志議員のほうからも申し上げたそうなんですけども、それはどこがどういうふうに対処するのかってことが分からないんです。

住宅地造成時の排水路を確保するためにその指導をきちんと村ですべきだと思うんですけども、それはどこで行っているのか。どこに責任があって、そういう事象が起こった場合に対策をされるのかっていうことをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 排水路を確保する指導、それについてどこに責任があるのか。緊急に対策する必要があるという御質問であります。

概して雨水排水につきましては、宅地造成や農地転用により宅地化が進み、未舗装道路の舗装化や道路改良により路面が整備されてきたことによりまして、道路や低い低地へ水がたまる状況が見受けられます。特に最近のゲリラ豪雨や線状降水帯が発生したときは、雨水が浸透する間がありませんので、低地が冠水するなどの状況も実際発生をしております。

まず、基本的事項であります。村では住宅地の雨水処理につきましては、各宅地内で処理をしていただくようお願いをしております。また、工場などの大規模開発に対しましても、開発行為の協議の中で浸透枿などを設置することにより、雨水排水対策をしていただくよう指導をしております。こういった敷地内処理を求めているのは、排水が河川へ集中して流れ込むことによる浸水被害が発生することを防ぐことと、あとは地下水の涵養、そういったことを目的とするものでございます。

また、農地転用して宅地化した場合、周囲の水路が土地改良区の用水である場合もございますが、基本的にそこに流し込むことはできませんので、雨水が敷地外へ流れ出て用水に合流しているようであれば、改善をお願いしているところでございます。

さて、一たび長時間降り続く豪雨が生じた際は、道路、農地、山林等から雨水が流出、低地部に集中し、既存の道路側溝だけでは排出できないことがあります。また、以前農地であった場所は側溝すらない場所も多くございます。そのような箇所につきましては、状況を見ながら地域住民の皆様にも御協力をいただき、道路側溝の整備や雨水浸透施設等の整備を行っております。また、既存の排水施設につきましては、確実な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

御質問の排水路を確保する指導について責任はどこかという御質問であります。基本的には南箕輪村役場にあると考えております。ですので、緊急に対策する必要がある箇所につきましては、区から連絡があれば、区長と協議をして対応をこれまでもしてきておると認識をしております。

また、考え方ではありますが、宅地造成に伴う住環境の悪化というところではありますが、家を建設した時期が違うだけで、家を建てればそういった排水問題が出てきてしまうというのはお互い様の関係でありますので、ぜひその悪化ではありますが、人が移り住んでいただくことに対しては、もう少し優しい気持ちを持っていただければ大変ありがたいなと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 基本的には、村のほうからきちんと指導していくということが確認されたわけであります。

現状で、今はその道路に雨が降ったときにたまっちゃってるんですよね。子供たちが通る道路そのものが、何か何センチかの雨だまりっていうか、何メートルも広いところでもありますので、雨が降ったたびにちょっと大変ということなんですよね。こちらの田んぼのほうはもうみんな道路よりちょっと高く土を盛ってしまっているんで、そのときに、南原の例ではその業者の工事を止めさせて、排水路を業者の責任で造らせたって言っているんですけども、やはりその形状を見たときにやっぱり道路が通れないっていう状況が一番困るので、宅地内は基本、自分の責任でということとはもともと承知しているわけでもありますけれども、道路の冠水についてはもう少しちょっと村で直接指導していただいて、一刻も早く改善していただければというふうに思います。

全体として、本当南箕輪村は新しい家がどんどん建って、都市計画どうなっているのかなっていう、いろんな水道や下水道も含めてですけども、なかなか大変な状況があるなっていうことは前から感じているし、住民の皆さんからもちょっと聞かれたことがあるんですけども、やはりある程度やっぱりそういう住環境の悪化についての直接的な指導については、もし不備な点があれば、村のほうから一刻も早く改善するための指導のほうをお願いしたいというふうに思います。

そういうことで、特にお答えがあればお願いします。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 4 番、三澤議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどからのお話にあります雨水だとかが冠水するという状況があるという中で、先ほど言われました中河原地区の冠水の件につきましては、私のほうでも確認をしております。

基本的には、その大規模開発だとか宅地化の土地利用を変更する場合、特に隣接のところにはお話をしていただいて、協議をしていただいて、造成地を造成した後にトラブルがないようにしていただくということが必要だというふうに考えております。つきましては、もし道路だとか水路が隣接しているということになれば、その管理者のほうに協議をしていただくということが必要だというふうに思うんですけども、今回はその中河原地区につきましては、残念ながらこちらにお話がなくて造成されたという経過がございます。

村のほうでは、いつどんなふうな形で造成されるかってのは全く分からないもんですから、そういったことで造成される前にその地権者、また土地利用を変更する方、または業者のほうからこの村のほうに相談をしていただければ、それなりの指導だとか対応ができたものだというふうに思っております。

その中河原地区につきましては、現在造成業者のほうに協議をしております。また、現場

を確認したところ、以前側溝があつてどうもそれを利用した状況が見受けられましたので、この側溝、これは土地改良区の関係だと思ひますが、そちらのほうにちょっと確認をして、そのことも踏まえてまた対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（原 源次） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っていますが、明日14日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願ひます。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午後3時56分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

3 番 笹 沼 美 保

9 番 唐 澤 由 江

6 番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和5年12月14日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

3番、笹沼美保議員。

3番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問をさせていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、ラーケーション制度についてお尋ねします。

ラーケーションとは、学習を意味するラーニングと休暇を意味するバケーションを組み合わせた造語で、児童・生徒が保護者の休暇に合わせて平日に休むことができるというものです。校外自主学習活動と位置づけ、年に3日任意の平日に休むことができ、欠席扱いにはなりません。名古屋市を除く愛知県の公立学校で導入され、大分県別府市でもたびスタの名称で導入されています。土日・祝日に働いている保護者はなかなか子供と休みが合わないで、そのような家庭にはうれしい制度だと思います。

ラーケーションはただの休みではなく、学校外での学びの要素が必要で、愛知県では、活動例として地域の史跡を巡る活動、公園の植物調べ、家族と一緒に農業体験、親子で絵を描き表現方法を知るなどを紹介しています。愛知県はラーケーションを導入することで、子供たちが保護者の休暇に合わせて一緒に過ごせる機会を増やすとともに、保護者が有給休暇を取得するきっかけにしたいとしています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に詳しい専門家によれば、働く人への有給休暇の取得推進効果は大きく、親子が対話する機会につながると同時に休みが分散化し、休み方、働き方を変えることにもなり、いろいろなサービス業への波及効果も大きいとのこと。本村小・中学校でも、このラーケーション制度導入の考えはありませんか。お尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号3番、笹沼美保議員、ラーケーションについての御質問でございます。

今、御説明がありましたけれども、愛知県で今年3月に創設、9月以降、順次公立小・中学校、それから高等学校に導入されている、現在動いている制度でございます。私、別府のほうの情報は持ち得ないところなんですけれども、愛知県の休み方改革プロジェクトの一環である県民の日学校ホリデーと合わせてのスタートと理解しております。

ラーケーションの意味は、今、御説明があったとおりでございます。学校外での体験や学びの活動を子供が保護者と一緒に計画し、学校に届けると思うんですが、平日に実行できる日でございます。愛知県で始まった制度であり、背景に愛知県は県の中、自動車産業が非常

に盛んなところで、全国屈指の製造業が盛んな県、親子でなかなか休みが取れないというそういう実情を踏まえて、先ほど申し上げました休み方改革を県で進める中でのラーケーションであります。まだ動き出したところであり、定着するかどうか不透明な面があると考えております。

また、ラーケーションを取得できる御家庭と取得できない家庭があるかな。そこをどう見るのか。あるいは、登校しない日の学習はもう家庭でしっかりやってよという方向というふうに理解していますので、課題があるかなと思っています。

これらのことに鑑み、本村での導入制度の考えはございません。御理解をお願いいたします。

以上です。

議 長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 私はこのラーケーション制度がなくても、たとえ欠席扱いになろうとも子供は自由に学校を休んでいいと思っていますし、保護者が子供と過ごすために積極的に有給休暇を取得することもよいことだと思っています。ただ、そこに教育的意義がないと、子供が学校を休むことに抵抗があるという人が多いのもまた事実です。

もちろん子供たちの思いを聞くことが前提ですが、このラーケーション制度をどう思うか、すぐるを使ってアンケートを取ってみるのもいいかもしれません。今後、このラーケーション制度の影響がどのように広がっていくのか注視していきたいと思います。

2 項目め、教育関係の給付金、助成金の周知についてとして、村ひとり親家庭等高等学校等生徒通学費給付金についてお尋ねします。

この制度は、村内に居住する児童扶養手当の受給者で、公共交通機関等を利用している生徒の保護者に通学費を支給するものです。令和2年3月の一般質問で給付金額の改定をお願いし、遠距離通学の生徒への給付金額を増額した経緯があります。

現在、この村独自の給付金の周知については、高校等に入学したその年度の12月頃に対象者と思われる方に通知がなされるのみとなっています。対象者は児童扶養手当を受給している方なので、進路を決める中学3年生の早い時期にはこの制度があることを周知し、高い通学費を理由に希望の学校へ進学を諦めることがないようにするべきだと考えます。

この11月末には、中学3年生に配布される進路通信と一緒に、県の教育委員会から就学支援金や奨学給付金のお知らせは配布されています。このようなお知らせと同様に、村からは通学費の補助があるということを積極的に周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。お願いします。

教育関係の給付金、助成金の周知についての中で、高等学校に入った場合の通学費給付金、児童扶養手当が対象の方ですの事前周知についてです。

議員お話のように、高等学校通学費補助は公共交通機関等、費用のかかる交通手段を利用している生徒の保護者の方に通学費を補助します。対象は今申し上げましたが、児童扶養手当を受給している方としております。

支給の要件でございますが、二つございまして、一つ、村内居住の児童扶養手当受給資格者の方、それから2番目として、公共交通機関で通学している生徒。補助金額ですが、定期券がある場合は、6か月定期券掛ける3分の2になろうかと思っています。定期券がない場合ですが、学校が開いている日数掛ける往復の運賃掛ける3分の1、いずれも上限1人6万円となっております。

現在、児童手当につきましては8月に現況届を提出いただき、それを基に10月から11月に認定となった方、認定は県のほうでされますけれども、その中で対象と思われる方へ12月に入ってから御案内を送付ということで、今、中学校では保護者懇談会が一昨日で終わっていると思うんですが、それに間に合うかどうかも含めてのお考えだと思っています。

事前に制度を周知することというのは非常に大事なことというふうに思っておりますが、村のほうでは議員御存じだと思いますが、南箕輪村暮らしの便利帳、それから子育て支援課から出ております子育て支援ハンドブック、特にこのハンドブックの中には、ひとり親の家庭への自立支援の推進ということで、ひとまとめになったものが一覧で入っております。これらの活用といいましょうか、これと合わせながらひとり親支援に関する情報をどう発信することが望ましいのか、また配布時期等々について今後検討してまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 今、紹介のあったハンドブックなどなんですけれども、どれだけ活用されているかっていうところがちょっと微妙かなっていうふうに思います。

それを逐一見るということではなくて、こちらからチラシなどをその時期に合わせて配布して、周知するということが必要であるかと思います。対象であるか否かは別として、全世帯対象の人には配布していただいて、周知を徹底していただきたいなというふうに思います。

続いて、村総合型地域スポーツクラブ入会金等助成金についてお尋ねします。

本村の中学校での部活動は、村総合型地域スポーツクラブであるわくわくクラブに入会しないと入部できないことになっております。中学生がわくわくクラブに入会するには、入会金1,000円と年会費3,000円、スポーツ安全保険料800円が必要です。この負担軽減のために、要保護準要保護児童生徒就学援助費の対象者に対し、年会費と保険料を村が助成しています。この助成金の対象者は就学援助費と同じなので、周知や申請、交付まで同じ流れでできればよいのですが、毎年その時期がばらばらで、交付までに時間を要しています。

担当職員が替わっても一連の事務がスムーズにできるよう、マニュアルなどを作成してはいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 総合型地域スポーツクラブ入会金助成金の周知、あるいは申請・交付を円滑にということでお答えいたします。

村の総合型地域スポーツクラブ、わくわくクラブでございますが、入会金等助成金交付について、本助成は令和2年4月に施行され、村が業務を委託する総合型地域スポーツクラブわくわくクラブに初めて入会する方、初年度のみなんですけれども、小・中学生の入会金1,000円ですね。それから、当該年度に村の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費を支給

される場合に年会費、そして、保険料に対し助成金を交付するものでございます。助成金を交付することによって、村のスポーツ振興及び教育支援に寄与することを目的としております。

現在の申請、助成金交付までの流れですが、関係する部署やわくわくクラブからの助成対象となる方の情報提供を受け、この情報を基に対象者へ申請書を送付、そして申請の受付後に、交付要綱にのっとり助成金を交付しております。

交付につきましては、初めて入会される方は手続後、また年会費、保険料、先ほど3,800円という金額をお示しでございますが、それに関しては申請書の提出後、個人情報の登録確認、村税等滞納照会を関係部署に行う必要がございます。それに関わる事務処理ということで、ある程度の時間を要しているのが現状でございます。

周知につきましては、6月頃案内チラシ作成、学校から家庭へ、今配信アプリがございますので、配信アプリでの配信、村民体育館内にありますわくわくクラブの入り口の掲示を行い、保護者への周知を今後しっかり図っていく、そんな予定でございます。申請にオンラインを活用するなど、対象者の方にとってより簡単に申請ができるよう、方法も検討してまいりたいと思っております。

なお、助成金の交付時期でございますが、当該年度の上半期には完了するよう、極力努めてまいりたいと思っております。ただし、対象者名簿を作成後に例えばわくわくに申し込みの方もいらっしゃる。また、申請が遅れる方もいらっしゃる可能性もありますので、その場合は柔軟に対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

議 長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 助成金の類いについては、必要な人に適切に周知を、申請があればできるだけ早く支給できることが重要であると思っておりますので、手続の流れをきちんと検討していただきたいと思っております。

3 項目め、学校給食の異物混入時の対応についてお尋ねします。

今年1月、本村の学校給食センター提供の給食において、調理器具の一部が混入したおそれがあり、提供されたおかずの2品目の喫食を停止したということがありました。その日に出された保護者宛の手紙を資料として配付しております。事実が判明した時点ですぐに喫食を停止したが、小学生低学年を中心に38名の児童が既に食べ始めていたとあり、幸い健康被害はなかったとあります。

私には中学校に息子がおりますので、この保護者宛の手紙を受け取って、すぐに教育委員会に詳細を聞きに行きました。この保護者宛の手紙には調理器具の一部としか記されていませんが、スライサーの刃が欠けていたとのことで、金属片が混入した疑いであったことが分かりました。

長野県教育委員会の学校給食の手引き、異物混入等への対応によれば、金属類は喫食することにより生命に深刻な影響を与える異物として、危険異物に分類されています。そして、児童・生徒に健康被害が心配される異物の場合や保護者への家庭通知を発出する場合、また、マスコミ報道を予定する場合などには、県教育委員会への詳細な報告を要するとしています。

1月のこの異物混入に関しては、児童・生徒に健康被害が心配される危険異物であり、喫食を直ちに停止し、保護者への通知発出、県教育委員会への報告が必要とされる重大な案件で、村教育委員会もその対応はいたしました。

私としては、その後の議会全員協議会などでこの件については議会に詳細な説明があるものと思っていましたが、報告も説明もありませんでした。私は保護者の立場でこのことを知ることができましたが、息子が中学校を卒業してしまったらこのような重大案件も知ることができないのかと非常に危惧しております。

この一般質問の通告を出したことによりマスコミにも知れるところとなり、取材される中で10月にも異物混入があったことが分かり、それも針金だったとのことで、大変驚いております。

新聞やテレビでも報じられましたし、ほかの自治体でも給食の異物混入に関しては公表し、新聞で目にすることもあります。このことから、子供の命に関わる関心の高い事案なのですから、少なくとも村民の代表である議会への報告は必要ではありませんでしたか。

答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 学校給食における異物混入への対応の中で、今年1月の事案といたしまして、異物混入についての御質問でございます。特に全員協議会、議会の議員の皆様へのお伝えをどうするかということを含めてでございます。

学校給食の異物混入については、配膳、喫食中の異物混入基本対応を定めております。それを基に、学校給食センターと南部小学校給食室でそれぞれ対応をしております。

今年1月の学校給食センター異物混入については、調理器具の一部、先ほどもお話がありました、スライサーの一部ということで、金属片、刃が欠けた状態で異物の混入が疑われたものでございます。調理前の点検では異常が認められなかった。調理後の点検で刃が1ミリから2ミリ程度欠けてというのが分かって、南箕輪小学校でございますが、1年生の1学級、特別支援学級の3学級が喫食を始めていたんですけれども、今のお話のように重大な案件ということで、校内放送などにより、直ちに小・中学校で混入が疑われたメニュー2品目でございますけれども、喫食を中止いたしました。調理場及び給食後汁物とか副食を集めて探したんですけれども、結局なかなか欠けたものは見つからなかった、そんな状況もございます。

先ほど10月の話もありましたので、10月の話も少しさせてください。

10月に状況が異なる異物混入がございました。4年生の1人のお子さんが金属片の混入に気づき、取り除き、食べ終わった後、担任の先生に先生こんなのが入っていたよっていうふうに報告したものです。金属片は針金状の物で、長さおよそ8ミリ、直径およそ0.5ミリ程度のものでございます。こちらにつきましては給食を食べ終わった後での報告でしたので、児童の喫食を止めることはできませんでした。中学校は別の工程でシューマイを作っていたので、喫食は止まらなかった。

調理過程で使用した金ざるの点検をしましたが、破損がないことが分かり、食材の納入業者も金属は使用していないということで、混入の原因は分からなかった10月の事案でございます。

1月と10月、いずれも重大な事案というふうに本当に受け止めて、先ほどお話がありましたけれども、村教育委員会への報告、それから同日に保護者向けの通知、県教育委員会への報告をいたしました。その後、健康被害の報告、届出はない状況でございます。

それぞれ適切な対応であり、公表をしない、あるいはという言葉が今マスコミの関係でも

動いてるところがありますけれども、公表をしないという言葉は私はなじまないというふうに考えております。

議員御質問の議会の報告についてですが、ことの重大さについてはしっかり受け止めながら、児童・生徒の健康被害があるかないか、一番大事なところだと思うんですが、それから、事件性があるかどうかという観点もうんと大事というふうに思っております。それらを踏まえて判断してきておりますが、健康被害がなかったこと、事件性も考えられないので、議会への報告、これは公表ということにつながると思うんですが、それは要しないと判断をした経緯でございます。

先日、実は文部科学省から、今回の1月と10月の件について報告せよという指示を受けております。文部科学省への報告に合わせ、公表を含めた今回の対応について指導・助言があればお願いしたいということで、添え文を私のほうから出させていただき予定で考えています。

今後、議会の報告及び公表等につきましては、学校給食センター、南部小学校給食室は公共性があり、発生した事案が先ほど申し上げた事件性があるか否か、健康被害があるか否か等々、現状を踏まえ、検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 今の答弁を受けまして、文科省のほうから報告を求められているということで、公表に関してそういう指導みたいなものがあればということなんですけれども、議会への報告が全て公表の対象であるとはもちろん私のほうでは考えておりませんが、給食の異物混入に関して、教育長がおっしゃるとおり議会への報告イコール公表と考えるのであれば、例えば、県教育委員会の報告が必要な事案に関しては公表するなど、一定の基準を設けてガイドラインを作成するなどしてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ガイドラインも含めて検討してみたいというふうに思います。

実際には県に上げて、県から文部科学省のほうへっていうその流れがあるんですけれども、県のほうでも、これは県が云々とは言いませんけれども、なかなかそこが国に上げるのが基準がというようなお話も内々にはいただいているところがございますので、それも含めてということで検討していきたいと思っております。お願いします。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 通告にはないんですけれども、追加ですみません。

村長は給食の異物混入に関して議会への報告と公表をどのようにお考えか、もし差し支えなければお答えをお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号3番、笹沼議員の御質問にお答えをいたします。

教育長がお答えをした内容について村長はどう考えるかという御質問であります。私も教育長と同じ考えであります。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） ネガティブな事案は、後から判明した場合にこのようにというか、よりネガティブな方向に捉えられてしまうという傾向があります。新聞の小見出しにも、村教育委員会非公表と書かれていました。なじまないという言葉で教育長は答えておられましたけれども、隠すつもりがなくてもそういうふう to 受け取られることがありますので、そういうことのないよう、きちんと公表していくことが必要であろうかと私のほうでは思っております。

次の質問に移ります。

1月の件ですけれども、保護者への通知によると、小学校での検食が12時10分で、調理器具の点検が12時40分頃となっています。調理器具使用后、給食が提供される前の速やかな点検は当然必要であり、ここが徹底されておらず、児童が既に喫食し始めていたことは問題であったと思います。

県教育委員会への報告に記載した再発防止策として、使用前、使用中、使用後の刃の点検、今回の欠損状況の調理員全体への周知とマニュアルへの追加、栄養教諭不在の際の対応の確認とありますけれども、この再発防止策はその後徹底されていますか。

答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。再発防止に関わる御質問というふうに賜ります。

再発防止策ですが、1月の事案を踏まえ、スライサー等、野菜の種類ごとに使用前、使用中、使用中違和感があるかどうかというふうに調理員さんから聞いていますが、音の確認等も含めてございます。そして、使用後の刃の点検を複数の調理員で確認、念入りに確認。これは、提供できないメニューを減らさないようにすることが大きな目的の一つでございます。

特に使用後の点検を調理前に早めたこと、先ほど時間の関係があると思うんです。12時10分に終えて12時40分まで30分のタイムラグがございますので、それをなくすために、使用後にすぐ点検をするということを大事にということで、マニュアルに入れ込んでございます。そのような形で再発防止をしっかりとやってきている。

10月の件を受けてでございますけれども、食品の検収時に、異物混入がないか複数の職員で丁寧に確認する。また、栄養教諭不在の際の対応についてですが、そこもどういうふうにするかスタッフのみんなで共有しながら、再発防止に向けしっかりと取組、また連絡・連携といたしましょうか、いろんなその手続上のこともしっかりと確認しながら、本当においしい給食の提供に努めておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 次に、異物混入等により欠食した場合の対応についてお尋ねします。

1月の喫食停止時に子供たちが食べられなかったのはおかず2品目で、塩イカサラダ、糸寒天と卵のスープでした。その日の給食で食べることができたのは、御飯と凍り豆腐の含め煮、リンゴだけでした。育ち盛りの子供たちがそれだけを口にし、下校まで頑張らなければなりませんでした。

県教育委員会の学校給食の手引きによれば、中止した献立の代替食については、対応可能な場合は、予備のおかずや代替食品の購入等により対応するとあります。複数の保護者からも、救急カレーとか何か備蓄しているものを出せなかったのと聞かれました。

異物混入時のリスクを考えて、欠食に備え代替食を準備しておくことも必要と考えますが、いかがでしょうか。また、給食費の返金は行われませんでした、そこはどうお考えですか。

答弁をお願いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 異物混入等における欠食した場合に備えて、代替食の提供についての御質問でございます。また、返金もということでございます。

災害時、非常時、非常時の場合っていうのは停電、あるいは水道の事故等もあったりとか、そういうことも含めてでございますが、それに備えて救急カレーは備えてあります。今回のことがあったため、できるだけ対応としておかずも1品、救急野菜の煮物を備えるようにしております。

救急カレーっていうのは、災害があったときにコロナのときも考えたんですけれども、1食提供できるように、そんなことですが、今回の場合、そこまでの段取りができなかった。そんな状況が正直なところでございます。子供たちが家へ帰って、母ちゃん腹減ったよっていうのを何件か私も報告を受けて、子供たちに本当に申し訳ないことをしたなと思っております。そのような対応を考えているところでございます。

それから、返金についてなんですけれども、給食メニューなどの提供、それからどういうメニューがあったかということ、それからその喫食停止の状況、例えばもう全部停止だよとなると計算しやすいっていうか分かりやすいんですけど、なかなかその喫食停止の状況等々を踏まえて、難しさがあると考えておりますが大事なことと思っておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 異物混入等があった場合、水道の関係も今教育長のほうから話がありましたけれども、異物混入等があった場合は、健康被害がなかったからそれでよかったということではなくて、原因の究明はもちろんのこと、混入の可能性についても調査をして、異物混入リスクの軽減に取り組まなければならないと思います。

そして、その後の対応についてなんですけれども、子供を中心に考えていただいて、返金はちょっと不可能ということであれば、この前欠食したから今日はデザートを一つ増やしたよとか、柔軟に可能な対応をしていただけたらと思います。

また、子供が安心しておいしい給食を食べることができるのは、調理員さんをはじめ多くの給食に携わる皆さんのおかげですので、いつも感謝しておりますことをつけ加えさせていただきます。

4 項目め、不登校や配慮が必要な児童・生徒への対応についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行して半年以上たちますが、いまだ収束には至らず、後遺症に苦しむ人の中には、子供も少なからずいるようです。東京都では、小・中・高校生について、後遺症の症状や対応策をまとめた保護者向けのリーフレットと教職員向けのハンドブックを作成し、ホームページで公開しています。子供の後遺症を理解し、回復に向けた

支援ができるよう、後遺症が疑われる児童・生徒の事例と回復へのポイント、学校生活に戻るためのステップや配慮の具体例をまとめたものです。

本村小・中学校において、新型コロナウイルス感染症の後遺症により、学習や登校に配慮が必要な児童・生徒はおりますでしょうか。また、そのような児童・生徒への対応について、教職員の意識や知識は十分にあるのかをお尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する御質問でございます。

該当する児童・生徒は、今のところ私のほうでは把握はしておりません。5類移行の前にも一応学校へ確認したことがありまして、そのときにもないということで、学校からは報告を受けております。

今後、該当する児童・生徒がいた際の対応についてですが、医療との連携がうんと大事なというふうに思っております。医療との連携、それから児童・生徒の皆さんのメンタル面を含めた学びへの支援等を大事に、必要により感染症による後遺症について教職員研修を行ったり、また、そのときの児童・生徒に適切な支援ができるよう考えていく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 本村小・中学校には後遺症に苦しむ子供はいないということで、ひとまず安心したところであります。今後、そのようなことがあった場合に配慮できるように、意識や知識を持つことは重要です。医療関係との連携という話もありましたけれども、情報を共有して対応できるようにしておいていただきたいと思います。

次の質問です。

10月28日の信濃毎日新聞で、駒ヶ根市赤穂南小学校の不登校対応についての記事を読みました。学校と不登校児童の家庭が話し合って、個別の配慮をした上で臨海学習に参加し、それが自信につながって再び登校するようになってきたというものです。

私は不登校がいけないとは思っておりませんが、子供が行きたいと望むのであれば、保護者と話し合い、子供が安心できる環境を整えることは重要であると思います。不登校児童・生徒への対応として、多様なニーズに配慮したこのような事例が本村の小・中学校にもあるかをお尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。不登校児童・生徒への支援として、多様なニーズに配慮した事例が本村にあるかという御質問でございます。

私も新聞記事を見て、いいな、大事なことだよなと思ったものでございます。学校行事への参加、特にクラスの仲間と一緒に泊まる宿泊行事は、子供たちが大変楽しみにしている行事かなというふうに思っております。小・中学校共、ふだんは学校になかなか足が向かなかったり教室に入ることにハードルがある子供たちに、学校では担任を中心として、例えば修学旅行では数か月前から、参加できる方法をうんと大事にしたいのは本人ですよ。本人や保護者と相談、一緒に考え、どのような状況、環境であれば自分は参加できるのか、動けるのか。保護者、担任の立場で言えば、どう子供、その子のニーズに応えられるか。きめ細や

かな計画を立てて取り組んできております。

本村の場合ですが、小学校の修学旅行では、宿舎での過ごし方に不安があるお子さんがいました。保護者には別のルート、バスは一緒にないけれども、ちょっと伴走といいますか別のルートで参加していただき、夜は保護者の方と一緒に過ごすことで、安心して修学旅行を終えているお子さんがいます。保護者も一緒に同伴で修学旅行を行った例、今のことは違うケースでございますが、一緒にずっとバスに乗って保護者の方と修学旅行をしっかり終えたケース、それから、校長先生がずっと座席とかいろんな行動を共にしながら臨海学習に参加した例、そういうのもございます。

中学校ですが、文化祭への参加について、昼間の展示見学を大勢の中で行うことが難しい生徒さんに、前日の夜、担任と2人で特別に展示見学を行ったところ、合唱コンクールがありますよね。合唱コンクールには整列してステージに上がることは、整列して上がることに抵抗がある生徒が、舞台の袖から仲間のところへずっと入って合唱ができたという例がございます。

いずれの場合も、本人の意向、願いを十分に酌み取りながら、具体的な方法を子供と一緒に考えることを通して支援の在り方を考え、本人が参加してよかったという満足感が得られる結果を求めているところでございます。行事への参加を通して、自分自身に自信といえましょうか、一歩踏み出した自分を感じる例もありますけれども、状況に変化が見られないケースもございます。

しかしながら、子供たちが楽しみにしている行事への参加については今後も大事に考え、部分的であっても参加すること。本当、一人一人の子供の中に確かな育ちが芽生えるよう、丁寧に、そして温かな確かな支援を今後とも学校と共有してまいり所存でございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 本村にも子供に寄り添った様々な事例があることが分かり、安心いたしました。

今年4月に施行されたこども基本法の基本理念として、全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られることや、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられることなどが掲げられています。

こどもまんなかと言いつつ、大人が子供の意見を聞くことなく様々なことを決めてしまわないように、意識していくことが大切だと思っています。

これで私の一般質問を終わります。

議長（原 源次） これで、3番、笹沼美保議員の質問を終わります。

ただいまから、9時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 9番、唐澤由江です。あらかじめ通告いたしました5件について、質問させていただきます。

まず1番、福祉移送サービスの充実・拡充について。

福祉移送サービスの利用状況の現状は。

福祉移送サービスは平成21年に実施要綱ができ、村内に居住する70歳以上の高齢者及び障がい者の外出の移動手段の確保、安心した日常生活ができるようにすることを目的とされています。前村長が打ち出した貴重な精神と改めて確認いたしました。

既に15年が経過しております。担当している社会福祉協議会より聞き取りをしたところ、大変人気があり、みんな楽しみにしているという。買い物、医療機関、福祉施設及び公共施設の利用ということで、事業の利用回数は月4回、毎週1回利用でき、1回当たり1時間を限度とするという。行動範囲は伊那市、箕輪町、村内もちろんです。料金は無料で、保険料を1,000円支払うだけで大変ありがたい制度です。

現状はどうかお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

福祉移送サービスの利用状況についての御質問であります。

平成21年に開始をして以来、利用は右肩上がりが増加をしております。令和3年度からは、ひと月の利用を3往復から4往復に増やし、利便性を向上させたところであります。

まず、令和4年度の数値を申し上げます。令和4年度末の登録者数は236人、月平均の実利用者は125人、月平均の利用回数は506回、年間利用回数は合計で6,071回となっております。次に、令和5年度11月の登録者数は224人と令和4年度と比べますと若干減少はしておりますが、月平均の実利用者数は139人、月平均の利用回数は533回であり、実利用者数、実利用回数は登録者数が減った中ですが、こちら増加しているというところでございます。

利用目的であります。おおむねの数字であります。通院が66%、公共施設への移動が14%、買い物が20%となっております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） もっと多くの人が利用できるための方策はどうしたらいいのかお聞きしますが、対象者が要支援以上、身障1、2、3級、療育・精神、70歳以上と、要介護、要支援認定者を合わせると相当数いると思いますが、方策をお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 福祉移送サービスをもっと多くの方が利用できるにはどういった方策が必要かという御質問であります。

まずは、福祉移送サービスは高齢者の移動の最後のとりでであると思っております。それ以外で移動できている方については、そちらの移動手段を優先していただきたいと思っております。ですので、現状困っている方、困っている方に適切に届く広報活動、そういったものが重要になってくるかと思っております。

現状の広報活動といたしましては、対象者が多くいると思われず福祉入浴券、こちらの申請を呼びかけている通知のときに、併せて福祉移送サービスをはじめ様々な福祉施策の案内を同封をして、御案内をしておるところでございます。

また、今後も今申し上げたことは毎年やってまいりますし、例えば、タクシー券利用料金助成事業も併せて民生委員の皆様の活動の中で宣伝をしていただいたり、介護予防事業の場、また介護保険等制度説明会の場でも周知をしてみたいと思っております。

また、今、公共交通の新たな計画を策定する中で、アンケートを行っております。その中で、交通不便者の中で家族に送ってもらえる方、送ってもらっていない方、そういったところが細かく出てまいりますので、実際に行政がこの福祉移送サービスを使ってもらいたい、そういった人数というのもおおむねの数が出てまいりますので、今現状、例えばそれが500人で登録者が224人ですと半分に達していませんので、そういった数字を使って向上させていきたいと思いますという取組もやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 今、村から軽の自動車が2台、乗用車1台、運転手さんは5人ということだそうですので、ぜひ車を買っていただいて、10台くらい買ってもらって、運転手さんも頼んで拡大するということができるといいなと思います。

次に移ります。

運転手も高齢化しているが、ほとんど毎日30分置きに発車し、また帰りの電話も頻繁で、専用のオペレーターがいたらという要望もありました。昼休み時間に連絡があると代わりに職員が迎えに行くということで、専用オペレーターの配置は可能かお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 福祉移送サービスのサービス向上のための専用オペレーターの配置はどうかという御提案であります。

まず、利用回数を申し上げます。今年度11月までの利用回数は4,345回、営業日数が162日となっておりますので、これ利用回数を営業日数で割りますと、1日約27件の予約を受け付けている形となりまして、それなりの業務量になっていると判断をしております。

現在、専任のオペレーターはおりません。ただ、アプリと運転手用のタブレットを導入いたしまして、効率的に配車、運用ができるよう努めておるところでございます。

しかしながら、今後は高齢化がさらに進んでまいります。県下一若い村であります南箕輪村も福祉移送サービスを利用すべき人が増えてまいりますので、今後も人員体制を含め、オペレーター含め、また車両数等も考慮していかなければなりません。

そういった中、今後の福祉移送サービス、私は拡充をしてまいりたいという思いがありますが、福祉移送サービスを含め、公共交通をどうしていくかという計画を今立てておりますので、その計画に沿って、もし福祉移送サービスがより充実という方向になれば、専用オペレーターも含めて、さらに10台というのはなかなか難しいと思うんですが、車、運転手の確保も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ほかの町村はタクシー会社さんがいて、500円を自分が負担して、それ以後の余った分は村とか町が関わって支払うという方法をとっているようですけれども、この福祉移送サービスは本当にいいサービスだなと思いますので、拡充をよろしくお願いします。

次に移ります。

保育園の通園について。

こども基本法により新しい動きがある。こども誰でも通園制度の導入は可能か。育児退園

を村はどうするのか。下の子の育児休業取得時に上の子が育児退園になるかどうかは、各市町村に委ねられているという。村は、今までどおり上の子は育児退園なのかをお聞きします。

こども基本法によれば、差別の禁止をしている。下の子の育児休業取得時に上の子が保育園に通えなくなる園児への影響は差別となるか。保護者の身体的、精神的負担のみならず、保育が継続されないことで、子供の健全な発達を阻害するおそれがあるのではないか。村は通園可能なのか、育児疲れによる負担を感じる保護者もいるはず。その支援を強化するため、今までどおり上の子は通園して、子育て家庭への孤立を防ぐことは大事なのでは。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労を問わず、時間単位で誰でも保育園を利用できるよう認定を受けた家庭のみ、保育の必要により利用できるとある。2023年6月より出されたこども未来戦略会議により行っている。2023年10月より31自治体、50施設のモデル事業を実施中とか。その目的は、保育園を利用していない未就園児を預かり、子供同士で過ごして遊ぶ経験を通して子供の発達を促す取組と行い、まさにこどもまんなか政策と言えるが、国の方針はよいとして、果たして保育士を村が確保し実施できるのか、お伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 通告いただいておりますこども誰でも通園制度に加えまして、育児退園についても御質問をいただいておりますので、併せて回答させていただきます。

まずはこども誰でも通園制度であります。こちらは全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、満3歳未満の未就園児を対象にし、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で利用できると国がうたっております新たな通園制度でございます。

本制度につきましては、来年度は制度の本格実施を見据えた形で、試行的に実施することが国から求められているような状況でございます。本村でも、担当課を中心に導入に向けて検討を行っておるところでございます。

このこども誰でも通園制度導入に当たっては、問題となってくるのはお預かりする場所、スペースと保育士の確保というところが大きな課題となっております。ほかの周辺自治体ではやはり子供の数が減っておりますので、そういったスペースの問題は解決しやすいと思いますが、ありがたいことに南箕輪村は増えて、特に未満児は増えておりますので、なかなかその部分は、ほかの自治体に比べましても大きな課題となっております。

そのような中、本村では関連した制度といたしまして、一時的保育というものがございます。こちらの制度も若干こども誰でも通園制度とは条件は違いますが、就労条件を問わず、保護者の負担を軽減するために時間単位で利用できる制度となっております。ですので、考え方としては、こども誰でも通園制度を始めるより、こちらをより一層充実させていくという考え方もございます。

しかしながら、今御紹介いたしました一時的保育、こちらについても、保護者の要望に十分に応えられている状況でないというところは、私も把握をしております。各保育園で積極的に受け入れていただく環境整備が必要であります。

そういったこともありまして、先日議会全員協議会でも御説明をいたしましたが、まずは資格を持った保育士の確保、これは若い女性がこの上伊那地域に定住していただきたい、働

く場所をしっかりと提供したいという思いもございますが、保育士の処遇改善、かなり大胆な形で、会計年度任用職員でありますが行うことを決定したというところでございます。保育士の確保、あとスペースの問題はこれから検討していかなければならないというところでございます。

次に、育休退園の件なんです、育休退園ですと、私ちょっと見ている範囲が少し狭いのかなと。要するに、会社に勤めていた方が出産を機に将来もう会社に復帰しないから、もう会社を辞める方もいらっしゃる。そのまま会社に所属をして育休を取る方もいらっしゃると。その会社を辞めている方も、子供を短いスパンでたくさん産めば大変なんですよ。でも、その人は育休退園では救えないことになります。

なので、こういった育児疲れ、そういった短いスパンで子供を育てることが大変、それを救うのであれば、その育休中の人だけじゃなくて、子供を短いスパンで産んだ人も助けてあげないと、公正・公平な支援策にはならないと思います。なぜ育休を取った人だけがそういった優遇措置を受けられるのかというところは大きな課題であると思っておりますので、そういったところも何とか解決していくには、まずは保育士を確保しなくてははいけませんので、今回、繰り返しになりますが、会計年度任用職員の処遇改善を大胆に行ったところでございます。

スペースと人がしっかりそろってくれば、保育園長を中心に相談をしてやっていきたいという思いがありますが、今そういった課題をまずは解決していかないとできないというところは御理解いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 確かにそれは村長のおっしゃるとおりかなと思いますので、体調が悪いお母さんの育休の上の子は預かるというような対策もあるかと思いますが、お願いします。

また、保育士の時間給が1,300円でしたっけということで、ある程度良い対策、その準備のためには十分であるかなと思いますが、多くの方が来ていただくようにと思っています。

次に移ります。

定例会の放送時間の変更を。

ケーブルテレビの定例会の放送は後日放送だが、当日生放送ならもっと関心が向くと思う。予算取得し、実現してほしい。伊那ケーブルテレビに、定例会放送は箕輪町、伊那市とも生放送をしている。本村は録画放送だ。また、伊南でも全てエコーシティー・駒ヶ岳で契約し、全て生放送になっているそうです。

生放送はある程度経費がかかると思いますが、開会時、村長の村政運営や村政方針などがつぶさに見られ、また議長のかじ取りなど、気迫のこもった雰囲気伝わると思います。議会に興味や関心を寄せることで、議員のなり手不足が解消できたらと望むものです。住民に身近な議会、村の理事者の顔ぶれなど、村に関心を持ってもらえたらと思います。

有線放送は加入世帯は聞けますが、一部です。高齢世帯では、新聞購読をしている家庭も限られます。後日放送ではなかなか見ない。また、一定のニュースの後なので、途中で途切れます。同日放送で議会開会を意識づけできればと思います。昨日の反問権もつぶさに見られます。

議会活性化や議員のなり手不足解消につながるのではありませんか。予算取得し、実現する考えはありませんか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議会定例会、生放送にしてはどうかという御提案でございます。

現在、定例会の様子であります。御指摘のとおり、村では後日放送の形をとっております。最近では生放送を実施している議会が増えておりますし、当日や翌日に録画した映像を速やかに公開しているという議会もかなり多いというところを認識しております。

さて、この生放送の実施も含めまして、放送方法につきましては、その決定機関は、基本的には議会運営委員会を中心とした議会の皆様ではないかと考えております。ただし、必要となる予算については、私の判断が求められるところというところの認識です。

調べたところ、この生放送を導入するに当たっては、新たに配線工事やカメラ等の機器の増設というものが必要になりまして、100万円単位の追加の費用がかかってくるというところでもあります。そのため、まずは議会の皆様でこの実施に当たって必要性等協議を行っていただきまして、結果、生放送したい、また放送方法をこういうふうに変更したいというところがあれば、予算の具体化に向けて、こちらの担当者も交えて協議を重ねていければと考えております。

純粹に私、村の考えであります。生放送できればいいんですが、少なくとも今日のこの放送が今日の夜だとか明日中に録画公開されるというところは、実現することが望ましいのかなと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 前向きな答弁をありがとうございました。

次に移ります。

小学校運動会の開催方法について、時間短縮や競技時間の内容が変わっているが、今後はどのように考えるのか。

東京板橋の小学校で、4年ぶりに全校児童が集まる形で運動会を開催した。大きな声援の中でリレーや騎馬戦をした。今まで慣例だった入場時の行進や全校児童の大玉送りは廃止した。PTAや来賓が参加する競技をなくし、プログラム全体が午前11時半に終わった。村でも久しぶりに開催された運動会の時短は、教員の負担軽減という。村でもいかにも時短の傾向が感じられました。

競技時間の内容が変わった目的は何か。見直しは国も呼びかけているというが、今後どのように考えるのか、半日開催か、内容の縮減か、廃止をどう考えるかお聞きします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号9番、唐澤由江議員、小学校の運動会の開催についての御質問でございます。

大きな声援、応援の中、子供たちの活躍に本当に大きな感動を感じる運動会でございます。子供たちの学習発表の大事な機会であり、行事でございます。時間短縮、内容についてでございますが、コロナ禍後、午前中の開催が位置づいてきております。行事の在り方を検討、見直す中で、運動会の練習時間の見直し、限られた授業時間数でございますので、授業内容の検討、子供たちの暑さ対策、それから体力面等を総合的に見直し、午前の開催となつてき

ています。今後も午前開催の方向というふうになっていくかなというふうに受け止めております。

教職員の働き方改革という観点に関してですが、質問項目、この後の御質問と関わっておりますが、運動会の準備、例えばテントの設営など、PTAの方や応援隊の方のお力をいただいております。教職員の働き方改革ゆえに午前中開催ということは言いがたいかなというふうに、私自身は思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 中身の濃い運動会になるようにお願いします。

次に、2番の中央教育審議会の答申を受けて、村の考えは。

8月に働き方改革に関する緊急提言の中で示した内容は、開会式の簡素化や運動会の練習時間を減らす事例を紹介したという。教員の負担減や暑さ対策、近年の厳しい暑さにより熱中症を警戒する学校が多いそうで、学習指導要領の中で、運動会は健康・安全・体育的行事に位置づけられ、また地域とのつながりが、工夫が必要とあります。

村の考えはどうかお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 中央教育審議会の答申を受けての村の考えはについてお答えいたします。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会は、中教審と略して伝えさせていただきます。の答申が8月に出されました。教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策（提言）でございます。それを受けて、9月に文科省のほうから通知が出されました。提言及び通知と運動会を重ねての御質問というふうに理解してよろしいでしょうか。お願いします。

通知では、働き方改革について、今まで何度ももう何年かにわたって答申が出されてきております。通知も出されてきています。それを含み、学校行事における授業時数や学校行事の在り方の見直しの中で、学校行事に関わる負担の軽減に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体の練習時間を減らしたり、ちょっと途中省略させていただきますが、慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選、あと略させていただきますが、このようなことがうたわれております。

また、学校行事に関わる負担軽減に関してでございますが、学校行事の準備・運営では、一部外部委託等という記載がございます。運動会の準備、本村は先ほど申し上げたとおりなんですが、外部委託でテント張り等はやっている自治体もあるというふうに聞いております。本村の小学校はそういう状況ですので、通知の内容は、働き方改革推進の具体的な内容となっております。

運動会の開会式の短縮化、例えば、小学校で村長さんの御挨拶等々、今、そういう省略してくる傾向があるかなというふうに思っております。これはコロナ前からでございますので、通知が出る前からでございますので、よろしくお願いします。

子供たちの活躍の場の一つが運動会。子供の輝き、魅力を保護者の皆さん、そして地域の方と共有する大事な機会でございます。午前開催においても、議員おっしゃいました本当に大事なところをしっかりと押さえながらということで、運動会、行事、今後も学校でやってい

くことでございますので、教育委員会がこうやれということはなかなかでございますけれども、でも、学校と共有しながらそこを大事にしていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、文化財の保護について伺います。

文化財保護法は、平成30年に改正されました。法改正の目的は、背景が東京オリンピックを見据え近年の過疎化、少子高齢化により、文化財を保存し継承する担い手不足から文化財が大きな危機に瀕しているため、文化財を社会全体で支えていく体制をつくることが求められ、文化財行政の展望と課題が重要で、文化財保存活用計画の作成と教育委員会部局から首長部局へ権限を移し、地域振興や観光にも関係づけ、文化財行政を地方創生に関わり、地域づくりや観光政策をすることが求められているというものです。

文化財専門職員は2003年には4,433人いたが、2016年では3,811人と620人も減ったそうです。いまだ3分の1の市町村は文化財専門職員は配置されていないということだそうで、昨日の答弁では2人配置するということですが、今後、文化財保存活用計画策定計画と首長部局への移譲を検討する予定があるかどうかをお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いいたします。文化財の保護についてということで、保護法、平成30年の改定、その内容は等々についてでございます。

国では、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、国の未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要とし、平成31年4月に、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するが出されました。

この文化財保護法の一部改正でございますが、概要として、地域における文化財の総合的な保存・活用、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に関わる制度の見直しとなっており、従来、個別に重要文化財等に指定・選定し、個別に保護・措置していた文化財を、文化財保護活用地域計画、昨日同僚議員のところでも答弁させていただきましたがを策定することにより、地域の文化財を総合的に把握し、保存・活用のために必要な措置を講じることが可能となるっていうものでございます。

市町村が作成する文化財保存活用地域計画ですが、都道府県が策定する文化財保存活用大綱、これを基にしながら策定ということになっていますので、長野県では令和5年度中、今年度中に策定予定でございます。今後、策定される県の大綱を参考にしながら、村の文化財保護活用地域計画の策定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。それにつけても、学芸員さんのお力をいただくということが一つ前提になるかなと思っております。

また、今回は文化財をまちづくりに生かすという内容で、改定趣旨も含まれております。こちらにつきましては、まず観光資源となり得る文化財の把握、整理などを進めていくことが必要であり、現在、順次取り組んでいるところでございます。

今の地域計画、文化財保存活用地域計画でございますが、この計画を策定するためには、文化財に関する多くの事柄を事前に整えていく必要があります。昨日も申し上げましたが、10年程度年月を要するかな、そんな可能性もございます。この計画が国から認定されると、

国の未指定文化財であっても、計画の認定期間中は保護を促進することができるというふうに聞いております。

将来的には、村でもこの計画を策定して、建造物のみならず文化財全体の保護・活用を進めてまいりたいと考えております。

なお、御質問にありました埋蔵文化財専門職員数についてですが、長野県の現状なんですけれども、令和4年度、県が37名、市町村が119名、計156名で、県内39機関に配置がされておりますが、県内外で大きなインフラ工事が増え、それに伴い発掘調査件数がかなり多くなっています。そのため、今、下伊那のほうでも、例えば近隣の市町村の学芸員さんが応援に行っているというそんな状況もございますけれども、そのため、全国的に専門職員のニーズが高まり、人材の奪い合いになっている状況がございます。

一つは、不況が長引いて専門職員の採用が控えられたこと、あるいは、後継者の育成がなかなかされないままにというような背景があるようでございます。県内においても、半数の自治体に埋蔵文化財専門職員が配置されていない状況でございます。本村もその状況でございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 観光といえば神子柴遺跡とか、大宗館文庫とかになるのかなと勝手に思った次第です。

2 番に移ります。

村の文化財保護について、文化財専門委員の会長、白鳥さんから説明を受けました。郷土館、その地下、役場のそばの小屋、旧いずみ苑、あちこちに文化財資料が点在しておりました。かつて博物館をつくるべきという議員の一般質問があったが、政争の村、当選した村長に後回しにされ、山口村長のときに3,000万円かけて現郷土館は改修したということだそうです。

文化財保護法は、従来の国宝保存法、史跡名勝天然記念物保存法を統合して、1950年、昭和25年、73年も前に制定された法律で、文化財保護法は文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造群の6種類に定義分けしています。文化財保護法ができた原因は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が火災により焼失したためだそうです。長い歴史の中で生まれ、先祖によって守り育てられてきた古い建物や美術品、技術、生活の習わしなど、これらの先祖文化財は、私たちの暮らしに心を豊かにしてくれ、未来の子供たちに確実に受け継いでいることが求められております。

今の保管場所と、それぞれの問題点についてお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先に先ほど議員の御質問、村長部局への移譲に関して、すみません私お答えしなかったのもので、ここで。

村長部局への移譲に関してございますが、私の立場では現時点、考えておりません。村長さんの御意見、お考えをまだお聞きしてない状況でございます。よろしくお願いします。

今の保管場所とそれぞれの問題点についてお答えいたします。

昨日、同僚議員にお答えさせていただいた内容と重なりますけれども、保存については、文化財ごとに方法等は異なります。全ての文化財に共通するのはカビの発生、あるいは乾燥

を防ぐための適正な湿度、温度管理、展示スペース内は、紫外線による劣化を防ぐため日光を遮断する必要性が生じてきます。照明器具をどうするかということもそれに関わることでございますけれども、あと害虫による食害、これも防ぐことが大事であります。

現在、収蔵庫として使用している施設には空調施設が一切ございません。苦しい状況でございます。昨日、文化財に悪いという言葉を使いましたが、申し訳ないなと思っているところでございますが、窓から直接日光が入ってしまう場所もあります。害虫を防げない、そんな問題もあり、文化財を保存・展示するには不適切かなというふうに思っております。早急に改善が望まれます。

全てを改善するということは難しいというふうに考えますので、何を優先していくのか、何を優先して保存していくのか、そのためにはどの施設をどう改修していくのか、あるいは新設する必要があるのか等々、文化財専門委員の皆さんの御意見をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

3 番に移ります。

郷土館の改修、新たな建物の建築についての考えは。

郷土館は耐震補強工事がされていません。地下は換気ができていないし臭気もあるし、平成21年にいずみ苑は旧西部浄化センターで活性汚泥が混入した水が大泉川に流れたので、平成24年1階に郷土資料の保管庫、地下の汚泥貯留槽は防火水槽として活用するため、3,800万円で改修されております。いずみ苑の駐車場は避難所となっております。あちこち文化財が点在していて不便だと思います。

文化財専門委員の御苦労により何とかきちんと保管されているが、横に貯水槽があるため、またいつ水浸しになるか分かりません。また、これを壊すのも莫大な額になるということだそうです。あちこちにそれぞれ点在しているもの、役場の近くの倉庫にも置いてあり、湿気がひどく、冬寒く、夏暑い。役場の冬タイヤの保管にも使われております。

改めて今の保管場所とそれぞれの問題点について伺いますが、先ほど答弁がありまして、郷土館の改修、新たな建物の建築の予定はあるのか。

現状を見る限り、もっと適切な保管場所と整理が必要と思われます。あまりお金をかけず、学校の近くで夢のある郷土館ができたと思います。新たに専門的な完全防備な歴史博物館を造るということは、それなりに計画を立てて、何年もかけて補助金で建てなければなりません。観光や地域振興をテーマにしたおしゃれな建物、例えばトレーラーハウスとか、安く安心・安全なアカマツ利用の木でもよいとは思いますが、法改正を機に今まで後回しにされてきたことを改善され、神子柴遺跡でも話題になればよいと思います。

学芸員自身が選んでどこかへ移すにしても、これは必要なものなのかどうなのか、果たして保存すべきなのかそうでないのかということを見極めながらやらないと、場所に限りがありますし、数にも限りがありますので、今後さらに一層のよりよい方法を考えて、改修、新たな建物の建築についてのお考えをお聞きます。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 文化財の保管を含め、今後に向けてということは、先ほど答弁

させていただいたとおりでございます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 近い将来、何とか考えるという意味ですね。

教育長（清水 閣成） もう一度。

9 番（唐澤 由江） 近い将来、何とか点在しているものを1か所に置いて、子供たちが見れるようにするということでよろしいですか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 先ほど申し上げました地域計画を立案しながら、それに伴いながらどういうふう文化財を保存・保管、あるいは地域発信していくか、そこを整えていくということでございますので、子供たちの学習の場でももちろんございますし、地域の方、全国の方の学習の場というふうに思っておりますので、そこをどう維持していくか、これからビジョンをつくっていくところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 文化財についていろいろな問題点が分かりましたので、教育委員会、また村としてどうするのかをまた今後十分検討されて、よりよい文化財保護ができるようにお願いします。

これは、たまたま私が担当していたときの宮ノ上、南殿ですけど、そのときの文化財の宮ノ上の調査報告書が出てきましたので、29年前の発掘ですけど、すごくきれいだなと思ってびっくりした次第です。

文化財保護を真剣に考えていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、9番、唐澤由江議員の質問を終わります。

ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時45分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、山崎文直議員。

6 番（山崎 文直） 6番、山崎文直です。今議会、最後の質問となりました。村側からの適切な答弁を期待をするところでございます。

私、今回について、3点について質問をしたいというふうに思います。

1番目の質問ですが、通学路の脇の山林や傾斜地の整備についてということで、取り上げてみました。

この南箕輪村は、北から南まで非常に河岸段丘が美しい村であります。飯田線から見ると、その美しさがよく見られます。その河岸段丘沿いに古くから住宅街が発達をしてきているところです。それは、昔から近くに水があるということと、日当たりを求めて住みやすい土地だったというのが私なりの解釈をしているところでありますが、神子柴遺跡を見ても、そういうところに先住の皆さんが住み着いてきたという長い歴史があります。

そういうところで、住みやすかったということは理解をできるわけですが、近年はその河岸段丘沿いの上、段丘の上と下に両方住宅地があるところがあるわけなんですけれど

も、近年の気象変動によって、長く住みなれたそういう場所が危険性が増してきていると。諏訪・岡谷地域でも、長年住み慣れたところで豪雨等により土砂崩壊による災害が発生して、人命も失われたり、家屋が流出されたりというケースが近年特に見られるようになりました。そういう意味でも、この村においてもその危険性のはらむ地域を調査し、これから安全なところに整備をしていくっていうことが必要だなというふうに考えるところでもあります。

しかしながら、私も今回この河岸段丘沿いをいろんなところに歩いてみました。地域の皆さんからも、こういった昨今の気象変動により、今までは特に気をつけていなかった地域においても、自分の近くのところでそういう災害が心配されるというような声をお聞きしたものですから、いろんな地域を回ってきたところでもあります。

特にこの南箕輪の北のほうにつきましては、この段丘の上と下に生活道路、それから通学道路、そういうところがあるわけであります。そういうところは非常に心配であるという住民の皆さんからの声もお聞きしたところでもあります。

そういうことで、今回の質問であります。

結論的に言えば、この長い河岸段丘全てを一度に整備をするということはとても無理な話でありますから、この地域を特定をしながら、危険度が考えられるところから傾斜地についての整備をしていくという、順位をつけて進めることがいいのではないかなというふうな考えで思っているわけです。

その第1番目の順位づけとしては、やはりこの通学路脇の道路、通学路があるところの脇の山林だとか傾斜地について整備を進めるという一つの方針を持って、これから向かっていけばいいのかなということを考えたところでもあります。

そういうわけで、村内の通学路の脇については幾つか段丘沿いに道があるわけでありますけれども、中には整備をされているところもあります。しかしながら、それに続く傾斜地がまだ整備がされていないという部分もあります。そういうところも、これからの調査をしながら改修をしていくっていうことが必要ではないかというふうに思われるわけであります。

その急傾斜地の指定地は、回ってみますと白い標柱に標語が書かれていまして、そこが急傾斜地であるということが見受けられるわけですが、今後、これらの整備についてどのような方向でいくのかということでもあります。もちろん多額の予算がかかるわけですから、優先順位を決めてやっていくということでもあります。

それから、村の中の樹木も年々成長しますから、そういう意味では心配度というのが変化してくる、そういうことも考えられるわけありますので、これから、私としては通学路脇の土地を優先をしながら整備を図っていくということを考えるわけありますけれども、この点について、村側の意見、考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

通学路脇の山林や傾斜地の整備について、集中しての対策が必要ではないかという御質問をいただいております。

村内には急傾斜地が少なくなく、それらは急傾斜地崩壊危険区域として長野県で指定をされております。村では、毎年6月の土砂災害防止月間に合わせまして土砂災害警戒区域のパトロールを実施し、県の職員、地元の区長、地元関係者とともに、村内の急傾斜地の現場を確認をしております。

議員御指摘の通学路として多くの児童・生徒が利用しております久保・塩ノ井地区の区域では、現在はほとんどの急傾斜地について県によるのり砕工が実施をされておりまして、安定化が図られている状況と捉えております。また、村では年2回、塩ノ井地区の急傾斜地につきまして草刈りを行い、斜面の保護にも努めておるとというのが現状でございます。

現在、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者、または占有者も、維持管理について急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならないと定められておりますので、土地の所有者や管理者なども急傾斜地保全の義務が生じているところであります。

しかしながら、保全また管理には多額の費用が必要となります。これらを個人、また村で実施していくということも可能性としてはありますが、膨大な予算がかかってまいりますので、まずは引き続き県へお願いし、要望を上げていくことが結果的に早期の着手となると捉えております。

そのような中、今年の10月には、毎年実施しておりますが、県議会議員と伊那建設事務所、そして村の三者で行う現地調査を行いました。実際に塩ノ井地区の現場も確認をいたしまして、20分近く現場で様々な確認をしたということは記憶に新しいところであります。同時に、県に早期に整備が進められるよう、ほかの箇所も含めて強く要望をしたところでございます。

また、通学路を利用する児童・生徒の保護者の方には、あらかじめ村で作成をいたしましたハザードマップを用いて、土砂災害のあること、おそれがあることをあらかじめ承知していただき、また、通学路安全推進協議会の中でも通学路の安全点検を行っておりますので、通学路を優先して検討、安全確保に努めていくということは村のスタンスと同じでございます。

また、最後に、議員のほうから樹木が年々成長していったって、それらの対応も必要ではないかというような御質問をいただきました。

現在、計画中であります。来年度、村はいよいよ村政150周年を迎えますので、そういった通学路に関する樹木の伐採について、現状では3割補助というところで動かしておりますが、来年度以降、時限的措置として5割補助と拡大することで、所有者による樹木の管理を徹底していく、推進していくことも図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 個人の山林についても5割補助ということの話を聞きました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

場所によっては、既に改良も済んでいるところもあります。その続きのところの場所についてはどうするのかという部分の例えば具体的な計画とか、そういうのはあるんでしょうか。

それから、例えば私も見た村の中にも、傾斜地の中に針葉樹と広葉樹が植わっているところがあります。こういうところは私は専門的にはありませんので分かりませんが、針葉樹のところと広葉樹のところは崩壊に対してはどちらが強いとか、何かそういうことも、観点の中からこのいろんなところで現地調査をされております。そういうところについてというのはこの考えの中に含まれているのかなというふうに思いますけど、この辺のところ、もし分かりま

したらお答えいただきたいと思いますが。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 6 番、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、改良されているところとされていないところがあつて、そののされていない部分はどうなるのかっていう御質問でありますけれども、そちらにつきましては、現在 1 件急傾斜地に指定をしていきたいということで、県のほうに要望を上げております。

先ほど村長が答弁申し上げたとおり、10月の現地調査のときにも強く要望をしたところであります。ですので、急傾斜地に認められれば、そういったのり砕工だとか対策が講じられるのかなというふうに思っております。

あと、まだほかにもそういう部分があるかと思っておりますけれども、一応、県のほうの専門の技師のほうに見てもらって対応をさせてもらっておりますので、その部分については、細かいことはちょっと私もすみません、承知しておりませんが、危ないところについてはそういった対策をしていくという中で、まだそういった話が来ておりませんので、そこについては、今後の対応という形になっていくのかなというふうに思います。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） ありがとうございます。広範囲にわたる、それから予算もかなりかかるということで、どうしてもこの数年のうちにどうのこうのということではございませんので、ぜひとも計画的に、また県のほうに粘り強く働きかけていただいて、この地域住民の皆さんの心配が少しでも早くなくなるような努力をお願いをしたいなというふうに思います。

2 項目めの質問に入ります。

太陽光発電設備についての対応についてということで、太陽光発電事業を各地で、いわゆる特に個人よりも事業所的な動き、大規模な施設等が見受けられるようになってまいりました。それにしたがって、いろいろ地元とのトラブルっていうのも耳にするケースがございます。

お聞きするところによると、県の条例で令和 6 年、来年度令和 6 年度から、この発電事業の推進に関する条例が施行されるというふうにお聞きをしました。そういう中で、スムーズなこういう事業が進むことを願うわけであります。この近隣の自治体でもいろんな問題が起きていますし、途中で事業者が撤退をしてしまつて、その後、收拾がうまくつかないというそういう状態も出てきているという話も聞いているところであります。

本村においてもガイドラインが整備をされておりますけれども、今後、この県が条例化をされた上で、本村においては、この太陽光発電事業に対する整備等について、いろんな問題が起きないうちに早い対応ができればいいのかなというふうに考えますので、この辺については条例化を図っていくとかいう部分で、今現在での考えがございましたらお聞きをしたいなというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 太陽光発電設備への対応について、条例整備等の早い対応が必要と思われるがという御質問、御提案でございます。

議員御指摘のとおり、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例が令和 5

年10月16日に公布されまして、令和6年4月1日から施行されることとなっております。そのため、現行の南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン、こちらについては、令和6年4月に太陽光発電施設に関する部分は失効をしてしまうというところでございます。

この新しく定められた県条例であります、10キロワット以上の地上設置型の太陽光発電施設が対象となりまして、全ての区域が対象となります。特定区域内での事業は県の許可制、50キロワット以上の大規模事業は県への事前届出制、その他の事業の事務につきましては、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例によりまして、市町村へ事務を移譲する予定となっております。そのため、言い換えると、市町村への届出制になる予定でお聞きをしております。

市町村で太陽光発電施設の設置、維持管理等について既に定めた条例を施行している市町村につきましては、この県条例の施行に伴いまして事業者負担を考慮し、条例に市町村の条例との関係に、ちょっとややこしいんですが、知事が太陽光発電施設の設置に関し、市町村の条例により、この条例の目的の全部または一部を達成することができると認め、規則で定めるところにより公示したときは、該当市町村の区域においては、この条例の全部または一部の規定を適用しないとなっております。そのため、手続といたしましては、現在ある条例、また新しく制定する条例も知事に認めていただく必要がありますので、県との協議というものが必ず必要になってまいります。

また、別の観点であります、既に太陽光に関する条例を整備しております伊那市、また辰野町が事業者とトラブルになったということが報道されたということは記憶に新しいところであります。条例があってもトラブルが起きている市町村はほかにも全国様々ありまして、まずは事業者のモラルというところが問題になるかと思えます。

話を戻しますと、県の条例と現在村が行っております村のガイドライン、こちらの比較、違いであります、提出書類に、村のガイドラインは地元区長や近隣住民の同意を求めています。県条例では同意を求めておりません。ここが結構大きな違いであります。その他、提出書類には細かな点、若干違いがございます。

これ、何で同意を求めないことにしたかというのは、県のパブリックコメントが行われたときに、地域住民が了承、もしくは不承認の意思表示ができるように、具体的に住民の同意規定を盛り込むべきという意見が寄せられた際に、県の回答といたしましては、住民同意を要件とすることは、土地の所有者の意思や理由のいかんにかかわらず、事業ができなくなるおそれがあることから導入は予定しておりませんという回答でありました。

その裏には、県が2050年ゼロカーボン達成に向けて、再生エネルギーの拡大を太陽光発電を中心に図っていきたいという思いがあるのかと思いますが、普通に考えますと、例えば火力発電所、原子力発電所ができますっていったときに、住民の同意が要らないのかと言われれば、そんなことはないだろうというところは誰もが分かるところであります。現に今、村のガイドラインではそれを求めているというところがございます。

そういった中、長野県では、来年の1月上旬に条例施行規則、条例手引書、許可申請の手引き、事務処理要綱の説明会、そういったところで、先ほどの知事に認めてもらうにはどういった手続が必要かというところも明らかになってまいりますので、それを確認しながら決めてまいります、現在、村の農業委員会からも条例を制定してほしいという要望をいただ

いておりますので、基本的には今つくっているガイドラインより甘くなるような形はとることは望ましくないと考えておりますので、上乘せ条例等、条例の定め方についてはちょっとまだ県とどうやってやるかは分かっておりませんので、その部分が判明次第どういったところで進めるか決めていきますが、私としては、条例は制定すべきであるというスタンスで臨んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 村のほうのガイドラインが先にできている部分もありまして、県の考えというのとすれ違いがあるということもあるようでございます。これから条例化に向けてされております。農業委員会からも希望があるという話がありました。天竜川沿いにも、ここは太陽光発電指定地域かなと思われるくらいの太陽光発電の設備ができている箇所もございます。そういった意味では、これからその隣で農業している人たちと太陽光との関連性、そういうところも検証していく必要があろうかと思っておりますので、ぜひともこの忙しいわけですけれども、早めなこの村条例策定に向けて、いろんな地域の意見を聞きながら進めていっていただきたいなという願いをしながら、2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目の質問であります。

まっくん生活支え愛事業の状況と改善の方策ということであります。

今現在、村では、第9期の村の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画づくりが進められております。私も関わりながら、この新しい次の計画、よい計画ができることを願っておるところであります。その中にもいろんな取組がうたわれております。この村独自の先進的な取組等がうたわれていまして、そういう点では非常に誇りに思うところもございます。

その中に一つ、村のまっくん生活支え愛事業がうたわれております。私もここに少し関わっているものでありますから、思いがあったわけであります。この今度の福祉計画についても、いわゆるボランティアの皆さんに大いに期待するところがあるというふうなことになると思いますけれども、現状を見ますと、なかなかこのボランティアが不足しているということがあるのではないかなということもございしますので、とりあえずこの幾つかある支え合い事業の中で、このまっくん生活支え愛事業の支援者が不足ぎみという聞かせる部分を確認をしたいということがありますので、1番目の質問として、現在の状況をとりあえずお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） まっくん生活支え愛事業について、まずは現在の状況はという御質問でございます。

まっくん生活支え愛事業であります。村民参加による地域助け合いの精神を基調に、有償で在宅福祉サービスを推進することによりまして、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目的として行っている事業でございます。

現況であります。現在、利用者としては56名の登録があります。反対に、ボランティアは64名の登録があります。本年10月までの実績といたしましては、11名の利用者に対し11名のボランティアの活動実績がございまして、主な依頼内容であります。ごみ出しとなっております。なお、一旦登録はしても、利用者とボランティアとの申し合わせで無報酬でサービスを行うことになった事例もありまして、その場合は日常のことであるので、この利用

実績にはカウントはしていないというところでございます。

このこと、どうかなという方もいるかと思いますが、助け合いの精神からすれば、そのような事例はあってもよろしいのではないかと担当部署では考えておるところでございます。

これからの見込みであります、これから冬場になりますので雪かきの依頼が増え、その分の利用実績は増えてくるものと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） ありがとうございます。利用者56人、ボランティアが64人、ボランティアの登録のほうに64人というふうが多いというその部分につきましては、この数字だけ見れば安心する部分がありますけれども、2番目の質問に移りますけれども、このボランティア64人の方と利用者の56人の方の住む地域の偏りがあるということです。

例えば、私は南殿地区に住んでおりますけれども、利用者の方は例えば隣の北殿の人のほうがうんと多いとかそういう部分で、そちらのほうにボランティアで行く人が足りているのかどうかという、そういうところは現状では私も分かりませんので、そういう部分については、村として現状でこれから考える必要があるかどうかというのが分かりましたらお聞きしたいというふうに思います。

議 長（原 源次） 今の、（2）の質問でよろしいでしょうか。

6 番（山崎 文直） はい、そうです。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 直接支援員の採用も必要になるのではというところも通告いただいておりますので、併せて回答をさせていただければと思います。

御指摘のとおり、まっくん生活支え愛事業については登録ボランティア数が少ないことを課題として持っており、御指摘のとおり、地域の隔たりもございます。現状、ボランティアの募集についてはホームページ及び年1回広報紙に掲載をしておりますが、募集方法、こちらについても工夫が必要であると考えております。

地区社協や通いの場などを実践しておられる地域の有志の方々など、ボランティア意識の高いの方々に対して改めて説明する機会を設けていきたいというところは、担当課では考えております。また、支援員の採用とのことでございますが、この事業はあくまでも住民同士の支え合いを後押しする事業でありますので、村で支援員を雇用して事業を行うというところは、現状考えておらんというところでございます。

また、体力が低下したり軽度の認知症の方の場合などは、地域包括支援センターの職員によるアセスメントにより、軽度生活援助事業や総合事業、介護保険事業などで行われるホームヘルパーのサービスにつなげてまいるというところでございます。

私がこの事業がなかなか広く広がっていかないのは、やはり村全体でやっちゃっていることが一つ課題ではないかと思っております。今、持続可能な自治会検討委員会で各区や組の負担を軽減というところ動いておるんですが、その負担を軽減した後、こういった事業についてはまずは顔が見えることが大切でありますので、区単位で進めてみるというのも非常に効果があるんじゃないかと。例えば、ボランティアをやりたい人はここはデジタル化は置いておいて、区の回覧板でこういうことを手伝いますみたいなのを顔写真を載せて、やってくださいとか、こういうのを助けてもらえませんかみたいなのは、やはり地域での支え合いですの

で、その広報も地域内で行ったほうがより深い、利用しやすい環境になるんじゃないかというところは考えておるところでございます。

ただ、しっかり区や組の負担を軽減してからでないと、また行政から仕事を押しつけられたと思われてもあれですので、その部分は順番を踏まえてやっていくべきだと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 各地区単位、狭い範囲で、今村長が答弁されました顔が見える形でっていうのは、非常に大事なことかなと。隣のおじいちゃんおばあちゃんに対して、近所の少しでも若い人たちが手助けをしてやると、そういう形を取ることが理想的かなというふうに思いますが、現状は、前の質問にも出ていました結構現役で働く人たちが今増えている状況の中で、区の役員のなり手も探すのに苦労するという話があります。

以上に、ボランティアの人を探すっていうのもこれから非常に困難なことになるかなという意味で、私も村でお金を払って直接その支援員を確保するっていう、そういうことも必要ではないかなというふうに思いを込めてこの文章にしたわけでありすけれども、それぞれ何が一番有効かっていうことにはなりませんので、今後ともいろんな組織、機関で検討していくっていうそういうことが必要だと思いますので、ぜひともこの顔が見える形で、村の人たちがいつまでも健康で活力ある生活ができるということを目指すのを、お互いに知恵を出しながらやっていくということを今後ぜひ進めていっていただきたいなということをお願いを込めて、この3番目の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（原 源次） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

明日の15日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午前11時19分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 1 2 月 1 5 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 諸般の報告

第 2 議案第 9 号～第 15 号

提案～審議

第 3 発議第 1 号

提案～採決

第 4 議案第 1 号～第 4 号、第 6 号～第 15 号

討論～採決

第 5 継続調査事項

○出席議員（9名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 5 番 加 藤 泰 久
 6 番 山 崎 文 直

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

4 番 三 澤 澄 子

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和5年12月15日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。

4番、三澤澄子議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さんこんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案7件、議員から発議1件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案7件、発議1件を本日の会議日程とします。

日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度定期監査結果報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第9号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第9号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、伴走型支援を目的といたしました福祉の窓口一元化、また、切れ目のない子育て支援を目的といたしましたこどもの窓口一元化、並びに増加する自然災害への対応として、危機管理体制の強化を軸としたそういった機構改革を行うため、関係課の再編を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第2条は課の設置を規定しておりますが、第2号に危機管理課を新たに設置いたします。また、現行の健康福祉課を健康医療課及び福祉課に整理し、子育て支援課を第8号こども課として、現行の9課から11課とするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、附則の第2項から第4項まで、それぞれの条例の所管する担当課について既に規則により委任されているため、それぞれの条例から削除するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第10号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第10号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年から福祉医療費の給付誤りを行ったことを受けまして、南箕輪村村政の責任者として政治的責任を取るため、村長、副村長及び教育長の令和6年1月支給分の給料について、それぞれ10%減額するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

1ページの改正文を御覧ください。

既定の附則の次に、第26項として給料月額の特例を加えるものであります。内容につきましては、令和6年1月に支給する第1条に規定する常勤の職員、村長、副村長及び教育長の給料の額になりますが、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額からその額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、減額前の給料月額とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとするものでござい

す。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第11号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第11号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うため提案するものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

本案は、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、職員給与の引き上げ等を行うための条例改正をお願いするものでございます。

本村の職員給与に関しましては、これまでも国の人事院勧告を基準に給料改定を行ってまいりました。本年も8月に勧告が行われ、11月24日に国の給与法の改正が公布されたことを受けまして、村の一般職の職員、議会議員並びに特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、初任給を大卒で1万1,000円程度、高卒で1万2,000円程度引き上げるとともに、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減する形で、月例給の全体平均で1.1%引き上げるものでございます。また、期末勤勉手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員で、年間0.05月分、それ以外の一般職、議員、特別職につきましては、0.1月分の引き上げを行うものでございます。

また、今回の人事院勧告におきまして、テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱費や水道費等の負担軽減のための手当として、在宅勤務手当が新設されたことにより、追加するものでございます。

なお、条例の改正につきましては、関係する3条例を本年度分と来年度分の2回に分けて改正いたしますので、第1条から第6条までの別条例として改正をするものでございます。

それでは、各条項につきまして新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案10ページを御覧ください。

初めに、第1条関係、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第27条は期末手当の額を規定しておりますが、12月に支給する手当の支給率を0.05月引き上げ、100分の125とするものです。特定幹部職員も同様に0.05月引き上げ、100分の5とします。

第2項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率を0.025月引き上げ、100分の70に、特定幹部職員につきましても同様に引き上げ、100分の60とするものでございます。

第30条は、勤勉手当の額を規定してございますが、第1項は12月に支給する手当の支給率を0.05月引き上げ、100分の105とするものです。特定幹部職員も同様に0.05月引き上げ、100分の125とします。

11ページを御覧いただきまして、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給率を0.025月引き上げ、100分の50に、特定幹部職員につきましても同様に引き上げ、100分の60とするものでございます。

別表1、行政職給料表につきましては、月例給の改正を行うものでございます。

続いて16ページを御覧ください。

同条例の2条関係でございます。こちらは、令和6年度以降の支給に関する規定となります。

第2条第1項では、給与の種類に在宅勤務手当が加わること。おめくりいただきまして、第18条第2項では、勤勉手当の額の減算対象に在宅勤務手当を支給される職員が追加されることの規定を、また第4章の2、在宅勤務手当として新たに章立てを行い、第19条の5として、在宅等で1か月当たり平均10日を超えて勤務を命ぜられた職員に、月額3,000円の手当を支給する在宅勤務手当を追加するものでございます。また、来年度以降は6月と12月の2回に分けて支給することになりますので、第27条では期末手当の額を、第30条では勤勉手当の額のそれぞれの支給率を規定するものでございます。

続きまして、19ページを御覧いただきまして、第3条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

第5条第2項におきまして、議員に支給する本年度12月分の期末手当の支給率を0.1月引き上げ、100分の175とするものでございます。同条例の第4条関係は令和6年度以降の支給に関する規定となり、6月と12月の2回の支給に分けて調整するため、それぞれの支給率を100分の170とするものでございます。

続いて、20ページを御覧いただきまして、第5条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項におきまして、特別職に支給する本年度12月分の期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、100分の175とするものでございます。同条例の第6条関係は令和6年度以降の支給に関する規定となり、6月と12月、それぞれ100分の170とするものでございます。

8ページにお戻りください。

附則についてでございます。第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条、第4条及び第6条の在宅勤務手当並びに来年度の手当の支給に関するものにつきましては、令和6年4月1日とするものでございます。

第2項は、一般職員の給料表につきましては、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第3項は、本年度分の一般職の期末勤勉手当、並びに議員及び特別職の期末手当について、令和5年12月1日から適用するものでございます。

第4項は適用日前の異動者の号俸の調整を行うことができること。また、第5項及び第6項は、一般職の給与及び議員並びに特別職の期末手当についての遡及適用における内払の規定でございます。

第7項は、規則への委任事項の規定でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第12号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第12号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務や戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務等が新たに追加されるため、手数料について所要の改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） それでは、議案12号につきまして、細部説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額について改正がなされたため、関係する条例を改正するものであります。

新旧対照表により説明させていただきますので、議案7ページを御覧ください。

別表中12でございますが、戸籍謄本等の交付事務について、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務、いわゆる広域交付が追加されたことから、根拠規定を加えるものであります。また、手数料の標準に関する政令事務の記載内容に合わせるため、文言等を修正するものでございます。手数料等については変更がございません。

12の2でございますが、戸籍電子証明書提供用識別符番号の発行事務が新たに追加されたことから、根拠規定及び事務内容を規定し、手数料を戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円に定めるものでございます。

9ページを御覧ください。

13でございますが、除籍謄本等の交付につきまして、12と同様に改正するものでございま

す。手数料に変更はございません。

13の2でございますが、除籍電子証明書提供用識別番号の発行事務につきまして、12の2と同様の規定を新規に規定しまして、手数料は、除籍電子証明書提供用識別番号1件につき700円に定めるものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

14、15でございますが、手数料の標準に関する政令事務の記載内容に合わせるため、文言等の修正をするものです。

16でございますが、届出等情報内容証明書の交付が追加され、根拠法令及び事務内容を加えるものであります。また、手数料の標準に関する政令事務に記載する内容に合わせるため、12ページの17を削除し、16に一括記載するものでございます。手数料に変更はございません。

18でございますが、届出等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務が追加され、根拠規定及び事務内容を加えるものでございます。手数料に変更はございません。

6ページに戻っていただき、附則でございますが、施行期日につきましては令和6年3月1日から施行といたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第13号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、普通交付税の追加交付と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付によるもの。歳出では、本年の人事院勧告による給料表等の改定に伴う職員等の給料、職員手当等の人件費、常勤特別職の減給、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業及び令和6年4月の機構改革に伴う村役場庁舎とこども館等の整備に関わる経費が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,908万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億7,784万5,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。

初めに、歳出の人件費の説明からさせていただきます。

給与費明細書になります。1、特別職ですが、比較の欄を御覧ください。

長等の給料とその他手当の退職手当負担金は、先ほど議案第10号で提案した減額分を計上しております。期末手当は人事院勧告に基づき増額しており、それに伴い、共済費も増額補正しております。議員につきましても、人事院勧告に基づき0.1か月の増額となりますが、補正の必要がございませんので、空欄となっております。

おめくりいただき、27ページの2、一般職をお願いします。

(1) 総括の比較の欄を御覧いただき、報酬につきましては各事業で御説明いたします。

給与、職員手当及び共済費は、人事院勧告に伴う増額分となります。

28ページの増減額の明細につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上の説明によりまして、各事業、各項目の2節給料から4節の共済費までの人件費につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書9ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出を御説明いたします。

9ページはお目通しいただき、10ページをお願いします。

2款総務費、1項1目0202庁舎管理事務です。この事業は、全て令和6年4月の機構改革の準備に係る経費となります。10節需用費は、機構改革に伴う消耗品費です。12節委託料は、庁舎東側に相談室を2部屋設置する経費と、新たな課の案内板4枚の作成に係る経費です。13節使用料及び賃借料は、庁舎の電話機の増設及び役場とこども館と観光森林課を内線でつなぐための工事等に係る経費です。5年のリース契約になりますので、本年度の2か月分を計上しております。14節工事請負費は、役場からこども館への交通車両が増えることが想定されるため、役場西側駐輪場の南側を3分の1程度縮小し、見通しをよくするための工事費と、庁舎東側の窓口カウンター4基の撤去と4基の移設、また、新たに2基の既製品を新設する経費、スロープの移設改修、電源の移設などの工事費です。17節備品購入費は、新設する相談室等の机などの備品購入に係る経費です。

おめくりいただき、11ページをお願いいたします。

9目0236減債基金積立金です。今回追加交付されました普通交付税で、将来における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金積立に要する経費として交付されましたので、臨時財政対策債、償還基金への積み立てをするものです。

おめくりいただき、13ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目0301社会福祉総務事務、1節報酬と8節旅費は、産休に入った職員の代替職員として会計年度任用職員を任用する人件費となります。14節工事請負費の松寿荘防犯カメラ設置工事ですが、盗難対策として3基設置するためのものです。

0306障がい者福祉事業、22節償還金、利子及び割引料は、令和4年度の障がい者総合支援事業費補助金の精算金として返還するものです。

0361臨時福祉給付金事業ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠分の事業費です。住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を給付するといった内容で、1,050世帯を見込んでいます。1節報酬と8節旅費は、この事業に係る会計年度任用職員の人件費となります。10節需用費は、消耗品や封筒などの経費です。11節役務費の通信

運搬費は、通知等の郵送料です。

14ページの18節、負担金、補助及び交付金は、情報センターのシステム改修に係る経費です。19節扶助費は1世帯7万円で、1,050世帯分を計上しております。

次に、2項1目0334特別給付金事業ですが、こちらも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で、推奨メニュー分となります。本村では、南箕輪村こども応援給付金事業として、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援を実施します。高校生までの18歳以下の子供を持つ世帯に、子供一人当たり1万5,000円を給付します。対象者を3,150人見込んでおります。

18節負担金、補助及び交付金は、情報センターのシステム改修に係る負担金です。19節扶助費は南箕輪村こども応援給付金一人1万5,000円で、3,150人分を計上しております。

おめくりいただき、15ページをお願いします。

3目0345こども館運営事業ですが、12節以降は、全て来年4月の機構改革の準備に係る経費となっています。12節委託料は、こども館へスムーズに誘導するため、道路や駐車場に設置する案内看板等、11基分の作成設置委託料です。13節使用料及び賃借料は、こども館の電話機増設及び入れ替えのためのリース料です。5年リース契約で2か月分となっております。14節工事請負費は、無線LANのネットワーク工事に係る経費です。

16ページをお願いします。

17節備品購入費は、職員の事務机や椅子、窓口用の椅子、パーティションなどの備品購入費です。これらにつきましては県からの補助を見込んでおりますが、現段階では全く金額が不明であるため、確定するまで一般財源としております。

おめくりいただき、17ページをお願いします。

4款衛生費、0407環境衛生事業、18節負担金、補助及び交付金です。住宅用新エネルギー施設設置補助金ですが、ペレットストーブ1台の申請が見込まれ、不足分の補正をお願いします。

次に、0408墓地公園事業、22節償還金、利子及び割引料は、墓地公園の返還が1件見込まれ、不足分の補正をお願いするものです。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

9款消防費、0930防災対策事業になります。こちらも令和4年4月の機構改革に伴う準備で、14節工事請負費は総務課に設置してあります防災関係システムを2階の危機管理課事務室に移設するための工事費となります。17節備品購入費は、新設する危機管理課の事務所に設置するモニター購入費となります。

おめくりいただき、25ページをお願いいたします。

14款予備費、1400予備費で2,891万円を減額しまして、歳入歳出の調整をするものでございます。

7ページにお戻りいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

12款地方交付税、1項1目地方交付税の1節、普通交付税です。今月決定しました追加交付分の総額になります。一部歳出の0236減債基金積立金に充てています。また、職員の給与改定に伴う必要となる経費の一部を措置などとなっております。

8ページをお願いします。

16款国庫支出金、2項2目総務費国庫補助金、2節企画振興費補助金です。地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業二つの給付金事業の実施に係る補助金です。

以上で議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。

議案第13号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」に対する修正動議を提出します。

議長（原 源次） 今出されました修正案を配付しますので、しばらくお待ちください。

本案に対しましては、笹沼議員ほか2名から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番、笹沼美保議員。

3 番（笹沼 美保） 議案第13号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」に対する修正動議の趣旨説明をいたします。

この修正動議は、機構改革に係る補正予算に関して村側からの説明が不十分であり、予算執行に関して議会での適正な判断が困難であるため、機構改革に係る補正金額を除いた補正予算に修正するものです。

以上で趣旨説明を終わります。

議長（原 源次） 修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第14号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を47万9,000円増額し、支出総額を2億8,115万円とするものです。また、資本的収入及び支出では、支出の資本的支出を605万円増額して、支出総額を4,190万8,000円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を3,414万8,000円及

び過年度損益勘定留保資金で補填する額を3,209万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第14号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書5ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員給料等人事院勧告に伴い、47万9,000円を増額補正するものでございます。

次のページの6ページですが、資本的支出の1款1項2目配水施設改良費の27節工事請負費は、大芝高原西の伊那市境にあります第2配水池から北側の伊那市道内に埋設をされております導水管、大泉川から取水する管であります。現在伊那市が工事をしております伊那インター工業団地の造成の中で、この伊那市道を改良する予定がありまして、導水管が支障となることが判明しました。この導水管を切りまわす布設替工事費として、605万円を増額補正するものでございます。

7ページから9ページは、給与費明細書を記載してございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を39万6,000円増額して、2,862万6,000円とするものでございます。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山崎議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎です。

1点、資本的支出の工事請負費の導水管の予算が示されました。これは大泉川の南側を走る段丘沿いにあるところの部分のことなんでしょうかという確認だけです。

議長（原 源次） 武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 大泉川からの右岸側といいますか、南側に入っております管で、今回関係するところにつきましては、工業団地のところの境の市道の部分になります。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質問はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第15号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第15号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を46万1,000円増額し、支出総額を5億7,224万円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第15号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項2目処理場費の12節備用品費9万円の増額は、浄化センターの第2汚泥棟と沈砂池ポンプ棟における日々の点検業務の中で、高所作業の機会が増えたことにより、高所作業用の足場台2台を購入するため補正をするものでございます。

1款1項5目総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員給料等人事院勧告に伴い、37万1,000円増額補正をするものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を32万3,000円増額して、1,768万6,000円とするものでございます。

以上、議案第15号の細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 源次） 質疑なしと認めます。

ただいまから4時まで休憩いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時00分

議 長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議第1号「執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会の設置に関する決議」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議 長（原 源次） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、笹沼美保議員。

3 番（笹沼 美保） 執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会の設置に関する決議について、趣旨説明をいたします。

南箕輪村議会では、平成20年に村議会議員の審議会等就任における議会としての意見を当時の村長に提出し、考え方として、議会で議決する事項を協議する審議会等にあつては、極力参加しないことや審議会等の役職には就任しないことを基本とするなどが記され、様々な審議会等に就任する議員数も示されています。それから15年がたち、審議会等の状況も変化してきたことから、議員の関わり方を慎重に検討する必要があるとの結論に至り、特別委員会を設置するものです。

また、平成29年の地方自治法改正で議会選出監査委員を選任しないことができるようになり、こちらも村と議会の現状を踏まえて、特別委員会においてその必要性を検討するものです。

以上、趣旨説明といたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会委員の選任については、南箕輪村議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、執行機関の附属機関等の委員及び議会選出監査委員の就任検討特別委員会委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第4、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村課設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

3番、笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。反対の立場から討論させていただきます。

この議案に関連して、村側からは12月11日の全員協議会において、機構改革に伴う条例改正を行いたい旨と、課の業務の移管や新設についての簡単な説明を受けました。それぞれの課に配属する人数や機構改革に伴い想定される予算、庁舎内の配置など、村側には構想があるようでしたが、口頭による簡単な説明のみで、私たち議員が全員納得してこの議案を通せるような説明ではありませんでした。定例会開会中の全員協議会ではなく、開会より前に説明の機会を設け、議案について議会できちんと審議できる時間を持てるようにする必要があったのではないかと思います。

今回の機構改革のように、極めて重要な議案に対しては最終日に追加議案として提出し、ほぼ即決となることがないようにすべきだと考えます。

機構改革は必要であると思いますし、期待しているところではありますけれども、この内容に関し、その善しあしを判断するに至っておりませんので、現時点でのこの条例改正案には賛成いたしかねます。

以上です。

議長（原 源次） 賛成討論はありませんか。

9 番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 村長は2年前に公約を掲げて、新たに課をつくって一元化するというを前から私たちは聞いております。課を設置する権限もあります。口頭というよりは資料が2枚ありました。そこで説明不足であれば何が聞きたいかを言うべきでありまして、私はこれはすばらしいことだというふうに理解しております。

こういうふうに早めに公約をはっきり言って予算をつくるということは、村長の権限でもあり、私はそのことを信じて賛成いたします。

議長（原 源次） 反対討論はありませんか。

5 番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤です。反対の立場から申します。

機構改革については、趣旨、目的については異論がないところであります。今回の改革の説明については、説明資料が不足し、明確さに欠けて理解しにくいという部分がありました。それで、分からない部分は本会議でお聞きしたいと、そんなふうに考えておりました。機構改革は、村民の利便性や庁舎内の分かりやすさ、こういうものが必要であり、また各課の業務等についての効率化を図るものと考えております。

そこで、結構改革の中で各課がそれぞれあるわけですが、観光森林課の大芝高原での業務については、庁舎より4キロほど離れたところにあるというようなことで、利用する住民にとっては大変不便であり、負担であるということで、庁舎内に設置して利用者の利便性を図るというようなことで、庁舎内に設置を願うところであり、機構改革については一部不十分であると考えます。

また、説明の中に施設の改修についての項目があり、予算も計上されておりますが、改修図面等の提示が望まれたところであります。

以上です。

議長（原 源次） 賛成討論はありませんか。

1 番、西森議員。

1 番（西森 一博） 1 番、西森です。

やはり資料不足というのは否めないなと思っておりまして、あれで判断するのはなかなか厳しいところではありました。しかし、追加で説明を聞きまして、それを受けてそれも含めて判断したところではあるんですが、はっきり言ってもやもやして、最終的にまだ結論を決められなかったというのが本音です。

といいますのも、住民の方から、報道を見たのかで機構改革があるということを尋ねられたんですが、私ははっきり言って答えられませんでした。住民代表という立場でありながら、それについてお答えができなかったということが申し訳なかったなという思いもありまして、ただ、機構改革に関してはとてもいいなと思っておりまして、やはり住民サービスの向上というところの部分で、やはりここは進めていかなきゃいけないというところに重点を置きまして、できるだけ早めに進めていただきたい。そして確実な住民サービス向上を目指していただきたいという思いを込めまして、賛成という立場をとらせていただきました。

以上です。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

反対討論、賛成ですか。2 人賛成ですか。

8 番、太田議員。

8 番（太田 篤己） 賛成討論ですが、私もこの議案については、趣旨は当然ながらそのとおりやるべきもの、そういうふうに考えます。ただ、皆さん今おっしゃっているように、その説明の仕方といいますか、内容がややちょっと不十分な部分もあったのかなということを感じておりますけれども、ただ、この条例を否とするものではない、そんなそれほどのことではないと思っています。

説明によって、これはもう当然必要だなということはよく分かりますし、これを否とすることによって村政の遅滞を生むというようなことを考えると、これはもうそういうことはあってはならないというふうに考えますので、賛成をいたします。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですか。

反対討論はありませんか。

7 番、百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7 番、百瀬です。賛成の立場から討論をさせていただきます。

我々議員、執行部側、お互いに村長も我々議員も選挙で選ばれた立場でこの場にいるわけです。この議場で議論して、住民のためになることを決めていくわけですから。それで選良って言われるらしいですが、この件、いろいろ意見、反対の人の意見も今聞きましたが、大筋で反対するわけではないというような言い方もされておりました。

この場で決めるべきことっていうのは、この条例っていうのは、我々こういう議員必携っていうのをいただいてこれを基にやっているわけですが、住民の代表としてこの議員はいるわけです。この場に。住民が賛成する内容であるのかどうなのか、この条例がこの村の住民のためになるかどうかっていうところが一点、一番大事なところなのかなと思います。

確かに、私も全員協議会で説明を受けただけでは少し説明が足りないのかなっていう思いは感じており、その後に説明をしていただけるという日程を取っていただいたっていうふうに伺っております。大筋、やはり行政は縦線で横のつながりがなかなかない。なかなか住民が窓口をたらい回しされるっていうところがあります。それをワンストップで改革をしていくっていう流れは、私はやはりやっていかなければいけないし、それがまだまだ途上にある改革だと思うんですね。村民のための改革をしていく、その改革をするための条例を決める、これが説明不足だからこれには反対するっていうのはどうなのかなっていう、私自身は思うんですが、この条例が決まって機構改革が進んで、住民が使いやすい役場になったよなって言われるような改革になるっていう、大まかな説明ですが、私はそうなるというふうに判断をしております。

我々やはり議員は、ここで村民の代表として、良いことなら賛成していかなければいけない。それがやはり歴史法廷の被告人って言われる、これ中曽根元総理が言われた言葉ですが、やはり重たいんですね。ですから、私はこの条例に賛成して、改革を進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 以上で討論は終わります。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「南箕輪村手数料徴収条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

村の原案に賛成の方の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 村の原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

6番、山崎議員。

6番（山崎 文直） 山崎です。

先ほどの条例改正案がありましたけれども、それに伴う補正予算であります、私も思うには、先ほどの午後説明を受けましたけれども、これは正式な委員会ではありませんので、そういう意味では、これを認めるという形にはなりません。ただ、気持ちとしては機構改革というのは必要でありますし、今現在、長野県的にもいわゆるこの福祉部門や何かをまとめるということが進められています。難しい名前でも重層的支援体制整備事業というのはこの前も聞いて、これはこれからも必要だなということでもあります。

そのためには、いろいろ改善するにも役場の中にも必要ですし、住民の方からもいろんな意見を聞きながら改革をしていくってことが必要ではないかなという意味でありまして、そういう意味では、今日の議案についても拙速な面があるかなというもので、それに対する予算案ということでもありますので、これについては今回反対をしていくということになりますので、よろしくお願いします。

議長（原 源次） 村の原案に賛成の方の討論はありませんか。

太田議員。

8 番（太田 篤己） 先ほどの議案9号でしたかね。9号ですね。これで一応、先ほど議案が通ったわけですけども、この議案に基づいて、村の予算の原案に私は賛成をいたします。

議長（原 源次） 修正案に賛成の方の討論はありませんか。

5 番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） この予算計上をした中で、それぞれの改造計画の予算が立てられておりますが、その根本となる改修設計図とかそういうものが表示されない中で、予算執行されるということはちょっと問題じゃないかと思いますが、しかし、機構改革においては賛成多数でなされたわけであります。

しかし、その根拠となる数字の積算から始まって、行うべき書類等が当然必要だということで、この一般会計には一応反対、修正には賛成ということでお願います。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

初めに、修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第5、委員会閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月定例会、大変お疲れさまでした。また、全議案、可決決定をいただきありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました様々な御意見、御提言、そして、今回説明不足と言われたところは、しっかりと反省事項として今後の行政執行や村づくり、地域づくりにしっかりと生かしてまいります。

さて、令和5年も残すところわずかとなり、現在、新年度の予算編成を行っております。学校給食センターの建設もほぼ完了し、学校関連は一段落と思っておりましたが、南箕輪小学校の大規模改修が、北校舎、南校舎、そして中校舎と複数年かけてこれから始まってまいります。あらゆるものが値上がりをし、予算編成、大変苦勞するところではありますが、健全財政を維持しながら人口増加への対応、子育て支援、また教育施策の強化、住民福祉の充実

を図り、いつまでも幸せに暮らせる村づくりへ頑張ってまいりたいと思います。

これから本格的な冬になってまいります。気象庁の予報によりますと、12月からの3か月間、こちらにつきましても全国的に気温が平年より高く、降雪量も少なくなる見込みと予想されております。そのような予想の中ではありますが、豪雪にならないことを願いながら、降雪時には事業者やまっくん除雪隊の皆様から御協力をいただき、雪対策には万全を尽くしてまいります。

2024年が村にとりまして、また村民の皆様方にとりまして大きな希望が持てるような年に、そして、多くの皆様がより村づくりに参加する契機となることを願いまして、また村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（原 源次） これをもちまして、令和5年第4回南箕輪村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） お疲れさまでした。

閉会 午後4時32分